

令和7年第447回定例会

矢吹町議会会議録

令和7年3月7日 開会

令和7年3月18日 閉会

矢吹町議会

令和7年第447回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	9
組合議会報告	9
町政報告並びに施政方針	10
議案の上程、説明(議案第2号～議案第22号)	19
散会の宣告	23

第 2 号 (3月10日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
職務のため出席した者の職氏名	26
開議の宣告	27
一般質問	27
梅宮美和子議員	27
芳賀慎也議員	33
小島紀子議員	44
富永創造議員	58

散会の宣告	70
-------	----

第 3 号 (3月11日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
一般質問	73
堀井成人議員	73
高久美秋議員	82
三村正一議員	96
会議時間の延長	115
青山英樹議員	115
発言の訂正	134
総括質疑	135
議案・陳情の付託	136
散会の宣告	136

第 4 号 (3月18日)

議事日程	137
本日の会議に付した事件	137
出席議員	137
欠席議員	137
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	137
職務のため出席した者の職氏名	138
開議の宣告	139
議事日程の報告	139
議案第2号、第3号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	139
議案第4号、第5号、第9号、第10号、第11号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	141
議案第13号、第14号、第15号、第16号の委員長報告、質疑、討論、採決	145
議案第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の委員長報告、	

質疑、討論、採決	1 4 7
日程の追加	1 5 1
諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 5 2
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
閉会の宣告	1 5 4
署名議員	1 5 5

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

令和7年第447回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年3月7日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告並びに施政方針

日程第 5 議案の上程

議案第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・
第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20
号・第21号・第22号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅	宮	美	和	子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎	也		4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美	秋		6番	鈴	木	浩	一
7番	富	永	創	造		8番	三	村	正	一
9番	鈴	木	隆	司		10番	青	山	英	樹
12番	角	田	秀	明		13番	堀	井	成	人
14番	藤	井	源	喜						

欠席議員(1名)

11番 熊 田 宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 副 町 長 鈴 木 一 史

教 育 長 大 杉 和 規 代表監査委員 佐 藤 昇 一

総務課長	正木孝也	企画・デジタル推進課長	国井淳一
まちづくり推進課長	神山義久	会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦
税務課長	小磯剛	保健福祉課長	山野辺幸徳
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美	商工観光課長	柏村秀一
都市整備課長	有松泰史	上下水道課長	西山貴夫
行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部正人	教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊
生涯学習課長	渡辺憲二	子育て支援課長	小椋勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 開会する前に、傍聴されている方にお願ひがあります。

携帯電話をお持ちになっている方は、マナーモードにさせていただきか、電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

また、お配りしましたチラシ、「議会を傍聴される皆さんへお願ひ」のとおり、お静かに傍聴されるようお願い申し上げます。

皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第447回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、矢吹町議会会議規則第120条の規定により、

11番 熊田宏 議員

12番 角田秀明 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、10番、青山英樹議員。

[10番 青山英樹議員登壇]

○10番（青山英樹議員） 議場の皆さん、おはようございます。

また、早朝よりお忙しい中を傍聴にお越しいただきました傍聴者の方に関しましては、心より敬意を表し感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、第447回矢吹町議会定例会が本日3月7日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月5日

午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画・デジタル推進課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について、事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日3月7日から3月18日までとし、会期日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月7日から3月18日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月7日から3月18日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会及び福島県町村議会議長会令和6年度第2回定期総会における議案書等の写し並びに議案書等説明のため出席を求めた者の報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（藤井源喜議長） これより例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一代表監査委員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、11月分を12月25日に、12月分を1月23日に、1月分を2月27日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月24日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

初めに、産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果を報告いたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第442回矢吹町議会臨時会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業民生常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査経過。

今回の視察研修は、当町の課題でもある地域公共交通の取組状況についてと経済活性化の取組について調査研究するため、群馬県太田市の事業を参考にすることとして研修してまいりました。

研修調査の内容は、1、地域公共交通では、基本構想や実施状況等について説明をいただき、次にA Iデマンドバスおうかがいバスと、高齢者買い物支援事業お買い物クラブとして有償ボランティアドライバーによる無料市営バス運行について説明をいただきました。

1、おうかがい市バス。

目的は、市内在住で歩行以外の移動手段を持たない外出困難な高齢者等の買物などを支援する7人乗りの乗合バスであります。

運行内容。自宅から停留所間として指定地区内の運行。

運行日時は月曜日から金曜日の7時から16時までの乗車として、予約方法は電話及びインターネットであります。

料金は片道200円で、運行台数9台、令和6年8月に2台増車となっております。

登録条件は70歳以上、障害者手帳及び療育手帳保持者。ただし運転手は乗降を介助しないので、1人で乗り降りすることができる方となっております。

実績については、令和3年度、令和4年度、令和5年度、3年間載せてありますが、利用者数では3年度が1万5,555、4年度、5年度については1万8,000人を超えております。

委託料でございますが、3年度が3,506万8,677円、4年度が3,601万69円、令和7年度が3,492万1,530円となっております。

運行台数につきましては、令和3年度6台、4年度、5年度は7台となっております。

オペレーター、これは電話のオペレーターですが、3年度、4年度は2名、2名、それから5年度については6名となっております。

1台当たりの委託料については580万、令和3年度が584万4,000円、それから令和4年度が514万4,000円、令和5年度が498万8,000円となっております。

2番目に、買い物困難高齢者支援事業、愛称でお買い物クラブというような愛称になっておりました。この事業は、令和6年6月より開始いたしました。

事業の目的として、市内に居住する高齢者の日常生活において必要な買物を市が住民ボランティアと共に支援して、生活環境の向上や社会参画の促進に資することを目的としたものであります。

次に、利用対象者登録条件であります。市内に居住し申請時の年齢が70歳以上の者のみで構成される世帯の者、徒歩や自転車以外の交通手段がない者となっております。

この関係のドライバー、有償ボランティアについてでございますが、お買い物クラブのドライバーはボランティアスタッフの中から市長が選任しておりました。

登録条件といたしまして、普通免許を保有し運転歴10年以上の者、申請時の年齢が70歳以下の者などございます。

報酬は1回2,000円、1回追加ごとに1,000円の加算となっております。

当初、応募者164名があったということでございます。

利用内容としましては、利用は週に1回として、原則、同じ曜日、同じ時間とする。利用者はあらかじめ市長から指定された時刻に自宅を出発する。利用者は、スーパーマーケット等へ到着後は、指定された時刻までに指定された場所に集合する。買物時間は30分とします。利用料は無料。各行政センターの開所日の午前中というようなことになっておりました。

運行開始、登録開始日の登録者数は88名となっております。

事業実施前はドライバーの応募者の確保が懸念されましたが、164名の応募があり、懸念は解消されたと担当者のほうから申されておりました。

実施事業後の課題でございますが、登録条件の緩和、地区定員超過の場合の対応、ニーズに踏まえた利用内容の検討が必要とのことでありました。

次に、太田市のデジタル金券OTACOカードについてでございますが、市内における経済の活性化、市内事業者の支援とキャッシュレス化の推進を目的としたデジタル地域通貨で、スマホアプリや専用カード、定額とチャージ式磁気カードがございまして、これが利用できて、令和4年10月より開始されております。

令和6年12月現在、会員が6万5,000人で、発行額が30億円以上となっております。

特筆すべきは、市が実施する給付金、報奨金、補助金などを、OTACOポイントや定額カードを使用し、市内経済の活性化を図っていること、また、当町で実施のプレミアム商品券と同じくプレミアムキャンペーン等を実施しておりました。

今回の研修については、地域公共交通の取組状況や経済活性化の取組状況について、いずれも当町の実施事業において大変有意義な研修調査になったと思います。

なお、今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感などにつきましては、報告書にまとめてありますの

で、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました太田市議会、高田靖議長並びに太田市議会事務局の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 次に、議会運営委員会副委員長、10番、青山英樹議員。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会委員長、熊田委員長が欠席とのことですので、私、副委員長のほうから報告をさせていただきます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第442回矢吹町議会臨時会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議会運営委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

なお、調査結果につきましては、委員長欠席のため、急遽、私の報告というふうになりまして、調査結果につきましては、皆様のお手元には委員全員の報告が述べられております。私がこれから述べる調査結果につきましては、私の概要を所感とさせていただきますことをご容赦お願い申し上げます。

調査結果。

当委員会におきましては、先月2月12日、宮城県遠田郡涌谷町を対象とし、涌谷町財政再建計画について、また、涌谷町の人口減少対策についての2点を調査すべく、涌谷町を訪れました。涌谷町は、当町との類似団体であります。人口が1万5,000人から2万人の間の町であり、農業、工業、商業といった産業別での就業人口の構成比が同じ町同士であるということになります。

この当町との類似団体である涌谷町に着目したのは、涌谷町は5年前に財政非常事態宣言を発令し、昨年11月に解除したことであります。なぜに財政非常事態宣言を発令したかの理由は、財政調整基金、町の貯金であります。この町の貯金残高が減少して将来に枯渇し、企業の倒産に当たる財政再生団体になる最悪の事態が想定されたためであります。当時の涌谷町の貯金、財政調整基金は約6億3,000万円ありました。当町、矢吹町の1年前の話ですが、令和6年度、今年度の当初予算の審議が行われた当時における矢吹町の財政調整基金は約8億4,000万円ありましたが、年度中に約4億9,000万円の取崩しが予算に計上されており、令和6年度末、今月末の話となりますが、財政調整基金、町の貯金は約3億5,000万円しか残らなくなるという見込みでの懸念が高まる経緯がありました。

若干、涌谷町と我が矢吹町が異なるところは、矢吹町では企業会計としての病院会計を持っていない点であります。涌谷町では、一般会計からの病院会計への持ち出しが多くなり、財政調整基金からの繰り出しが相当の負担になっていることが分かりました。また、涌谷町では、公営事業等への繰り出しや一部事務組合等への負担金等の繰り出しも多くあり、その分、投資的経費が抑制されている財政運営であることも、財政分析する上で明らかになりました。当町、矢吹町も公営事業である上下水道事業や一部事務組合等への負担金などの繰

り出しが多くなってきており、涌谷町ほどの規模にはなってはいませんが、近年での歳出における補助費、物件費、人件費などが歳出構成比の上位を占めていることは涌谷町と似た傾向があり、涌谷町と比較し学ぶべきことは多くありました。

そして、調査においては、涌谷町財政再建計画の内容とその効果額が示され、5年間で11億6,000万円の効果を生み出し、財政調整基金は6億円から15億円まで回復し、さらに実質公債費比率や将来負担比率などの各財政指標が改善されたとのこと。これらの改善に至った取組では、収入の確保に関しては、施設使用料について減免などを見直し、料金を改定、放課後児童クラブ利用料の創設、ふるさと納税の推進が約8,000万円の効果を生み出し、新たな取組として特筆するところかと思われました。また、未利用資産の売却による財源確保も約9,000万円もの功を奏していると理解できました。

際立ったのは、経費の見直しであります。特別職人件費の削減を町長20%、副町長10%、センター長10%、議会議員5%を行い、職員管理職手当について50%削減し、退職職員分不補充などによる削減が大きな効果となっていることが示されました。これらで約1億2,000万円もの経費削減につながったとのこと。

特に気づいた点は、各種団体の見直しでの補助金削減協力による効果が約2,500万円の効果となったことが挙げられます。

しかしながら、課題もあります。当町としても関心があるところですが、各種委託業務の仕様見直しでの経費削減では、委託業務量の増加などから思うような効果は得られず、逆に経費の増加となった事案が見受けられたことも示されていました。

なお、当委員会からは、今回の調査において、涌谷町財政再建計画について、事前に8項目の質問を提示しておりましたが、これらに対して丁寧にご教示賜り、また、調査において当委員会委員からも涌谷町企画財政課課長さんをはじめ、涌谷町議会議長、涌谷町議会運営委員会委員長へ積極的に質問を行い、特に非常事態宣言を発令するに当たっての判断のタイミングやそれに伴っての町民感情の状況、様々な懸念事項等について伺うことができました。

結論としましては、涌谷町においては、財政非常事態宣言に対して、町、議会は、町民との共有ができた、町が大変ならば我々町民も我慢しなければならないといった共有感を持った旨の回答がなされました。涌谷町では、「町民の命と安全を守る」をスローガンに、福祉に重点を置いた町政を推進してきた町です。その上で、町が国民健康保険病院を企業会計として存続させてきた経緯があります。これらが町民に理解をもたらして、町と町民が一体となり、財政非常事態宣言解除へつながったものと思われまます。町民の理解が大事であり、そのために町は何をしてきたかが大切であるとの思いを教えられたものと感じます。

改めて涌谷町で策定した財政再建計画の実施計画と取組による効果を拝察し、類似団体として当町の財政運営においても生かすべき事案は数多くあるものとの認識に至った調査でありました。

今回の調査におきましては、当初申し上げましたとおり、調査事項は2点ございましたが、財政再建計画への調査に傾注するあまり、人口減少対策についての時間配分が少なくなり、逆に涌谷町さんが福島県内の大玉村や西郷村を調査先として選定し、人口減少対策に関して調査したことを教えていただくにとどまり、調査結果に至らないこととなりましたことは残念であり、また、大変申し訳なく反省申し上げます。

なお、今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感などにつきましては、報告書にまとめてありますの

で、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました涌谷町議会、大泉治議長並びに議員の皆様、涌谷町、遠藤稔雄町長、大崎俊一副町長、企画財政課並びに議会事務局の職員の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

以上、報告を閉じます。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎組合議会報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、私から、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、令和6年12月24日に開催されました令和6年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

提出されました議案は3件であります。

内容につきましては、議案第12号の条例改正につきましては原案のとおり可決されました。

また、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和6年度一般会計補正予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和7年2月21日に開催されました令和7年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は5件であります。

内容につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例改正1件と令和6年度一般会計補正予算及び令和6年度水道用水供給事業会計補正予算、令和7年度一般会計予算及び水道用水供給事業会計予算の予算関連4件であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、2月26日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第76回定期総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われました。

引き続き、県下町村議会議長の出席の下、定期総会が開催されました。

提出議案等の内容につきましては、役員異動報告、令和5年度会務報告及び令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和6年度一般会計補正予算（第1号）、令和7年度会費分賦収入方法並びに令和7年度事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧いただきたいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴に来られた方、本当にありがとうございます。

第447回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第447回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、A I活用型オンデマンドバス「のーと矢吹」についてであります。本事業は、移動手段を持たない方々の交通手段を確保し、将来に向けて誰もが町内を便利かつ安全に移動できる交通環境を整備することを目的として、町内全域を対象に令和7年1月15日に運行を開始いたしました。

本オンデマンドバスは、利用者が必要などきに必要場所へ移動できるようにA I技術を活用して効率的な運行を実現しており、利用者は電話やアプリ、LINEなどを通じて簡単に予約を行うことができます。運行時間は午前8時から午後6時までとなっており、運賃は大人の場合1乗車400円で、町内どこでもご利用いただけます。

なお、運行開始に当たっては、役場正面玄関前において出発式を開催し、多くの関係者の皆様とともに出発を祝し、テープカットを行いました。

利用者からは、「以前はコミュニティバスを利用していたが、自分が行きたいときに行けるので、便利になった」、「タクシーは費用が高いため、400円の利用料金は助かる。両親も車に乗れないので、勧めようと思う」などの声をいただいております。

オンデマンドバスが子供から高齢者、さらに障害者を含む多くの住民の皆様にとってより一層便利で安全な交通手段として活用されるよう、さらなる充実を図ってまいります。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります。

令和3年度に事業化された矢吹鏡石道路につきましては、住民説明会における地域住民の皆様方の要望に沿った交差点に修正された計画により、都市計画法の手続が完了いたしました。今後、用地買収のための調査に着手していくこととなるため、引き続き沿線住民や道路利用者の声に寄り添った道路整備となるよう、町といたしましても、国、福島県と連携しながら事業推進を図ってまいります。

次に、矢吹町複合施設KOKOTTOの福島県建築文化賞受賞についてであります。

地域の周辺環境に調和し、景観上優れている建築物が表彰される福島県建築文化賞は、本年度第40回目を迎えますが、このたびKOKOTTOが優秀賞に選ばれ、2月5日、福島市の杉妻会館にて内堀雅雄福島県知事より賞状等が授与されました。東日本大震災により甚大な被害を受けた中心市街地復興のシンボルであるKOKOTTOについては、「集い・学び・遊び・育む、フロンティア広場」をキャッチフレーズに、子供から高

年齢まで年代を超えて交流できる拠点として活用されていることが高く評価されました。

次に、子ども議会開催事業についてであります。11月22日、矢吹町議会議場において令和6年度第18回子ども議会を開催いたしました。

町内4小学校から子供議員20名が選出され、うち5名の子供議員から、「家庭で過ごす時間を増やしたいので、夏休みを長くしてほしい」「中畑公園に夏でも涼しく遊べる憩いの場を整備してほしい」、「とても楽しかった日本三大開拓地子ども交流事業の交換留学制度を検討してほしい」、「通学路の安全性のための舗装や改修事業を計画してほしい」、「体育館に適切な冷房設備をつけてほしい」など、子供目線による一般質問があり、自分のためではなく、誰かのために、みんなのためにというそれぞれの思いが込められた提案をいただきました。

ここまで、町政報告から4点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向けて、議員の皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他、16項目ございますが、については、お手元に配付いたしました第447回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

失礼しました。

続きまして、令和7年度施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には、平素から町政運営にご支援をいただきまして、心から感謝申し上げます。

本日ここに、第447回矢吹町議会定例会を招集し、令和7年度予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「有事」から新たな「平時」に向けた自治体運営。

初めに、「有事」から新たな「平時」に向けた自治体運営についてであります。

本町は、平成23年3月の東日本大震災以降、幾多の困難に直面してまいりました。震災からの復旧・復興期を経て、令和元年の東日本台風、いわゆる台風第19号、による豪雨災害、そして令和3年及び令和4年と続いた2年連続の福島県沖地震等の災害対応、そして令和2年からの新型コロナウイルスの感染症というまさに未曾有の危機に立ち向かい、その後の社会変容にも対応を迫られるという、言わば「有事」の連続でありました。

このような中でも、町民の皆様様の安全・安心の確保、福祉の充実、教育環境の整備を最優先課題として、国や県の補助金、交付金を活用し、積極的に事業を展開するとともに、健全化判断比率の一つである実質公債費比率の大幅な改善を図るなど、財政の健全化にも着実に取り組んでまいりました。

しかしながら、国が令和6年度、今年度予算から「震災や東日本台風、コロナ対策で膨らんだ地方の歳出構造を平時に戻す」という基本方針の下、地方への交付金等の財源を縮小する中で、本町の予算額は震災以前の平時の標準財政規模と比較して約2倍に達する状況であり、財政運営は分水嶺に立たされております。

令和7年度、来年度は、「有事」から新たな「平時」へ転換し、未来の矢吹をつくっていくため財政規模の適正化を図ってまいります。

ただし、これは単に緊縮財政を行うということの意味するものではありません。知恵と工夫を凝らし、未来

への投資をしっかりと行いながら、DX等を活用した利便性と行政効率の向上、持続可能な行政運営の基盤の確立を進めてまいります。

特に、次の重点施策について積極的に取り組んでまいり所存であります。

2、令和7年度重点的に取り組む施策。

それでは、令和7年度に重点的に取り組む施策について、第7次矢吹町まちづくり総合計画の「まちづくりの柱」に沿って申し上げます。

子育て・教育・文化・スポーツ。

初めに、子育て・教育・文化・スポーツに関する取組であります。

本町では、「若い世代、子育て世代に選ばれるまち」を目指して、子供を安心して生み育てられる相談体制の構築や経済的な支援の拡充等、子育てしやすい環境整備を進めてきたところであります。常に子育て世代の視点に立ち、家庭だけでなく、職場や地域全体の子育て支援により、「子育てするなら矢吹町」と選ばれるまちを実現してまいります。

この取組の一環として、本町はこども家庭庁の「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組に賛同し、昨年10月1日に矢吹町こどもまんなか宣言を宣言し、町内12の企業や団体等の皆様と共にこどもまんなか応援サポーターに就任いたしました。本宣言は、子供たちのために何が最もよいことを常に考え、健やかで幸せに成長できる社会を実現するという国の趣旨に共感、賛同したものであり、今後は矢吹の将来を担う子供や子育て世帯を真ん中に位置づけ、諸計画の策定やサポーター等の事業の実施に取り組んでまいります。

また、全ての子供、妊産婦、子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健を一体的に支援する拠点整備として、令和7年4月より、現在、文化センター内にあるこども家庭センターを保健福祉センター内に移転する準備を進めており、子育て世帯にさらに寄り添った切れ目のない支援を展開してまいります。

なお、乳幼児や未就学児の保育・教育の充実については、民間保育園等や町立幼稚園との連携強化を図り、発達段階に応じた健やかな成長を促すとともに、待機児童解消継続事業により保育士の確保に努め、子育て世代の負担軽減及び地域の保育ニーズに柔軟に対応してまいります。

次に、学校教育の充実については、各教室に配置されている電子黒板、児童生徒一人一人のタブレットを活用したICT教育の取組により、論理的思考とデジタル社会に対応できる力を身につける学習に取り組んでまいります。

また、子供たち目線で考えるまちづくりについては、小学6年生が子ども議員として活躍する子ども議会開催事業や、中学生が自ら町の課題を主体的に考え、地域の協力を得ながら、対話や体験により解決策を自ら見いだしていく矢吹創生学などを通じ、子供の意見を尊重してまいります。

なお、矢吹町立小学校の適正規模及び適正配置について議論を進め、将来の望ましい小学校の目指す姿の検討を深めてまいります。

全ての子供たちが健やかに成長できるよう、支援を惜しむことなく取組を進めてまいります。

次に、生涯学習の分野では、複合施設KOKOTTOを中心に、子供から高齢者まで生涯にわたって学べる機会の充実を図ってまいります。

文化・芸術の振興については、県内6方部ごとに年次交代で開幕式典・開幕行事が開催される福島県芸術祭

が、この9月に矢吹町文化センターで開催されます。開幕行事では、本町において町民文化祭あゆり祭を50年以上にわたり継続して実施している歴史を背景に、県南地域及び矢吹町の魅力を町内外へ積極的に発信してまいります。

また、歴史民俗資料の活用につきましては、関係者や学芸員等の専門家との協議により、民俗資料の活用や保存、歴史民俗資料収蔵の整理を進めるとともに、子供たちにも本町の歴史を感じることができる企画展示を検討してまいります。

スポーツの推進では、「スポーツ×デジタル振興プロジェクト」の中心となる拠点整備、人材育成を進めるとともに、既存のスポーツや健康等の各種事業との連携を図りながら、将来を見据えた運営方法について検討するなど、スポーツにデジタルを効果的に活用し、子供から高齢者までの心身の健康づくりを推進してまいります。

地域産業・雇用。

続いて、地域産業・雇用に関する取組であります。

本町の農業政策には、農家の高齢化、担い手不足、家族経営の限界、遊休農地の拡大などの課題があります。担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる「稼げる農業」への支援を強化してまいります。

農業経営の形態支援として、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画に基づき、担い手農家等への農地集積・集約化を推進するとともに、土地改良事業による圃場整備の推進及び強い農業づくり推進事業や環境に配慮した持続可能な農業による安全・安心な農産物作りを推進してまいります。また、担い手の支援として、育成活動、機械導入、スマート農業、法人化、経営改善計画などについて、担い手の経営に合わせた支援策の充実を行ってまいります。

用水の供給が困難な圃場については、耕作放棄地にならないよう畑作物への転換等を図り、農地としての持続的な利用を促すよう検討いたします。

なお、農家の所得向上策につきましては、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化拡充を図るとともに、飼料用米などの新規需要米の作付に対し、現状に合わせた町独自の上乗せ助成を図ってまいります。

加えて、一般社団法人日本食農連携機構との連携により、集落営農や農業生産法人による共同経営に関する先進的な事例を調査研究し、本町に新しいブランドとなる魅力ある農産物の開発、そして産地化を図るための農業体系の構築に力を注いでまいります。

企業訪問については、トップセールスを通じて本町の恵まれた交通環境などを積極的にアピールし、情報収集に努めてまいります。また、新規企業だけではなく、既存企業との関係強化にも努め、企業の不安や課題、今後の目標等を共有しながら、企業活動の活性化や雇用の維持・拡大が実現できるようサポートしてまいります。

こうした取組を通じ、町民の皆様の働く場所の確保につなげてまいります。

企業の振興策については、町内事業所が現在抱えている人手不足問題を解決するため、やぶき経営懇話会主催による光南高校における合同企業説明会の開催や職場体験の実施、外国人技能実習生を対象とした生活ガイドの周知や交流イベントを実施し、企業の人材確保を図ります。

失礼しました。

商業活性化対策推進事業については、創業者に対する支援策を講じるとともに、担い手不足等に起因する小規模事業所や店舗の廃業を防ぐことを目的とした事業承継を支援する取組を実施します。また、町内全域における空き店舗等を利用した出店に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ります。

企業誘致促進事業につきましては、より一層の企業進出を促すため、企業立地奨励金制度の対象業種を拡大し、進出企業に対する支援策を拡充します。奨励措置の対象となる事業施設等の業種に、これまでの製造業、運輸業及び情報通信業に農業を追加し、農業版企業誘致を推進するとともに、新たに農業版企業立地奨励金を創設するとともに、企業訪問を通じ積極的にPRしながら取り組み、活気とにぎわいのあるまち、住みやすく幸福度の高いまちを目指し、全力で企業誘致に取り組んでまいります。

健康福祉。

続いて、健康福祉に関する取組であります。

介護保険支援事業につきましては、高齢者が安心して住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちを目指し、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。

なお、令和7年1月より、町内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の権利擁護を図り、自分らしく地域で安心して生活ができるように、成年後見支援センターがスタートしております。今後は、成年後見制度等の普及及び相談、利用促進を図ってまいります。

また、健康寿命の延伸という観点から、介護予防事業に力を入れてまいります。要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して引き続きフレイル予防への対応、閉じ籠り予防・支援、認知症予防・支援等を実施いたします。

障がい者自立支援事業については、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援給付により、障害児及び障害者が地域社会で自立した生活を送れるよう、総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ってまいります。

また、手話言語及びコミュニケーション条例に関する新たな取組として、希望する小学校での手話の出前講座を実施し、手話が言語であることやコミュニケーション手段としての理解と普及に努めてまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、一人暮らし高齢者等への家庭ごみの訪問収集や配食サービス及び緊急通報システム事業による見守り体制の整備に加え、訪問理美容サービス事業、高齢者にやさしい住まいづくり支援事業、高齢者補聴器購入費補助金交付事業等を実施することで、地域で安心して自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

加えて、元気な高齢者活動事業、高齢者生きがいづくり事業など、多年にわたり社会に貢献していただいた皆様の活動を支援する事業に取り組んでまいります。

地域公共交通計画につきましては、「行きたいときに、行きたい場所へ」をスローガンに、暮らしの移動を便利にする取組として、AI活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の実証実験運行を令和7年1月15日から実施しております。

令和7年度は、高齢者の移動手段にとどまらず、子供から大人までの幅広い世代の地域の足となるよう、利

用者のニーズを的確に捉え、サービス向上に努めながら事業を推進してまいります。

また、観光分野における活用も検討しており、本町の魅力の一つである交通の利便性を対外的にPRするとともに、近接する空港、鉄道、高速交通網と「のるーと矢吹」を連携させることで、国内観光客はもとより訪日客需要（インバウンド）への対応も強化するなど、観光の足を確保することで、地域経済の活性化を図り、持続可能な公共交通網の構築を図ってまいります。

さらに、地域公共交通の充実、子供たちの安全な登下校や部活動等の移手段の確保等への活用も考えられることから、将来の発展性も見据えて準備を進めてまいります。

生活基盤・環境。

次に、生活基盤及び環境についてであります。

国土交通省東北地方整備局の大規模事業である一般国道4号矢吹鏡石道路及び阿武隈川緊急治水対策プロジェクトについては、国の主導の下、実施される事業ではございますが、将来のまちづくりにおいて大きな影響があるということで、安全・安心な整備はもとより、町民の皆様にも恩恵がある事業となるよう努めてまいります。

一般国道4号矢吹鏡石道路につきましては、地域住民や道路利用者等からの要望に沿った交差点に修正された計画により、令和6年度、都市計画法の手続が完了いたしました。令和7年度以降は、用地買収のための調査に着手していくこととなるため、地域住民等の声に寄り添った道路整備となるよう、事業のさらなる促進へ向け、関係機関との協議を進めてまいります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにつきましては、遊水地事業の推進と合わせ、農地利用も含めた区域内の利活用について検討が進められております。本町、鏡石町、玉川村の3町村の特色ある意見を反映させるため、阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会のほか、作業部会においても検討を行うなど、地域振興に資する持続可能な利活用の方向性等について協議を進めてまいります。特に、遊水地の維持管理や利活用に必要なヒト・モノ・カネを誰がどう負担するのかや、流域治水・遊水地に対する流域市町村、特に下流域の理解醸成が大変重要であることから、引き続き議論を深めてまいります。

両事業とも、関係者及び地域と丁寧に関わりながら、地域や個人の課題、意見等が事業にしっかり反映できるよう、国・県に対し積極的に要望活動を行ってまいります。

DX。

次に、デジタル田園タウン構想についてであります。

国では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上を図り、地域活性化を目指す政策として、デジタル田園都市国家構想を進めております。この背景には、急速に発展するデジタル技術が、地方の社会課題を解決する鍵となり、新たな価値を生み出す源泉となりつつあるという現状があります。

本町でも、デジタル田園タウン構想事業基本方針に基づくデジタル技術の活用により、第7次矢吹町まちづくり総合計画において目指す町の将来像である、都市部を上回る利便性、そして魅力を備える新たな地方像、こういった地方の姿、イメージの実現に取り組んでいるというところであります。

デジタル技術の導入に当たっては、総合計画で定める6つのまちづくりの柱、全ての分野の行政サービス、

業務について、デジタル技術やデータの活用を検討し、住民の皆様の利便性向上を目指すとともに、AI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源、限りあるマンパワーを町民の皆様一人一人に寄り添った温かみのある「Face to Face」の対面サービスに再配分することとしております。

事業を推進する組織体制については、令和4年6月より、私が最高統括責任者、教育長を教育委員会統括責任者、副町長を本部長とする矢吹町DX推進本部を設置し、情報収集、方向づけ、観察、最善の決定、そして実行、これらを繰り返して行っていくというOODAループを活用しながら、柔軟でスピード感を重視した取組を組織と人材の両面から推進する全庁的な体制を構築し進めております。

また、若手職員が専門部会の構成員として積極的に関わっており、デジタル実装、デジタルのこういったまち、組織、社会、これらに対する実装、これらに、実装に向け、町民の皆様全てに恩恵をもたらす「誰一人取り残されない視点」、言うは簡単ですが、実際に実現するのは大変難しい、この非常に重要なツールになると思っております。これや効率性と効果を重視したサービスの提供など、地域に寄り添った安心感がある仕組みづくりを目指し、新たな時代にふさわしいまちづくりを引き続き進めてまいります。

なお、財政に関する取組につきましては、この後、予算の概要及び令和7年度行財政改革の方向性にて述べさせていただきます。

以上、令和7年度に重点的に取り組む事業について、基本的な考えをご説明申し上げました。まちのにぎわいと魅力を創出し、本町のさらなる飛躍と発展を実現できるものと確信して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

失礼しました。それでは続けます。

次に、3、予算の概要。

それでは、令和7年度の予算の概要について、一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計、下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で114億3,267万2,000円、前年度予算比マイナス3億7,177万4,000円でございます。3.1%減となりました。

一般会計の予算規模は79億5,841万円で、前年度予算比マイナス3億8,359万円、4.6%の減となっております。

歳入予算の概要。

歳入の根幹であります町民税につきましては、個人町民税では、定額減税の終了に伴う増加並びに最低賃金の引上げをはじめとする賃上げの影響による給与所得の増加及び米価、米の価格の高騰による農業所得の増が予想されることから、前年度比で増額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税の課税免除の期間終了に伴いまして、事業所の家屋及び償却資産の課税額増による増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税につきましては、国が策定する令和7年度地方財政計画の動向から、全体として前年度比で増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、令和6年度に実施された所得税・個人住民税の定額減税の不足額給付の実施に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増等により増額を見込んでおり、県支出金につきましても、統計調査費県負担金の増等により、増額を見込んでおります。

寄附金につきましては、ふるさと納税について、これまで取り組んできた体制の強化、返礼品の拡充、情報発信等の成果が現れてきておりまして、寄附の増加が予想されることから、増額を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入れは行わず、また、各種目的基金の繰入れを抑制したことにより減額を見込んでおります。

また、町債につきましても、起債事業費の抑制により減額を見込んでおり、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に説明いたしますと、町税が対前年比6.3%増の25億7,414万2,000円、地方消費税交付金が2.6%増の4億6,800万円、地方特例交付金が定額減税の国からの補填がなくなったことにより78.2%減の1,900万円、国庫支出金が17.7%増の12億7,805万6,000円、県支出金が8.0%増の7億754万5,000円、繰入金が81.1%減の1億3,321万6,000円、町債が70.4%減の1億6,800万円などとなっております。

歳出予算の概要であります。

歳入予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書のとおりであります。

4、令和7年度行財政改革の方向性、そして「第7次行財政改革大綱の取組み」。

続いて、令和7年度行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも行財政改革大綱の下、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立などにより、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向・住民満足度の重視・競争原理の導入など、住民本位を基本に、民間の経営原理を取り入れた行財政運営の転換を進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等にも柔軟に対応してきたところであります。

その後も東日本大震災からの復旧・復興や令和元年東日本台風、令和3年及び令和4年の福島県沖地震からの復旧、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、有事の状況が続き、厳しい行財政運営を余儀なくされましたが、職員一丸となって取り組んだことにより、行政サービスの維持・向上に一定の成果を挙げるとともに、健全化判断比率等の財政指標についても一定の改善が図られたところであります。今後、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来による地域コミュニティの弱体化への不安や社会保障費の増加、税収の減少、労働力不足など、様々な問題が懸念されていることから、自立し、持続可能な財政基盤の確立に向け、引き続きさらなる努力が求められるものと考えております。

こうした中、令和6年度から新たにスタートした第7次矢吹町行財政改革大綱では、これまでの理念を継承しつつ、新たな平時に向け、国や県からの財源に依存するのではなく、限られた人員や予算などの行政資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を目指しております。特に、役場庁舎や教育施設などの公共施設や道路、橋梁などのインフラが一斉に改修・更新時期を迎え、これらの改修工事に多額の費用が必要になると見込まれることから、事務事業の見直しによる歳出の抑制や受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し検討、ふるさと納税の拡充等、自主財源の確保に引き続き力を入れ、安定した行政サービスを持続的に提供できる体制を整えてまいります。

また、地域・役場内のDXの推進は、堅実な財政基盤による持続可能な行政運営を推進していく上での基礎

となるものです。デジタル技術を最大限に活用し、時間や場所を問わず、迅速に、正確な行政サービスの提供を推進するとともに、デジタルの導入によって削減された効率化、削減された作業時間、費用、そして人的資源を活用し、役場職員の集合知、皆で知恵を集めながら、課題解決に当たってまいります。

失礼しました。続けます。

組織機構の考え方。

令和7年度は、震災やコロナ対策で膨らんだ地方の歳出構造を平時に戻すという国の動向を踏まえ、本町におきましても有事から平時にシフトし、財政の規模を抑制しながら、しかし、同時に新たな課題への対応が求められるという時代にふさわしい、言わば筋肉質の自治体経営を目指し、知恵と工夫で持続可能な町政運営の実現に向けて必要な体制の構築を行ってまいります。

特に、子育て支援の新たな拠点として、令和7年4月1日より、矢吹町保健福祉センター内に矢吹町こども家庭センターを移設しまして、全ての子供とご家庭、妊産婦からの悩み事や心配事に対し、保健師、社会福祉士、管理栄養士等の様々な専門職が母子保健と児童福祉の両面から一体的にサポートし、結婚前から妊産婦、子育て世代へと、子供を中心とした切れ目のない支援を行ってまいります。すなわち、よく言われる縦割り構造の中に、横串をしっかりと入れるということですね。

また、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく行財政改革を着実に推進し、安定した財政基盤を確立するため、組織体制の強化を図るとともに、今年度に策定した第4次矢吹町職員定員適正化計画に基づく非常勤職員を含めた人員規模の適正化や人材育成考課制度を活用した職員の育成強化などにより、組織の活性化を図り、各種政策、事務事業が効果的に行える組織運営を行うことで、町民の皆様の声をしっかりと政策等に反映でき、便利で分かりやすい組織経営を行ってまいります。

終わりに、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や物価高騰、労務単価や人件費の上昇による経費の増加に加え、自然災害に備えた防災力の強化などにより、多額の財政需要が生じております。こうした中で、有事から新たな平時への転換を図っていくことは、厳しい行財政運営となることが予想されますが、矢吹町民の皆様が、これからも明るく、元気に、笑顔があふれる豊かな生活を送ることができるよう、そして「矢吹町に生まれてよかった」、そして「矢吹町に住んでよかった」と思ってもらえるような町にすることこそ、私の重要な責務であると認識しております。

そのためには、第7次矢吹町まちづくり総合計画の着実な推進と財政のさらなる改善に取り組むとともに、矢吹町のさらなる発展のために、子育て支援や住民福祉の向上、未来に向けた投資・インフラ整備を進め、町民の皆様が誇れる未来をつくってまいり所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和7年度当初予算案につきましては、何とぞ原案どおりご承認をいただけますよう、ここにお願い申し上げます。令和7年3月7日、矢吹町長、蛭田泰昭。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

再開は11時25分です。

(午前11時14分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午前11時25分)

◎議案の上程、説明（議案第2号～議案第22号）

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、提案理由の説明に入ります。

日程第5、初めに、議案第2号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、善郷小学校において、令和7年度の放課後児童クラブの利用申込者が定員を大きく上回ることから、児童クラブ専用施設内に新たな育成室を確保し、定員を160人から200人に増員することで待機児童の解消を図るものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童扶養手当法施行令等の改正に伴い、条例中で引用する条項について改める等、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用するものであります。

次に、議案第4号 矢吹町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、高齢化の一層の進展に伴い、事業費の増加が見込まれる敬老祝金等について、支給金額及び支給対象者の見直しを行い、高齢者福祉の持続可能な支援体制の整備について取り組むものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本町へのより一層の企業進出を促すため、奨励措置の対象となる事業施設等の業種に農業を追加し、農業版企業誘致を推進するため、新たに農業版企業立地奨励金を創設するとともに、実績のなかった進出準備奨励金について廃止するものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであり

ます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の公布により、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑として統一されることに伴い、関係する9件の条例について一括して改正するものであります。

なお、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、令和7年6月1日から施行するものであります。

次に、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する4件の条例について一括して改正するものであります。

改正の内容といたしましては、法律において、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な「カード代替電磁的記録」について規定が追加されたことに伴い、条例中で引用する条項について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、関係する2件の条例において、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号 権利の放棄についてであります。

本案は、令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金返還金の債権について、債務者は住所不定で本町以外でも複数の詐欺行為を行い、令和5年7月に逮捕され、現在刑事事件の裁判が行われており、また、財産を差し押さえることが困難なことから、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号 権利の放棄についてであります。本案は、矢吹町営住宅等条例に基づく家賃債権について、債務者の所在が不明であり、債権の消滅時効期間を経過している等のことから、債権回収が著しく困難であり、今後の徴収が見込めないため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号 権利の放棄についてであります。

本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金債権について、債務者の所在が不明であり、債権の消滅時効期間が経過していることや債務者が破産しているということから、債権回収が著しく困難であり、今後の徴収が見込めないため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,230万円を追加し、総額を93億2,475万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億941万1,000円、寄附金1,030万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,778万1,000円、財産収入3,262万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を減債基金への積立て等により2,193万2,000円の増額、農林水産業費を農地中間管理機構関連農地整備事業負担金等により1,125万7,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減等により2,295万3,000円の減額、教育費を公有財産購入費の減等により764万4,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに農地整備事業債を1,480万円追加するとともに、緊急浚渫推進事業債農業施設を580万円増額、緊急自然災害防止対策事業債ため池を580万円減額、一般補助施設整備事業債を160万円増額、社会教育施設整備事業債を1,380万円減額するものであります。

次に、議案第13号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ79万3,000円を追加し、総額を17億431万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料10万円、国庫支出金34万6,000円、繰入金34万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費69万3,000円、諸支出金10万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第14号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入につきましては、既定の額に335万5,000円増額し、総額を4億3,887万8,000円とするものであり、内容は、営業収益を335万5,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に123万7,000円増額し、支出予算総額4億4,853万円とするものであり、内容は、営業費用を123万7,000円増額するものであります。

次に、議案第15号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額に136万7,000円を増額し、総額を4億4,370万円とするものであり、内容は、営業外収益を136万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業につきましては、既定の額に783万2,000円を増額し、総額を4億4,517万9,000円とするものであり、内容は、営業費用を783万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に20万3,000円を増額し、総額1億7,317万円とするものであり、内容は、営業外費用を20万3,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額に370万円を増額し、総額2億1,403万2,000円とするものであります。内容は、補助金を370万円増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,266万5,000円を1億8,896万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,877万3,000円を1億5,546万3,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1,541万9,000円、繰越利益剰余金処分額419万1,000円を補填するものであります。

次に、議案第16号 令和7年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,841万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して4.6%の減となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願い申

上げます。

次に、議案第17号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,769万6,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して1.4%の減となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億446万4,000円、県支出金11億1,977万9,000円、繰入金1億6,022万3,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,497万円、保険給付費11億1,020万5,000円、国民健康保険事業費納付金3億9,453万9,000円、保険事業費3,965万2,000円であります。

次に、議案第18号 令和7年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであります。

令和6年度当初予算と比較して同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

次に、議案第19号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,739万2,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して1.5%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億4,300万円、国庫支出金3億6,418万8,000円、支払基金交付金4億2,337万1,000円、県支出金2億3,701万8,000円、繰入金は2億7,975万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,989万6,000円、保険給付費14億8,517万8,000円、地域支援事業費1億1,676万5,000円であります。

次に、議案第20号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,880万1,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して4.4%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億6,895万3,000円、繰入金5,928万9,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費851万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億1,973万円、諸支出金55万1,000円であります。

次に、議案第21号 令和7年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。収益的収入につきましては、総額4億2,918万9,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億9,723万5,000円、他会計補助金を主とする営業外収益3,195万2,000円であります。

一方、収益的支出につきましては、総額4億4,515万7,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用4億1,589万3,000円、企業債利息を主とする営業外費用が2,621万4,000円となっております。

資本的収入につきましては、総額7,230万1,000円を計上し、主な内容は、企業債が6,030万円でございます。

資本的支出につきましては、総額1億3,895万9,000円を計上し、主な内容は、工事請負費と主とする建設改

良費6,250万円、企業債償還金7,545万9,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,665万8,000円は、過年度分の損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次に、議案第22号 令和7年度矢吹町下水道事業会計予算についてであります。収益的収入につきましては、公共下水道事業について、総額4億1,353万9,000円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益1億3,803万1,000円、他会計の補助金を主とする営業外収益が2億7,250万8,000円であります。

農業集落排水事業につきましては、総額1億6,209万1,000円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料を主とする営業収益2,940万円、他会計補助金を主とする営業外収益1億3,269万1,000円であります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、総額4億1,111万7,000円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業収益3億7,708万9,000円、企業債利息を主とする営業外費用3,152万8,000円となります。

農業集落排水事業につきましては、総額1億7,281万4,000円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費用1億6,235万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用935万8,000円となっております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、総額3億478万7,000円を計上し、主な内容は、企業債2億2,810万円であります。

農業集落排水事業については、総額1億2,844万円を計上し、主な内容は、企業債1億710万円であります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、総額3億8,215万円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費、これが1億6,150万円、企業債償還金2億2,065万円となっております。

農業集落排水事業につきましては、総額1億7,091万8,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費2,900万円、企業債償還金1億4,191万8,000円となっております。なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,984万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

長くなりましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時49分)

令和 7 年 3 月 1 0 日（月曜日）

（第 2 号）

令和7年第447回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月10日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	総務課長	正木孝也
企画・デジタル推進課長	国井淳一	まちづくり推進課長	神山義久
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦	税務課長	小磯剛
保健福祉課長	山野辺幸徳	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美
商工観光課長	柏村秀一	都市整備課長	有松泰史

上下水道課長	西	山	貴	夫	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	生涯学習課長	渡	辺	憲	二
子育て支援 課長	小	椋		勲					

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問終了時間3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るものとします。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 梅 宮 美和子 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告1番、梅宮美和子議員の一般質問を許します。

1番。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 皆様、おはようございます。傍聴席においでの皆様、本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。

早いもので、昨年は選挙の志として準備を始めており、間もなく1年が過ぎようとしております。これもひとえに皆様のご支援のたまものと深く感謝申し上げます。

今年度、最後の一般質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

では、通告に従いまして一般質問とさせていただきます。

最初に、A I活用型オンデマンドバスについてですが、質問の目的ですが、地域公共交通への取組として、町では、これまで行き活きタクシーとコミュニティバスを実施してきており、令和7年1月15日からはA I活用型オンデマンドバスの試験導入を開始していますが、今後さらに町民に寄り添った事業内容とし、町民の利便性の向上を図りながら、このA I活用型オンデマンドバスを末永く継続していくために、町が検討し、考えていることを伺いたいためです。

私は、これまでも健康寿命が重要であると訴え続けてきましたが、健康寿命を延ばすために必要なことの一つに「出かける、ほかの人と会う」または、蛭田町長がおっしゃっている「きょういくと、きょうよう。今日

行くところがある、今日用事がある」ことであり、そのための移動手段の確保は、行政として準備する必要があるのではないかと思っております。

この移動手段の確保、地域公共交通対策については、電車や路線バスが充実していない地方農村部はもとより、タクシーなどの運転手不足により、全国的な課題となっていることが国やマスコミ報道などからも伺っているところであり、本町も例外なく、移動手段の確保は喫緊の課題であると感じております。

町では、これまで実施してきた行き活きタクシーやコミュニティバスにより、高齢者や障害者に寄り添った取組をしてきましたが、今年から始めたA I活用型オンデマンドバスは何がどう違うのか、また、喜多方市や、先日、産業民生常任委員会で視察してきた群馬県太田市のデマンドバスなどの違いや、参考にできることなど、町民の利便性の向上、健康寿命のために、A I活用型オンデマンドバスを今取り組むべきだとの考えなどをお聞かせいただきたいと思っております。

なお、私の知り合いの方々からは、A I活用型オンデマンドバスについて「大変便利でありがたい」との意見を伺っておりますので、このような声を今後さらに多くの方々から聞けるように推進してほしいと思っております。そこでお伺いたします。

1点目ですが、A I活用型オンデマンドバスは様々な自治体で導入されておりますが、矢吹町で活用して運行する上での違いや参考にした点や工夫した点について伺います。

2点目ですが、A I活用型オンデマンドバスを休止した場合に想定される影響について伺います。

3点目ですが、高齢者の利用を促進するための取組について伺います。

続きまして、空き家対策についてであります。質問の目的ですが、少子高齢化や核家族化により管理されず、また、相続手続のされていない住宅が、環境面、防犯面、防災等の面において社会問題となっており、本町の空き家に関する対策がどのようになっているか伺い、しっかりした対応を取っていただくためです。

空き家に関する問題は多くの地域で深刻な課題となっております。

空き家が増加する背景には、まず少子高齢化が挙げられます。人口が減少する中、さらに若い方が都市部へ移住する傾向があり、実家の面倒まで見ていけない方が多くいらっしゃることで、結果として空き家が増えていっていると思っております。

私の近所にも空き家はあり、また、独り暮らしの高齢の方もいらっしゃいますが、庭の雑草の手入れや家の修繕等の管理が行き届いていないお宅も増えているように感じております。雑草などをそのままにしておくことによって隣近所へ迷惑をかけますし、管理されていない空き家に不審者が住みつき犯罪が起きないか、火事が起きたら大変だと非常に心配しております。

そこで、町ではこれまでどのような対策をしてきており、今後はどのような対策をしていくのかお聞かせいただき、管理されていない空き家が減少し、町民が安全・安心に暮らせるように努めていただきたいと思っております。

そこでお伺いたします。

1点目ですが、これまで町が空き家に関して取り組んできた対策を伺います。

2点目ですが、今後どのような対策を考えているか伺います。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。励みになります。

それでは、1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、A I 活用型オンデマンドバスを導入しているほかの自治体との運行上の違いや、参考にした点、工夫した点についてのおたしであります。

本町では、公共交通事業として、これまで行き活きタクシー利用料金助成事業、コミュニティバス実証実験運行の2つの事業を実施してまいりました。

これらの事業は、少子高齢化や人口減少社会の進展により公共交通の必要性が増す中、高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題であったということから、町の重点事業として積極的に取組を進めてまいりました。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行以降、多くの高齢者が外出を控えるようになったということで、心身の衰えや、さらには社会的な孤立が深刻な問題となっております。

そのため、外出できる環境を提供することは健康寿命の延伸や孤立の予防につながる有効な手段であり、高齢者のアフターコロナ対策として非常に重要な役割を果たすと考えております。

まず、行き活きタクシー利用料金助成事業については、町内在住の70歳以上の方を対象に、月10回までを限度とし、タクシー料金が500円を超えた分を助成する事業であり、利用者より好評を得ております。しかし、最近では「タクシーを呼んでもなかなか来てくれない」などの意見が多く、タクシー運転手の不足により需要に供給が追いつかない状況があります。

次に、コミュニティバス実証実験運行につきましては、地域の移動手段の不足に対応するため、令和4年12月から令和6年12月の期間において、町内の集会所をベースに設置された停留所から、公共施設や商業施設への送迎を行う形で実験的に運行してまいりました。

利用者数は増加傾向にありましたが、「停留所が遠い」、「行きたい時間にバスが来ない」等の理由から、停留所が近い方など一部の利用にとどまっている状況が見受けられました。

こうした課題の解決を図るため、本年1月15日より新たにA I 活用型オンデマンドバスのるーと矢吹の実証実験を開始したところであります。

本町のA I 活用型オンデマンドバスは、コミュニティバスとは違い停留所を固定せず、町内全域を対象に、自宅玄関前から目的地までドア・ツー・ドア方式で運行しております。

また、これまでのタクシーの課題である運転手不足に対応するため、A I を活用した効率的な運行を実施し、利用者のニーズに応じたルート設定や運行時間の調整により、タクシーと比べて一度に多くの乗客を輸送することを可能としております。

こうした取組につきましては、喜多方市や群馬県太田市など先進自治体の事例等を参考に検討させていただきましたが、本町の取組の大きな特徴、違いといたしましては、「高齢者等に限らず、町民、町民以外の誰でも利用できること」、「町内全域を対象に、タクシーと同様に自宅玄関前から目的地までドア・ツー・ドア方

式で運行していること」であります。

こうした対応につきましては、自治体の規模や地理的条件などにより実現が困難な場合もありますが、本町では、これまでの実証実験等の結果や住民ニーズを十分に踏まえながら、将来を見据えた新たなまちづくりの基盤としてA I活用型オンデマンドバスを積極的に運行してまいります。

特に、公共交通は免許証を持たない高齢者、あるいは返納した方にとって、通院や買い物、友人との交流等に不可欠であり、本事業が健康寿命を延伸するための取組の基盤となる重要な施策であると考えております。

私が常々申し上げている「きょういく」と「きょうよう」という言葉は、こちらの言葉で言うと「今日行くごあんだ」そしてまた「今日用事があんだ」という意味であり、「今日行くところがある」、「今日用事がある」と、高齢者にとって日常生活が活動的であることが、フレイル予防や健康寿命の延伸を実現するために重要であり、移手段の確保が何よりも重要であると、必要であると考えております。

フレイルとは、身体的、精神的、社会的な脆弱性、すなわち、どんどん弱っていくということを指し、フレイルを防ぐためには、日常的な移動や、地域での活動、交流が不可欠であることから、公共交通の充実がフレイル対策として重要な施策であります。

そのため、地域住民の移動の利便性を向上させるだけでなく、高齢者の健康寿命の延伸や、地域の活性化に寄与できる新たな公共交通の実現に向けて、アフターコロナの今だからこそ取組を進めなければならない重点課題であると強く認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I活用型オンデマンドバスを休止した場合に想定される影響についてのおただしであります。まず、A I活用型オンデマンドバス事業につきましては、今年度に、デジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ電交付金により初期投資の補助を受け、現在、実証実験を行っており、公共交通の利便性の向上を図るための新しい交通手段として重要な役割を担っております。

この交付金については、本格運行に移行することを前提とした初期投資、実証実験の費用に対し補助を受けているため、本事業を休止した場合には、補助金返還のおそれがあります。また、将来、同様の補助を新たに受けようとした場合には、町に対する事業推進の信頼性等を含め、採択の可否への影響についても心配するところであります。

なお、本町では、行き活きタクシー利用料金助成事業を実施しておりますが、矢吹町もドライバーの2024年問題によるドライバー不足のため、時間帯によっては1時間以上の待ち時間が発生するなど、需要に供給が追いついていないという状況があります。

また、全国的に高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いや逆走など交通事故が後を絶たず、深刻な問題となっております。最近の報道によりますと、92歳の高齢者が人身事故を起こし、過失運転致傷で有罪判決を受けました。この方は免許返納を考えておりましたが、病院やスーパーへの移動の利便性から、免許返納を先延ばし、ためらっていたとのことでありました。現在、反省と後悔の念を抱きながら、バスを乗り継いで病院通い等をされているということでありました。

このような状況に陥る可能性があることは、多くの高齢者が共通して抱える悩みでありまして、私はこうした報道を見聞きするたび、本人はもとより、家族にとっても悲惨で不幸な事故を起こさせないよう、少しでも早く、利便性の高い地域公共交通を確立させなければならないとの使命感に駆られるものであります。

本町の運転免許返納数は、直近3年間の合計が95名であり、今後は団塊の世代が75歳以上となり、免許返納者はさらに増加していくものと考えております。

このような中、A I活用型オンデマンドバス事業を休止することとなれば、高齢者や障害者、免許返納者など、公共交通を必要とする方々にとっては移動手段が制限され、健康寿命や、免許返納を先延ばしするということによる交通事故等への影響が懸念されるところであります。

A I活用型オンデマンドバス事業は、住民生活の利便性を高める地域公共交通のインフラ整備として、また、高齢者の健康寿命の延伸、延ばすことですね、交通事故の防止等を図るための重要な事業であり、少子高齢化がさらに進んでいく中、5年先、10年先を見据えた長期的な視点により、公共交通の効率化や利便性の向上を図ることで、地域の活性化に寄与することが期待されております。

町といたしましては、今後もA I活用型オンデマンドバス事業を継続し、地域の需要に応じた柔軟な運用や改善を図り、地域交通の課題解決に向けた取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I活用型オンデマンドバスの高齢者の利用促進の取組についてのおたただしであります。

A I活用型オンデマンドバスの運行概要や利用方法については、町で開催しているスマホ教室や各地域のいきいきサロン、ことぶき大学の事業等に合わせ説明会を開催したほか、矢吹町社会福祉協議会、社協さんですね、と連携し利用促進のための広報活動を行い、より多くの高齢者に知っていただく取組を行っております。

また、身体的な負担を軽減し、より多くの高齢者が安心して利用できるようにするため、バスに乗降する、乗り降りする際の段差を解消する電動ステップの導入を予定しております。

さらに、利用者からは「毎回現金を払わなくていいように定期券や回数券を用意してほしい」、「小銭の管理が大変なので回数券があれば便利だ」というような声が寄せられておまして、これらのご意見は、利用者の増加や利便性を向上させるための重要な提案であると認識しております。定期券や回数券の導入についても検討を進めてまいります。

こうした取組を通じ、高齢者が安心して外出できる、そういった環境をつくり、地域社会における交流や活動を促進し、高齢者がより豊かな生活を送れるよう、A I活用型オンデマンドバスのさらなる充実強化に取り組んでまいります。

今後とも、高齢者の利用促進に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、これまで町が空き家に関して取り組んできた対策についてのおたただしであります。

適切に管理されない空き家が全国的に増加傾向にあり、空き家対策は地域社会における重要な課題と認識しております。

議員おたただしとおり、放置された空き家は、老朽化や荒廃が進み、草木が生い茂り、地域の美観を損ねるだけでなく、火災の発生や治安の悪化など、安全の面でも懸念材料となることから、住民の生活に深刻な影響を与えるものであります。

また、全国各地で空き家の倒壊に関する報道も増えており、最近では、会津若松市内において、雪の重みで空き家が倒壊し、国道を塞いだとの報道もなされたところでもあります。幸いけが人はいなかったようですが、多くの方々に不安を与えたと同っておりまして、改めて空き家対策の重要性を再認識したところでもあります。

これまでに町では平成31年3月に町内全域において調査を実施し、調査の結果、町内に存在する空き家は

223棟、そのうち適切な管理がなされておらず、危険と判断された空き家は78棟あることが判明いたしました。

全体の半数以上が、空き家となってから5年以上が経過しており、空き家となった主な要因は、所有者の死亡、介護施設、病院への入所や入院であります。

こうしたことから、空き家の適切な維持管理を促すため、広報やぶきや町ホームページにおいて周知を図ったほか、隣近所や地域の方から「草木が生い茂って病害虫の発生や火災の恐れがある」、「屋根や壁が破損し通行人などへの危険性が高まっている」などの通報を受けた場合には、職員が現状を確認し、空き家の所有者や相続人に対し毎年5件から10件程度、早急な改善や維持管理を促す呼びかけや通知を行ってまいりました。

また、空き家の利活用の推進を図る対策として、空き家を売りたい、または貸したい方と、空き家を活用したいという方のマッチングを行う空き家バンク制度を令和5年2月1日から開始しておりまして、これまで4件のマッチングに成功しました。そして、空き家の利活用を進めております。

引き続き、行政区長及び地域住民と連携し情報共有を図りながら、空き家の状況により所有者へ適正管理を促すとともに、空き家バンクについて町ホームページや広報やぶきによる周知を拡充し、空き家の利活用にも努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、空き家に対し今後どのような対策を考えているかについてのおただしであります。

国は、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を施行し、地方公共団体に対して、空き家対策の実施に努めなければならないとする責務の強化を図り、適切な維持管理がされず、地域に悪影響を与えるような空き家の所有者または相続人などに対して、市区町村から改善を求める指導や勧告ができるようにしました。

また、指導に従わず勧告を受けた空き家を特定空家に認定することで、住宅が建っている住宅用地の固定資産税が6分の1に軽減されるという特例措置を解除する、こういったことができるようになりました。

こうした法に基づく空き家対策に取り組んでいくため、今年度、空き家対策に関する今後の方針を作成しましたので、今後は方針に基づき、区長会、建築士、土地家屋調査士など、地域の状況や空き家対策に関して専門的知識を有する方や行政機関等で構成する空き家対策における法定協議会を設置し、空き家対策計画の策定や特定空家の認定に当たり、空き家の調査や必要な事項の協議をしてまいります。

また、町内の空き家の現状の把握については、前回の実態調査から5年以上が経過していることから、行政区等と連携を図りながら改めて調査を行いたいと考えております。

今後も、地域住民、関係機関等と連携を強化し、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に行いながら、町民の皆様が安全・安心に暮らせる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1番。

○1番（梅宮美和子議員） 再質問はありませんが、2025年には高齢者が国民の約3人に1人が65歳以上になると言われております。65歳以上の高齢者のうち、認知症の高齢者が増加していくとも言われております。今後、人口の減少とともに医師や看護師、介護スタッフなどの不足が深刻化すると思われまます。ぜひA I活用型オンデマンドバス（のるーと矢吹）を利用していただき、買い物やあゆり温泉へ出かけていただきたいと思います。

あゆり温泉は自然の恵みにより、すばらしい性質です。出かけることにより、健康増進につながります。

今後の取組に期待いたします。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、1番、梅宮美和子の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時40分です。

(午前10時29分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午前10時40分)

◇ 芳 賀 慎 也 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告2番、3番、芳賀慎也議員の一般質問を許します。

3番。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） 議場の皆様、おはようございます。そして、多くの傍聴席の皆様、大変ありがとうございます。今日はたくさんの傍聴者の方がいらっしゃっていますので、いつも以上に大きな声で、元気よく一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目で2点の質問させていただきたいと思っております。

1つ目ですが、地域公共交通についてでございます。

こちらの質問については、先ほど同僚の議員からも同様の内容の一般質問がございました。私なりに、また視点を変えた質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、地域公共交通について、質問の目的については、地域公共交通の利用を促進し、町民の皆様の足の確保、福祉向上を図るためでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題についてでございますが、日本の人口は2010年をピークに減少を続けており、今後も減少が続けることが予測されております。人口構造の推移を見ますと、2025年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化いたします。

近年、高齢者の免許非保持者、免許返納の数は大幅に増加しており、高齢者を中心に公共交通がなくなると生活ができなくなるのではないかという声が大きくなってきております。また、買い物、通院、通学など日常生活における移動の問題の深刻化、パート勤務なども含め共働き世帯比率が高まったこともあり、高齢者の通院や児童の通学、習い事などに関して、家族による送迎の負担も増大しておるのが現状でございます。

高齢ドライバーによる自動車事故に関する関心も高まっており、運転免許の自主返納の動きが進展する一方、自主返納後の移動手段に対する不安の声や、自主返納をためらう声も出てきております。

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持、向上のために、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、まちづくりの観点からの交通施策の促進、町民、交通事業者、行政等関係者相互間の連携と協働の促進、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを構築することが現在求

められております。

そこで、3つ質問させていただきます。

①本町のこれまでの公共交通の取組についてお伺いいたします。

2つ目、A I活用型オンデマンドバス導入の必要性についてお伺いいたします。

3つ目、今後、A I活用型オンデマンドバスの運行について、利用幅（利用対象者、対象地域等）を含めた拡充の考えはあるかお伺いいたします。

それでは、2つ目の質問のほうに移ります。

2つ目の質問については、子育て支援についてになります。

質問の目的ですが、子育て世代への支援の充実を図り、子供たちの健全な成長のための環境を整えることが目的でございます。

それでは、質問しようとする背景や経緯、課題についてですが、子供は社会の未来であり、子供たちが健全に成長するためには、適切な環境やケアが必要でございます。適切な子育て支援が行われることで、子供たちは良好な環境で成長することができ、将来的な社会への貢献が期待できるものであります。

子育て支援の充実は、社会全体の福祉向上と経済成長にもつながるものと考えます。

子供は生まれてから数年の間に最も成長する時期を迎えます。そのため、この時期に適切な刺激やケアが与えられることが非常に重要であります。適切な子育て支援によって、子供たちは身体的、知的、社会的、感情的な成長を促進することができます。また、子供の早期の発達がその後の人生に影響を与えることも知られております。

適切な子育て支援により子供たちが健全に成長し、自己実現や社会でのポテンシャルを最大限に発揮できるようサポートすることがとても重要であると考えております。さらに、子育て支援の重要性は、近年の社会や家庭の変化も背景に持っております。経済的な理由や核家族化の進行に伴い、多くの親が子育てに対して不安や負担を感じております。子育て支援は、このような保護者の方々をサポートするための手段としても必要不可欠であります。さらに、子ども・子育て支援が十分でない場合、子供の虐待や心の問題の増加など、社会問題の根源にもつながることも考えられます。

また、子育て支援の重要性は社会的、経済的な要因だけでなく、人間の発達においても非常に重要でございます。子供たちが適切な環境で育ち、自己実現や社会的成功を迎えるためには、町は子育て支援の充実を図ることがとても重要であると考えます。

子育て支援を充実させることにより社会全体の福祉や経済成長にもつながり、よりよい未来の創造に寄与することが期待されるものと考えられます。

質問3つさせていただきます。

令和7年度、子育て支援として力を入れていく施策、事業についてお伺いいたします。

2つ目ですが、令和6年4月にこども家庭センターが開所され約1年が経過しようとしておりますが、これまでのその効果についてお伺いいたします。

3つ目の質問です。昨年10月に、「こどもまんなか」を宣言している本町でございますが、日常の中で子供の声に耳を傾けるために、町は具体的にどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

以上の質問につきまして、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町のこれまでの公共交通の取組についてのおただしであります。

町では、これまで町民の方の移動の利便性向上のため、公共交通の取組として大きく3つの事業を展開してまいりました。

1つ目は、行き活きタクシー利用料金助成事業であります。本事業は、平成31年2月より、高齢者の移動支援を目的として開始したものであり、制度の見直しを経て、現在は、矢吹町に在住の70歳以上の方を対象として、タクシー利用料金のうち500円を超える金額を助成する制度となっており、現在まで多くの方にご利用いただき、非常に好評をいただいている事業であります。

事業開始直後の令和元年度においては、登録者が239名、利用件数が823件でありましたが、今年度においては、1月末時点において登録者数が567名、利用件数が5,982件と、登録者、利用件数いずれも大幅に増加しております。

2つ目は、コミュニティバス実証実験運用であります。

本事業は、年々、公共交通へのニーズが高まる中、地域の移動手段の不足に対応するため、令和4年12月から令和6年12月の期間において、町内の集会所をベースに設置された停留所から、公共施設や商業施設への送迎を行う形で実験的に運行してまいりました。

町民の方を対象とした本事業に係るアンケートにおいては、「停留所が遠い」、「利用したい時間にバスが来ない」等の理由から、当該バスを利用していないという意見が多い結果となりましたが、運行開始直後が、1日当たり利用者数が8.6名でありましたが、直近の令和6年12月においては17.9名と、本事業においても利用者が大幅に増加する結果となっております。

3つ目は、AI活用型オンデマンドバスのるーと矢吹についてであります。

恒常的かつ深刻なタクシー運転手の不足への対応や、矢吹町コミュニティバス実証実験運行で、いろいろと先ほど申し上げましたような課題が出てまいりました。その解決を図るため、AIを活用し町内を効率的に、自宅玄関前から目的地まで、ここが大事ですが、ドア・ツー・ドアで移動できる移動手段として、本年1月より運行を開始しております。

先月末時点の登録者数は、1月15日スタートで、登録者数が288名、利用者数は延べ354名となっており、利用者の方からは「車の免許がないので、徒歩かタクシーで買い物に行っていた。タクシーは費用が高いので、400円の料金は助かる。両親も車に乗れないので、薦めようと思っている」、「以前のコミュニティバスは停留所まで多いので、自宅から目的地まで自分が行きたいときに行けるようになり便利になった」等、利便性が向上したとの声をいただいております。

本町の公共交通につきましては、団塊の世代が75歳以上となり、免許返納者数の増加が予想される中、免許返納者、車を持たない方等の移動需要に対応し、町民の皆様が快適に生活を送ることができるよう、今もち

ろんですが、5年先、10年先も見据え、地域公共交通の充実強化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I活用型オンデマンドバス導入の必要性についてのおたかしであります、本町におきましても、少子高齢化の進展とともに公共交通の必要性が増しており、特に高齢者の移動手段の確保は急務となっております。

運転免許を返納する高齢者が増えている現状において、移動手段を確保するためには、公共交通の充実が不可欠であり、特に通院や買い物などの日常的な移動ができないことは、高齢者の生活に大きな影響を及ぼすため、効率的で利便性の高い移動手段を提供することが求められております。

本町では、これらの課題に対応するため、本年1月15日よりA I活用型オンデマンドバスのるーと矢吹の運行を開始しております。このオンデマンドバスは、従来の定時運行型のバスと異なり、需要に応じた効率的な運行を可能にするもので、A I技術を活用し、利用者のニーズに柔軟に対応できる点が大きな特徴であり、少人数の乗客にも対応できる小回りのよさと、タクシーと比べて一度に多くの乗客を輸送することが可能なことから、解消困難な運転手不足に対応した新たな手段、打ち手として大きな期待を寄せております。

また、本事業は、高齢者の健康寿命を延伸する、延ばすための様々な町の取組を支える基盤として、大変重要なものと考えおります。

公共教育は、免許証を持たない高齢者にとって、通院や買い物、友人との……

〔「公共教育と……」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭町長） 失礼。先ほど公共交通のところ、「公共教育」と私言ったようですね。「公共交通」でございます。

公共交通は、免許証を持たない高齢者にとって、通院や買い物、友人との交流等に不可欠な移動手段であります。私が常々申し上げている、先ほどちょっと申し上げましたが「きょういく」と「きょうよう」という言葉は「今日行くところがある」と、あるいは「今日用事がある」という意味であります。

アフターコロナの今、まさに今だからこそ、高齢者にとって日常生活が活動的であることが、フレイル予防や健康寿命の延伸を実現するために重要であり、移動手段の確保が何より必要であると考えております。

フレイルとは、身体的、精神的、社会的な脆弱性を指し、フレイルを防ぐためには、日常的な移動や、地域での活動、交流が不可欠であることから、公共交通の充実がフレイル対策としても重要な施策であります。

国においても、令和7年度から3年間を交通空白解消・集中対策期間として、交通空白への対応を重点的に進める方針を示しており、国の財源を最大限に活用しながら、地域全体での公共交通網の充実を図ってまいります。

町といたしましては、今から将来を見据え、地域住民の移動の利便性を向上させるだけでなく、高齢者の健康寿命の延伸、地域の活性化につながる新たな公共交通を実現していく必要があると、強く考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、A I活用型オンデマンドバスの拡充についてのおたかしであります。

現在の運行では、町内全域を対象に予約型のバス運行サービスを提供しており、多くの町民の皆様にご利用いただいておりますが、今後さらに利便性を向上させるため、矢吹町地域公共交通計画に基づきまして、利用

拡充の検討を進めております。

具体的には、例えば、福島空港や水郡線の泉郷駅、川辺沖駅、矢吹泉崎バスストップなど、他市町村へのアクセス向上に資する広域的な移動の結節点、結びつなげるポイントとして停留所を追加することを検討しております。町民以外の方の利便性も向上し、交流人口の増加による町内の商業施設や飲食店などの利用促進、地域経済の活性化が見込まれます。

また、通院の利便性を高めるため、町民の皆様の中にもかかりつけ医としている方が多い、例えば、玉川村のあつうみ内科医院さんや味原医院さんなど、町外の医療機関についても停留所を設置する検討をしております。

次に、スマートフォンを持たない高齢者や観光客等にとって、のるーと矢吹が、より利用しやすい環境とするため、矢吹駅や複合施設ココットなどに予約専用の端末を設置することを検討しております。これにより、スマートフォンアプリを利用しなくても簡単にバスの予約ができるようになり、より多くの方々にご利用いただけるものと考えております。

また、近年、全国的に公共交通機関においてキャッシュレス決済が導入され、特に海外からの観光客にとっては、現金を持たずに移動できる利便性が求められており、本町におきましても、利用者の増加並びに観光促進の一環として、キャッシュレス決済の導入を検討しております。

さらに、将来を担う子供たちやその保護者の支援として、例えば、スクールバスとの併用やスポーツ少年団、スポ少さんですね、そういうクラブ活動、そして習い事や学習塾等の送迎、これらが大変親御さんや家族の負担になっていることがございます。その送迎時の利用など、利用シーンの、利用する場面の拡充についても検討してまいりたいと考えております。

今後も、公共交通施策の検討に当たっては、住民ニーズを十分に把握するとともに、矢吹町地域公共交通活性化協議会におきまして、協議、検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、ありがとうございます。

それでは、3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和7年度の子育て支援として力を入れていく施策及び事業についてのおただしであります。矢吹町では、児童福祉と母子保健の機能を集約した、こども家庭センターを令和6年4月に開設し、子供やその家庭に寄り添った迅速な支援を行っております。

また、令和6年10月1日に矢吹町こどもまんなか宣言を行い、「こどもの権利を守ること」、「0歳からのひとづくりを推進すること」、「こどもの声に耳を傾けること」、「こども・子育て世代に寄り添うこと」の4つの方針を掲げ、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

こうしたことから、令和7年度の子育て支援につきましては、次の3つの重点事業に力を入れてまいります。

1つは、こども家庭センターの充実であります。

令和7年4月1日には、現在、文化センター内にあるこども家庭センターの事務室を、乳幼児の健診会場として利用している保健福祉センターへ移転いたします。これにより、健診に合わせて子育てや家庭の悩みを相談できる環境が整いますので、さらに子育て世帯の思いに寄り添った支援体制の充実が図れるものと考えております。

2つ目は、こどもまんなか社会の実現に向けた取組であります。

こどもまんなか宣言の4つの方針に基づき、矢吹町こどもまんなかアクションへの取組を進めてまいります。

まず、子供の健やかな成長には脳のよい育ちが重要であるとの考えの基、脳の発達を促す睡眠を大切にされた生活習慣の定着を推奨してまいります。特に、早寝・早起き・朝ご飯の生活習慣を「0歳からのひとづくり」の一環として推進し、子育て環境の充実に努めてまいります。

また、子供を支え、子供の心身の成長を最優先に考える風土を地域全体で醸成することを目的に、保護者や学校、関係機関と連携し、具体的な支援策を展開してまいります。例えば、地域の子育て支援活動及び親子交流の充実、発達段階に応じた学びや遊びの機会の提供、さらには、子ども議会において、小学生に加え、中学生が中学校で取り組んでいる矢吹創生学で得られた考えを提案する機会を設けるなど、子供自身がまちづくりに参画できる仕組みを検討してまいります。

加えて、誰もが安心して子育てできる環境を整え、保護者の悩みや不安に寄り添う相談体制を充実させるため、こどもまんなか宣言に併せて、いつでも、どこでも、何度でも、医療相談ができる医療相談アプリいつでもドクターを導入いたしました。子供の健やかな成長を社会全体で支えるまちづくりを推進してまいります。

3つ目は、町独自の子育て世帯への経済的負担軽減事業の継続であります。

幼稚園、保育園の副食費、おかず代の助成及び小中学校での給食費半額補助を令和7年度も継続していきたいと考えております。

そのほか、3歳未満の第3子の保育園保育料の無償化や、児童クラブでのひとり親、多子入所世帯などに対する育成料減免をはじめ、小中学校の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助、中学校において、個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を全額負担する支援等を行うことで、保護者の皆様の経済的負担を軽減し、子供たちが安心して成長できる環境を整えてまいります。

町の将来を担う子供たちの健やかな成長を支えるためには、町の状況や地域の特性を踏まえ、国の施策を適切に活用しながら、よりよい環境を整えていくことが重要であります。制度に沿いつつも、子供の声、子育て世帯の声を大切に、一人一人の子供に寄り添った施策を考え、実行していかなければなりません。

今後も、子供を真ん中に据えたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、こども家庭センターの開設から約1年が経過したことによる効果についてのおただしですが、こども家庭センターは、これまで保健福祉課で所管していた母子保健と、子育て支援課で所管していた児童福祉を1つの組織で担うことにより、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を迅速に提供できるようになりました。特に、社会福祉士と保健師の密接な連携をすることで、保護者が育児に関する悩みを気軽に相談できる環境が整い、必要な支援へと円滑につなげることができております。

こども家庭センターの利用状況につきましては、本年2月末時点で、母子保健に関する相談件数は83件、児童福祉に関する相談件数は53件となっております。来庁者からは「個別の相談室があり、プライベートな相談

も保健師さんに安心して気軽に相談できた」、「小さい子供が遊ぶスペースがあって、子供を気にせず手続きができた」などの声をいただいております。こども家庭センターが地域の子育て支援の拠点として確実に機能していることを確信しております。

次年度には、文化センター内のこども家庭センターを保健福祉センターへ移転いたしますので、母子保健を中心に関係機関との連携をさらに強化するとともに、より包括的な支援体制を構築し、子供とその家庭に寄り添った支援を一層充実させてまいります。

今後も、こども家庭センターを中心に、子供を育む環境づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供の声に耳を傾けるための取組についてのおただしですが、まずは、日常の中の子供の声を聞くその機会を大切にまいります。幼稚園や保育園、認定こども園、小中学校を訪問し、子供の姿を見て、子供の声を聞き、教職員の声を聞いてまいります。また、機会を捉え、子供と子育て世帯を対象にアンケートやワークショップを実施してまいります。

また、行政や議会の役割を学び、地域の一員としてまちづくりに関心を持ってもらうことを目的とし、小学6年生を対象に行っている子ども議会を今後も継続、充実させてまいります。

さらには、まちの現状を知り、現状から見えてきた課題とその解決の方向性を探求する矢吹創生学を矢吹中学校で展開しております。この取組は、子供たちが将来の矢吹を考え、矢吹を愛する思いが深まるすばらしい取組であります。この成果を子ども議会でも提案するなど、発展を図っていきたくと考えております。

一方で、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける団体及び企業を、矢吹町こどもまんなか応援サポーターとして募り、現在、13の各種団体が参加しております。これらの団体は、それぞれが実施した、こどもまんなかアクションをSNS等で広く発信していただいております。例えば、認定こども園ポプラの木、認定こども園野のはな及び矢吹町社会福祉協議会では、それぞれが運営する子ども食堂の情報発信をしていただいております。

こうした活動の機会を捉え、それぞれの団体が発信する情報に子供の姿や子供の声をさらに加えていただけるようお願いし、広く発信してまいりたいと考えております。

これらの取組を通じて子供を真ん中に据えたまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問、何点かささせていただきます。

まず、公共交通のほうについてでございますが、のるーと矢吹について質問なんですが、予約方法とか、この報告のほうで見てとれるんですけども、直前予約みたいなものは対応、何分前だったら、例えば、あと30分後くらいに使いたいというような場合の対応は、何分前までとかは決まっておるのかを質問いたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） それでは、3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

直前まで大丈夫だということで、その空き状況によっては若干のお時間をいただくようになるんですが、今からちょっと呼んでみようか、ということでも大丈夫です。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） のる一と矢吹ですが、1月から運行開始で約2か月経過しておりますが、今のところの利用者からの声というのは、どのような声が上がっているのかお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） それでは、3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

利用者の声ということで、大きくといますか、今のところ「大変ありがたい」、「便利で助かります」というお言葉をいただいております。「今後できれば、回数券、定期券など、支払いが楽になるようにしてほしい」、あとは、ちょっとバスの乗り口に段差が、高さがあるんですが、そちらを解消するための「踏み台をつけていただくとありがたい」というようなことがございます。あとは、料金の面で、今一般の方1回当たり400円でやっているんですけども、そこについての見直しがないのかなというようにお言葉もいただいております。

今後、いろんなそういった町民の皆さん、利用者の声を聞きながら、改善できることはしていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

続いては、高齢者の方々が主に使う方が多いのかなとは思われるんですけども、スマートフォンアプリでの予約とか、LINEでの予約という、そのウェブ予約みたいな部分が、電話予約もちろんあるんですけども、やっぱり高齢者の方々に配慮した予約、さすがに高齢者の方ってやっぱりスマートフォン使いこなせない方が多いような感じがしますので、電話予約もそうなんですけれども、先ほど今、答弁でもちょっとヒントはあったんです、回数券だったり定期券とかという声もあったんですが、高齢者の方々に寄り添った配車の方について、今のところ電話予約のみなんです、その辺の改善策というのを、今、考えられる部分があればお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

高齢者に寄り添った予約の仕方というところであります。

やはり電話予約というのが一番多いところで、ただ今後、すみません、電話予約が多いんですが、実はアプリで予約をされる方、お孫さんに習ってであったり、ご家族の方を介してになりますけれども、アプリの予約も思いのほか多いと。具体的に言いますと、44%はアプリを使っていらっしゃるという。喜多方市さんとか、そちらと比べても、なかなかアプリのほうで予約が多いなというふうに思いましたが、なお、引き続きになりますけれども、今、ことぶき大学であったり、町で行っておりますスマホ教室、そちらの時間をお借りしたり、会場をお借りして、説明会などもこれまでも行っておりますが、今後も、そういった電話予約以外にもスマートフォンなりの予約が伸びるように、さらに説明等、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

スマホの利用率が44%って、すごい。

先日、産業民生常任委員会で群馬県太田市のほうに乗合バスの件で視察したときに、その辺、やっぱりお伺いしたんですよ。そのときは、高齢者の方はやっぱり9割が電話だと言っていました。矢吹町44%ということで、現代社会に対応しているのがすごいなど。

さらに、その予約方法の簡素化というか、部分についてよろしくお願いします。

あと、先ほど答弁にもあったんですけど、矢吹駅だったり、ココットにも予約の何か端末みたいなのを置いてということだったと思うので、その辺も含めながら、高齢者だけでなく、携帯を持っていないお子さん方も、例えば、出先で、ココットから帰りたいけど、お父さんお母さんちょっと動けないときはそういうのも利用できるんで、ココットにあるというのもすごくいいなと思いました。駅もそうですし。学生たちが家に帰るときなんか使えると、非常に利用幅は上がっていくのかなと思います。ありがとうございます。

あとは、先月末時点での登録者数が288名、1月15日に開始して2か月なんで、まだ2か月弱でこの登録者数なんですが、利用者の拡大、今後の課題ですね。多くの町民に知ってもらって利用してもらう必要がございますので、この辺のPRはどのように今後考えているのか、よろしくお聞かせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

その前に、先ほどの44%、ちょっとお話を老人の利用がスマートフォンの利用が44%というふうに取りられるような答弁をしてしまったんですが、全体枠で44%で。大変申し訳ございません。老人の方、若い方が何%という集計まで出していないので。

〔「ああ、全体」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） ただ、全体でもスマートフォンの利用率が高い、あとは、聞くところ

によると、お孫さんとかにも教えていただきながら、ご老人のスマートフォンでの利用も結構ありますよということでした。

大変失礼しました。

それでは、再質問にお答えいたします。

町の公式ホームページ、また、広報やぶき、あとは、町民の方が目につくような目立つデザインで2台、今AI活用型オンデマンドバス運行しております。そういったところで、町民の目につくところ、知っていただくところを今後もさらに様々な関係機関、具体的に言いますと、社会福祉協議会での高齢者に関する集まりであったり、イベント、そちらのほうでも、先ほど芳賀議員がお持ちいただきましたのるーと矢吹のチラシを使って、対面しながら、こういったご利用どうですかというような働きかけというのを増やしていったりしていきながら、さらに利用数が伸びるように努力してまいります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

私、一般質問で、これまでも健康関係のほうで、団塊の世代の方々が後期高齢者を迎えるのが2025年ですということを書いてまいりました。

今、まさに2025年になりました。今後、さらに後期高齢者の方が増えていきます。そういった方々の足の確保という部分で、矢吹町、今、今年2025年1月に開始できたというのは、早いタイミングでできているというのは、非常に有利なことだと思っております。非常に、まだ時期が早いんじゃないかと、そういったような声もちらつとは聞かれることもあるんですけども、逆に、早くできている部分、先行的に、先進的な取組を矢吹町が率先して対応していった、これからしっかりと計画的に費用対効果も含めて、しっかりと矢吹町の公共交通の拡充のほうをお願いしたいと思います。

じゃ、バスのほう、公共交通については以上になります。

続きまして、子育て支援のほうについて質問させていただきます。

教育長答弁の中でありました、現在、子ども議会、小学生を対象に子ども議会という部分を実施して、毎年11月に、私たちも非常に参考になるような子供たちの声を聞いています。

先ほど、教育長答弁にありました、中学生が中学校で取り組んでいる矢吹創生学で得られた考えを提案する機会を設けることなども、そういったことも仕組みとして今後考えて、検討しているとありましたが、具体的にどういったものになるのかな。中学生議会なのか、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

子ども議会に中学生が参画する取組についてのおただしでございますが、まず、矢吹創生学でございますが、4年前、令和2年度から矢吹中学校の生徒が矢吹町を学習素材として取り上げ、矢吹町のよりよい未来の在り

方についてを題材に、学習に取り組んでおります。

生徒は、自分たちで課題が何かを自分たちで見つけ、どうしたら、何をしたら解決できるのか考え、そして、課題に関係する町民の方に直接会いに行き対話し、解決へのヒントというところを見いだしているものになります。

今年度の全校発表会では、農業、地域活性、環境エネルギー、伝統文化教育、地域産業福祉健康、国際平和についての発表がございました。代表の生徒は、これまでまとめた内容を体験や行動を通し、感じたことなど、自信を持って説明をしておりました。

この主体的に学ぶ活動について、その取組内容の一部を子ども議会の中で、小学生に加えて発表していくことではどうかということで検討をさせていただいております。中学生から町や教育委員会へ提案している姿を小学生が見て、何かを感じていただければと考えております。

そのような取組、子供たちがまちづくりに参画できるような仕組みについて検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

次の質問についても、答弁にありました内容なのですが、医療相談ができる医療相談アプリいつでもドクターを導入しました。こちらも新聞報道のほうに取り上げられていましたが、矢吹町、18歳までの子供が約1,500世帯。子供たちの急な病気やけがについて、365日24時間体制で医師に相談が可能であるスマートフォンのアプリのサービスを実施されているという。確かに、特に小っちゃい子供なんかは、夜中にいきなり熱を出したりとか、土曜日日曜日、病院がなかなか開いていないタイミングで体調崩したりとか、本当に親御さんたちも、これは今、病院に行くべきなのか、でも、病院やっていないしなとか、そういう部分で、このアプリです、医療相談アプリいつでもドクターで、LINEでしたっけね、LINEか何かで、ちょっとアプリ私、見ていないので申し訳ないんですけども、気軽に相談できるというのは非常に重要であると思います。

こちらも、利用をしっかりといただくために、登録者数を増やす必要があると思うんですけども、今現時点での登録者数はどのぐらいの世帯の方が登録されているのかお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

いつでもドクターの今現在での登録者数ということでのおただしでありましたが、本日現在、239世帯の方が登録をしております。ちなみにですけれども、今現在、169件の相談が寄せられておまして、その相談の内容を見ますと、やはり、夜急に熱を出した、あとは、けがをした、どうしたらいいんだろう、そういったところであったり、保護者のほうからも、精神的な不安があるんですけどもどうなんだろうとか、そういったご相談もありまして、子育て世帯全般で活用されているというようなことで感じております。

これから、その登録の世帯を増やすための考えといたしましては、まず、妊娠届を出されたときにこのアプリを登録してほしいということでご案内を差し上げております。また、園、小学校、中学校、こちらのほうにも引き続きチラシをまきながら、登録の増加、そういったものを図っていきたいなというふうに思っております。

以上で、3番、芳賀議員への再質問とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

そうですね、生まれた子供を、出生したタイミングで親御さんに登録を促すというのは、皆さん多分、間違いなく入ってくれるのかなと思っております。よろしくお願いします。

それでは、選択と集中というところで、限られた資源、予算を、どの部分に重点的に投入していくのかというところで、矢吹町の未来である、輝かしい将来ある子供たちへの投資、支援について、さらなる拡充をお願いして、再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、3番、芳賀慎也議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時です。

(午前11時35分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 小 島 紀 子 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告3番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 議場の皆様、こんにちは。傍聴の皆様、ありがとうございます。

通告により、1、令和7年度のフロンティア祭りとかやぶき太鼓まつりについて。

2、防災意識を高めることについて。

以上の2点について質問させていただきます。

1、令和7年度のフロンティア祭りとかやぶき太鼓まつりについて。

フロンティア祭りをはじめとする各種イベントについて、令和7年度は開催できるのかどうかお尋ねいたします。

来年度の各行事予算が軒並みに削れています。2月中旬に、知人から町から予算カットを理由にイベントの規模縮小または中止の相談を受けた。「こんなに削るなんて矢吹町の財政はどうなっているのか、そんなにも厳しいのだろうか」と質問されました。また、最近は毎日のように「矢吹町大丈夫なの、どうなっているの」

と不安の声が聞かれています。やぶき太鼓まつりの予算は全額カット、また、フロンティア祭りは矢吹町の大イベントですが、令和7年度の当初予算では町からの補助金が830万円から250万円へと大幅に減額、つまりは約70%のカットとなります。

そこで質問いたします。

1番、様々な経費削減が現実となりつつある中、イベントに関わらず住民サービスまで悪くなるのではないかという不安の声を町民の皆様から聞かれるようになってきています。やぶき太鼓まつりは中止、フロンティア祭りの予算削減となった理由を伺います。

2番、令和7年度のフロンティア祭りの規模と内容はどうか、お尋ねします。

3番、このような状況はいつまで続くのか、見通しを伺います。

2番、防災意識を高めることについて。

初めに、1月下旬に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故、2月下旬の岩手県大船渡市の山林火災、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、救急隊、消防隊の皆様には感謝申し上げます。

折しも明日で3.11東日本大震災から14年、私も店も自宅も全壊でしたので、今でも当時の恐怖を、そしてその後の困難な生活をありありと思い出します。反面、地域の皆様、矢吹町に助けられたご恩は決して忘れられません。日本に住む以上、どこであろうと、誰であろうと、災害に遭うおそれは免れません。そこで、どうすればより進んだ地域防災となるのかを町民の目線で考えたいと思います。

昨年、9月議会において2名の先輩議員さんと共に地域防災について質問させていただき、内容がやぶき議会だより205号に掲載されましたが、それをご覧になったモニターさんの意見に、「矢吹町は他市町村と比較して防災訓練や防災意識が低いように思われる」とご感想がありました。それが質問のきっかけとなりました。そのことは、やぶき議会だより206号のモニターさんの意見というところに記載されております。とても貴重でありたいご意見でした。どうすれば防災意識が向上するのかを踏まえて、改めて地域防災について質問させていただきます。

1番、日頃より防災意識を高めるためにはどうすればよいと考えるか伺います。

2番、昨今、外国人が増えています、彼らにも防災意識を高めてもらうことが大切と考えます。どのような方法があるかと考えるか、お聞きいたします。

3番、矢吹町には、昨年中学3年生で防災士の資格を取得した学生さんがおられて、地域の防災のリーダーとして頑張りたいと抱負を述べられております。そのような若者を核として、より進んだ防災地域になるよう協力してもらおう考えはあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上の3点となります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、やぶき太鼓まつり及びフロンティア祭りの予算削減についてのおただしであります。

これまでの議会答弁でも申し上げておりますが、本町では、これまで東日本大震災に係る復興財源や新型コ

コロナウイルス感染症対策の交付金など、国や福島県の有利な財源を活用して様々な事業を展開してまいりました。しかし、災害等が収束する中で、これらの有利な財源が年々縮小傾向にあります。さらには、国の令和7年度地方財政対策においては、地方交付税の財源不足分として発行されてきた臨時財政対策債、これが制度創設後初めてゼロとされるなど、これまで以上に歳入の確保が難しい状況となっております。

また、最低賃金の引上げに伴う労務単価の上昇や、原油価格の高騰による物価高騰など、昨今の社会経済情勢の著しい変化によって、委託料や燃料費、光熱水費などの歳出予算の増加が予想される一方で、これらの上昇分に見合った地方交付税の確保がされるかは不透明であり、今後は厳しい財政運営が続くものと見込んでおります。

このような中において、令和7年度当初予算編成では、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、既存の事業について、まずは縮小や統合が可能かどうかを検討してきたところであります。

議員おただしのやぶき太鼓まつりやフロンティア祭りにつきましては、長年にわたって開催され多くの町民が楽しみにしているイベントであり、町外からもたくさんの来場者が訪れ地域活性化に寄与している事業と認識しておりますが、本町の財政状況を鑑み、まずは実施主体である実行委員会の方々にイベントの在り方について再度検討していただき、令和7年度の開催に当たりましては、事業の縮小や統合等の検討をお願いしたく予算措置をしたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度のフロンティア祭りの規模と内容についてのおただしであります。

令和7年度のやぶきフロンティア祭りにつきましては、財政運営が厳しい中にあっても新たな視点を加えた中で、令和6年度と同様の規模のイベントが開催できるよう、現在、福島県の補助事業の活用に向けて申請を行っているところであります。

具体的な申請内容であります。事業主体は、やぶきフロンティア祭り実行委員会であり、外国人が増加している状況を踏まえ、異文化交流イベントとして食文化の交流、伝統文化の交流、音楽文化の交流等を行い、誰もが本町の魅力を感じられる住みやすい矢吹町を目指すものとしておりまして、事業が採択された場合は最大500万円の補助金が交付される予定であります。

なお、詳細につきましては、県の補助事業の採択状況を受けて実行委員会の中で検討する予定となっております。

また、ご指摘のもう一つのイベント、やぶき太鼓まつりにつきましては、先月、実行委員会を開催し令和7年度の単独開催は見送ることとなりましたが、令和7年度のやぶきフロンティア祭りの中において、太鼓団体による和太鼓の演奏の機会や、外国人との文化交流として和太鼓に触れる機会を検討するなど、真夏の夜の鼓動から太鼓まつりに受け継がれた伝統を絶やさぬよう、知恵と工夫を凝らしているところであります。

やぶきフロンティア祭りにつきましては、町の一大イベントであり、近隣はもとより県内外でも知名度が高まり、特に家族連れや子供たちを楽しんでもらえておりまして、毎年1万人に近い来場者数となっております。

今後も、引き続き多くの関係者や協賛企業、事業者、町民の皆様のご協力をいただきながら、矢吹町と言えばやぶきフロンティア祭りとなるよう、矢吹町を県内外に広く発信するイベントとして開催を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、このような財政状況がいつまで続く見通しなのかのおただしであります。先ほども答弁いたしま

したとおり、労務単価の上昇や物価高騰の影響により歳出が年々増加している一方で、国からの地方交付税は、それらの上昇に見合った伸び率となっておりません。また、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、公共施設等の老朽化対策など、今後も社会経済情勢の変化に伴う財政需要への対応が求められることから、各地方自治体は行財政運営に関し難しいかじ取りを迫られる状況が続くものと考えております。

このような状況下におきましても、本町においては、知恵と工夫を凝らし未来への投資をしっかりと行いながら真に必要な行政サービスを確保していく考えであります。そのためにも、今年度策定した第7次矢吹町行財政改革大綱で重点事項として掲げる持続可能な財政基盤の確立に向けて、取組をしっかりと行っていく必要があります。具体的には、行政評価に基づく事務事業の見直し等による歳出の削減や、ふるさと納税の強化、今後の公共施設等の維持管理と町民サービスの維持向上を見据えた使用料の見直し等による自主財源の確保に努め、持続可能な財政基盤の確立に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の防災意識を高めるにはどうすればよいかとのおただしであります。

明日、東日本大震災発生から14年が経過いたします。東日本大震災及び福島第一原子力発電所爆発事故は、未曾有の災害であり、本町だけでなく社会全体に大きな影響を及ぼし、この震災や事故を振り返ることは、今後の防災意識や防災対策の在り方を考える上で非常に重要であり教訓であると考えております。

災害は、いつどこで発生するか分からないことから、日頃から災害に備えておくことが重要であります。町で防災に関し、自助、共助、公助、それぞれの取組を通じて町民の防災意識を高める取組を行っております。

まず、自助についてであります。それぞれのご家庭で、水、食料、生活に必要な物資の備蓄、さらには避難する場合にいつでも持ち出せるよう、救急セット、携帯ラジオなどを詰めた非常用持ち出し袋の準備をできる範囲で行うことなどを、町ホームページや広報やぶき、全世帯に配布している防災マップで周知しております。自分の身は自分で守るを第一に防災意識の向上に努めております。

次に、自助の次に共助であります。区長会におきまして、平成26年4月に災害時の行動、避難先の確認、避難所運営方法等をまとめた災害時発生対応マニュアルを見直すと同様に、町といたしましても、自分たちの地域は自分たちで守るとの考え方の下、地域住民が主体的に活動し関係機関の協力を得ながら、災害対応ができるマニュアルとなるよう協力をしてまいります。

また、町と消防団で実施する防災・火災防御訓練等において、町民の参加を促し、防災意識の向上を図ってまいります。

最後に、公助であります。消防団では毎月各行政区内の巡回や春と秋の火災予防週間などにおいて、消防車による啓発活動を実施しているほか、出初式や秋季検閲式の際には、ラッパ隊による演奏の下、消防団員による防火パレードを実施し、沿道及び式典を参観されている町民の皆様方に対し、火災予防の周知・啓発を図ってまいりました。

また、矢吹地区、中畑地区、三神地区の輪番制で消防団と行政区合同による火災防御訓練を実施し、防火活動を通じた防災意識の向上に努めております。

加えて、町の災害備蓄倉庫内の備蓄品について、消費期限が近くなった防災用食料及び水を一定の期間ごとに消費し、その分を新たに補充するローリングストックを実施しております。昨年9月の矢吹町商工会青年部主催の矢吹SDGsフェス2024において、子ども食堂へ備蓄していた缶詰を提供したほか、11月には、あゆ

り温泉及び温水プールを利用する皆様に備蓄をしていた飲料水を提供し、併せて災害に備えた備蓄の重要性についての周知・啓発も図ってまいりました。

そのほかにも、台風や大雨による警報が発令された際には、防災無線により災害への備えを周知するなどし、町民の防災意識の向上に努めております。

今後も、町、区長会、関係機関と連携し、広報や防災訓練などの機会を通じて町民の防災意識の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、外国人への防災意識向上についてのおただしであります。

先月末現在において、町内在住の外国人の登録者数は、ベトナム、インドネシア、ネパール等の東南アジア、パキスタンといった中近東の出身者など340名に上ることから、町内在住の外国人に対する防災意識の向上に向けた取組は非常に重要であると考えております。外国人に対する防災情報の提供につきましては、現在、防災に関するページも含め町ホームページは多言語表示、多くの言語で表示ということですね、を可能としており、また、令和6年3月に運用が開始された福島県防災アプリについても多言語に対応しておりますので、外国人の皆様にも活用いただきたいため周知を図ってまいります。

次に、本町に在住する外国人の方々の多くは技能実習生として町内企業に勤めているということから、技能実習生に対し、災害への備えと防災意識の向上を図るため、防災訓練への参加など、周知・啓発活動への協力を各企業へ依頼することも必要であると考えております。

そのため、町内企業をはじめ国や福島県などの関係機関とも連携し、町、消防団、区長会による防災訓練への参加を呼びかけるなど、外国人の方々の防災意識の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、若者を核とした地域防災についてのおただしであります。

防災士は、NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格でありまして、地域における防災活動を推進するため必要な知識及び技術を修得された方で、地域住民へ防災教育を行ったり、災害発生時には、避難所運営などのボランティア活動に当たることが主な役割となっております。地域防災にとって重要になるものだと考えております。

そこで、町では地域の防災リーダー育成のための支援として、矢吹町防災士資格取得助成金制度を令和5年度に設けまして、これまで2名の方が取得され自己研さんを積んでいただいております。

しかし、資格取得後の継続的なスキルアップや情報共有の場が不足していることや、防災士の活動が十分に認知されていないなどの課題もあります。

若い方の地域防災への参加は、地域防災についても柔軟な発想やデジタル技術を駆使して地域防災活動に貢献できる大きな可能性があると考えており、町ホームページや行政区を通じて情報提供を行い、若い方の防災活動への参加を促す環境づくりに努めてまいります。

町といたしましては、防災士の方々や若い方の地域活動への参画を推進し、地域防災活動の強化を図れるよう区長会をはじめ関係機関と連携してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

12月議会で質問したことによって、異文化交流イベントをフロンティア祭りで企画されている予定ということをお聞きしまして大変うれしく思います。今後ともよろしく願いいたします。

まず、フロンティア祭りについてお尋ねいたします。

フロンティア祭りの主催団体はどちらになりますか。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

フロンティア祭りの主催はどこかというふうなご質問ではありますが、主催はやぶきフロンティア祭り実行委員会になっております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 同じくフロンティア祭りについてなんですけれども、昨年の11月のフロンティア祭りは、議員として壇上の上から、そして下から見学させていただいて、とても盛況であったことをうれしく思いました。その令和6年度の規模と内容は、内容の精査ですね、それはどうお考えですか。今までと違ってどれだけ活発にできたとか、あと参加団体が多かったとか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

昨年度開催いたしましたやぶきフロンティア祭りの規模についてのご質問でございますが、分かりやすいのは来場者数かと思います。来場者数であります。令和6年度は約5,600人の来場者になっております。その前年が約8,000人、その前の令和4年度も8,000人でありますので、昨年度は、途中、雨が降ってしまいまして、それで来場者数が落ちてしまった、そういう状況であります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

毎年1万人近い、8,000人から1万人に近い来場者数で、矢吹と言ったらやぶきフロンティア祭りとなるよう矢吹町を県内外に広く発信したいというご答弁の中にありましたが、本当にそれはとてもいいことであると思います。これからも、ますます発展したフロンティア祭りであってほしいと思いますと同時に、やぶき太鼓まつりについて、次の質問とさせていただきます。

やぶき太鼓まつりも、昨年久々に拝見させていただきましたが、大変格調高く素晴らしいものだと改めて感動しました。こちらに関しても、先ほど補助事業として申請中とありましたが、太鼓まつりについてもそういった補助金の申請ということはお考えあったのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

やぶき太鼓まつりについて、補助金についてそういった話があったのかというご質問ですが、町長答弁でも述べておりますが、先月、実行委員会を開催いたしまして、その際に私も同席をさせていただきまして、町の状況についても説明をさせていただきました。委員の皆様からは、やはり安全にイベントを開催したいと、それから太鼓まつりはゴールデンウィークでの開催ですので、やっぱりちょっと時間が限られていると、短い時間でいろんなことを調整しないといけないという問題がございます。そういったご意見の中で総合的にご判断をいただきまして、まず来年度はちょっと見送って再来年度、令和8年度へ向けて補助事業を活用した中で開催を進めていきたいと思いますということで、話がまとまったと認識しております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

来年度は中止かもしれませんが、再来年に向けてますます太鼓まつり、私ももう一度聞いてみたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

私たち、真夏の夜の鼓動とやぶき太鼓まつりという、いつからこういうふうになったのか、その意向というのはどういうふうになっていったものなんでしょうか、その経過が分かればお教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

真夏の夜の鼓動は非常に歴史もあり、また、長い間、皆に支えられてきたんですが、ちょうどあれです、中畑清旗が王選手を迎えたあの年、去年、おととしか、そのときに、やはりその主催団体が若干ちょっと困難があって、それでその継続が、やや、まさにそのときに継続が、真夏の夜の鼓動としての継続がちょっと大変かなというような時期がありました。

そこで、北陵会、北陵太鼓をはじめとする団体が、これを何とか、非常に素晴らしい行事なんで何とかして継続しようということをお願いいただきましたので、町のほうでも、それではということで商工会青年部等とも協力しながらつないだ。そのときにちょうど、それまで真夏でしたけれども、王選手を迎えた中畑清旗のソフトボール大会のときの、王選手がせっかく来てくれる、それで、前に長嶋選手が来ていただいたときに、ちょうどやぶきの夏まつりで非常に盛大にお迎えしたけれども、王選手のときに、何らかのやはりそういった

盛大なものが必要であろうということで、太鼓団体にご協力をいただいて前夜祭を、あそこの大池公園のところでも盛大に前夜祭としてやっていただいて、いわばうまくつなげられたのかなと、そしてそのまま太鼓まつりとしてやってもらうと。

ただ、今回は予算の関係と諸事情がございまして、来年度、また来年度でその次に続けていくということで、やはり主催団体、それから県下各地から団体に来てもらうということがありまして、調整はなかなか大変なんです。だけれども、これは何とかしてつないでいきたいと思っています。本当に、真夏の夜の鼓動を始められた当時の商工会青年部の方々のご苦勞、そしてずっと長く続けられたということから、これは私もぜひ大事に、ただし名前はちょっと変わりましたが、真夏でなく、ゴールデンウィークにやったので真夏ではなく、やぶき太鼓まつりという名前に変えましたけれども続けていきたいと思っています。そういった主催団体、それからどうやって継続させるかという、皆さん関係各位が相当ご苦勞された上でこのようにことになったというふうに思っております。ご理解いただければと思います。

以上で、2番、小島議員への再質問にお答えします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

今後とも、太鼓まつり本当にすてきなもので、福島県といわず全国にも広めるよう、そうなってほしいと思います。本当に格調高いものなので、そういうこと、文化的なものを大事にしてほしいと思います。ありがとうございます。

〔「さっきの件、 」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子議員） 追加で発言していい。

○議長（藤井源喜議長） 質問続けてください。

○2番（小島紀子議員） じゃ、町長さん追加でよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） では、町長から先ほどの再質問について答弁の中で追加をしたいということですので、町長から答弁ということで、答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、2番、小島議員の追加質問にお答えします。

追加の中身ですけれども、これは実は先ほどのやぶき太鼓まつりがなかなかお金がかかるということの説明の一つ、小島議員がお話のとおり、あれは大池公園に夜間、夜に太鼓まつりやりますが、あれにはやはり子供たちがいっぱい来てくれます。そして、その子供たちが池に落ちないように、実は相当な警備費用かかるんです。警備の方々に相当やっていただくということが大前提で、その最初に夏の頃からゴールデンウィークにやって王選手を迎えて前夜祭としてやったときも、それに大変関係各位から子供が池に落ちたら大変だということで、実は警備費用、相当かけました。今回も、それが相当かかるということは実は結構大きなネックになっております。そのことは、ちょっとご理解いただければというふうに思っています。

先ほど、警備等にお金だったかな、説明がありましたけれども、それはやはり子供が池に落ちたり、特に夜

なんで、そうすると非常に大きな事故になりかねないんで、そこにはこれはお金に代えられないんでということがございます。ちょっと補足をさせていただきました。

以上です。2番、小島議員の質問にお答えしました。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

やはり、子供たちはすごく大事ということで、そこまでしてやっていただいているということを改めてよく理解いたしました。ありがとうございます。

変わりまして、2番の……

○議長（藤井源喜議長） 小島議員。

○2番（小島紀子議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） マイクに近づけてお話をさせていただいてよろしいですか。

○2番（小島紀子議員） はい。

防災意識を高めることについてご質問いたします。

まず、どうしたら防災意識を高めることができるかという観点についてご質問いたします。

矢吹町には、備品倉庫と言われているものが1個しかない。それは大きいものではありませんが、子供たちは備品倉庫ということを見学したことはございますか。

○議長（藤井源喜議長） 備蓄倉庫ということでよろしいですか。

○2番（小島紀子議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

これまで、見学会を催したことはございません。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

まず、自分も被災して全壊だったということをお先ほど申させていただきました。それと、近年、去年は能登半島で大水害、今年になっても大きな災害が2件。そういうこともありまして、いつどこで誰が被災するか分からない状況であります。そのときに、どうしたらいいのかということは、私たちがどう動くべきかということをも身をもって体で感じなければいけないことだと思います。

それで、いろいろな自治体で、私もいろいろな類似団体であつたりとか、近隣の自治体を訪ね歩きまして、どうしているかというのをお聞きして歩きました。三春、会津美里町、石川、あとは須賀川、行ってきました。それで、そのときにやはり、特に三春なんですけれども、本当に大規模なへりが飛んできますとか、そういう

ことから始めて地域防災を住民ぐるみでやっているんですね。子供たちの防災意識も高い。それで、いろいろな危険地域を歩いて、ここはこうなっていますよと防災マップに落とし込んでいく、そういう仕事をしています。それで、そういうときに備品を活用して、これは石川で聞いたことなんですけれども、そういう地域団体会合があったときとか、そういうときに、これ、どうぞ使ってください、食べてください、試食してください、三春の場合は、いろいろなリゾットがあります。これも前、言ったかもしれないんですけれども、そういうことで工夫がなされているんですね。

それで、矢吹町とやはり比較してどんなものかなと思っていましたが、今回、やはりモニターさんの意見のほうで意識が低いんじゃないと言われてしまったので改めて質問することなんですけれども、回答はやはり前の回答と同じような感じで終わっていないかなとは思っています。そのときに何が必要なのか、どうした工夫が必要なのか、今回はヒントとして外国人のパターンと、あとは子供たち、防災士になられた中学3年生の方がいらっしゃったので、そういうことをヒントとして、矢吹町はどういうふうにお考えかなということを書いてくださるかなと思っていましたんですけれども、ちょっと足りないかなとは思っています。

それで、私なりにまた友人と支持者の方たちとお話したことで、こんなことはどうでしょうかということをお聞きしました。それで、まず三神の神田地区についてなんですけれども、避難所のお手伝いをしたことがありますという方から、三神の三神公民館ですね、今はどうか分からないんですけれども、トイレが和式だったということで、ご老人の方、また神田地区というのは神の前ということで酒米を作る場所であるので、三鷹の子供たちがいらっしゃいます。そうすると、子供たち、お年寄り、そういう方たちが和式トイレでどうなのかということもありますね。それで、ちょっとずれるかもしれないんですけれども、そういった洋式にしてもらえないかというご相談がありましたので、これを質問としてよろしいでしょうか。洋式も、洋式便所ではなくって上にカバーをかけるようなものなんですけれども……

○議長（藤井源喜議長） 通告からは外れてしまうかなと思いますので、質問を変えてください。

○2番（小島紀子議員） じゃ、改めてご相談させていただきます。

では、2番の外国人が増えていますかということなんですけれども、外国人の方の防災意識を高めるためにはどうすればいいかということなんですけれども、町長さんのご答弁の中で、技能実習生に対し災害への備えと防災意識の向上を図るため防災訓練への参加などということが書いてあるんですが、実際にこの防災訓練の参加、外国人が参加した例はあるかどうかということをお聞きいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

特に外国人に絞った参加呼びかけというのはしたことはございません。今後、企業さんと、先ほど町長答弁していましたように、企業さんのほうと相談しながらそういった取組についても、これからちょっとやるような方向で検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

日本においては2070年になると12人に1人が外国人になると言われております。来日前、災害に遭ったことがある人、外国人の中では3分の1だけなんです。でも、日本に来てから災害に遭いましたという方は、その2倍、3分の2の人が日本において災害に遭いましたとお答えになりました。こういう統計があります。その場合、言葉というものがすごくネックになります。矢吹町の防災のほうなんですけれども、矢吹町のホームページ確認しまして、英語のほかにインドネシア語、ベトナム語で記載がありました。それはとてもいいことだと思います。そのときに、でも防災アプリ、そういうものあります。でも、実際にどう動いていいかわからない。それが、私たち日本人でもそうだと思うんですけれども、一切災害というものを知らない彼らがどう動いていいかわからない、そういったことは時々新聞と、もしくはテレビ、マスコミなどで報道されております。

矢吹においても意識を高めるためにはどうすればいいか、そのときにヒントとなりますこと、私のほうで調べました。ある地区では、AEDの講習会に外国人の方を招きました。それで、AEDの講習の講師をできる講師にまで外国人がなっております。そういったことで、簡単に彼らが先生となってAEDの使い方、防災アプリの使い方、そういうことを講習できます。そういうパターンがありました。ぜひとも矢吹でやってほしいと思います。そういった意見なんですけれども、やっていただけるかどうか、検討されるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

これまで個別に外国人向けとかということにはなかったんで、ただ、参考にさせていただきながら、いろんなそういう外国人に対しての意識の高め方というのは取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あと、1番の日頃より防災意識を高めるためにはということに関連質問なんですけれども、また、ある方から自分ところで眠っているタオル、衣類、そういったものを活用する方法はないかというご質問を受けました。そういったものは備蓄倉庫にはあるかと思うんですが、それを活用バンク、各地域地域で活用できるように、町を通さなくても各地区の区長さん、地区区長さんを通してオーケーだよと言われてれば、すぐ使える、渡せるというような方法があると思うんですけれども、そういった方法の取組をご検討される予定はありますかとかお聞きいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうからも答弁あったように、今、行政区長さんのほうたちと初動の災害への備えの関係、マニュアルづくりというのを進めるように協議しております。その中で、今、小島議員のほうでお話いただいた備蓄品に有効じゃないかというようなものを取り扱うとか、その辺についても今後の協議進めた中でちょっと相談してみます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

そのときに、備蓄倉庫というのが矢吹には1つしかない。他市町村を見ますと、やはりいろいろなところに備品が置いてあるというのが多かったんですね。それで、矢吹もある程度時間がたって、災害に遭って時間がたてば、矢吹町、私もそうだったんですけども、町を訪ねてブルーシート下さい、何々下さいということができるとは、でも、本当にこの災害に遭いました、もう何も身ぐるみ剥がれてしまった、火災に遭いました、そういうときに、そういう時間もない、そういうときに本当の近くに、例えば消防署の屯所であるとか、地区の公民館であるとか、そういうところに備品があるとすぐに手渡しできる。それも書類上、何もしなくても持って行っていいよという形で手渡しすることができると思うんですけども、そういったこと、そういったもうちょっと利便性のある方法というのを検討していただきたいと思うんですが、そういったご意向、ご意見、お考えはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

9月議会のほうでもお伺いして答えたんですが、備蓄として備蓄品を保管する倉庫というのは、各地にあると逆に管理のほうとかしづらくなりますんで、そういったものは1か所で、その後、災害が起きた際に配布できるような体制というのも、今回の区長さんとの防災に関する協議の中で検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

関連質問としまして、町が用意するのではなくて、各ご家庭に眠っているような未使用の例えば下着であったりとか、あとはタオルであったりとか、バスタオルであったりとか、そういうものをすぐに手渡せるシステムというのがないかどうかということをお聞きしたかったんですが、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

備蓄品の倉庫の中で、基本的に生活雑貨、初動に必要なものになるのは備えているんですけども、そこがないとか、足りない、不足した場合には、おっしゃったように各ご家庭のほうで支援物資として提供いただけるかどうかというところの流れといたしますか、そういった仕組みについても先ほど来の行政区長さんたちの今後の防災マニュアル等にどういうふうに掲載するかとか、対応をお願いするかとかということも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

人材バンクであるとか、あとは備品、そういった、家に眠っているものを活用できないかということのご相談受けたんですけども、そういったことでした。それで、そのことに関しては改めて別の機会に質問させていただきたいと思っております。

3番目の防災意識を高めることの3番です。若者の導入です。それに関して質問いたします。

日本損害保険協会などが開催しています、去年は21回となりましたが、小学生のぼうさい探検マップコンクールというのがあるんです。そういったもので、矢吹も統計とか、そういうことでコンクールがありました。そういうのでよく表彰されています。そういうことも併せて矢吹町も子供さんたちが防災意識に興味を持ってもらうために、そういったことに参加したらいいかなということのご質問です。参加している、それで表彰されているところというのは、やはり東北の県が多いんですが、石巻であるとか、そういうところでやはり自分たちが経験しました、そういうこととして、じゃ、どうすればいいかな、どういうふうにして災害を防げるかなということで意識が高まっているんですね。

矢吹も14年前、14年になりますが、前は防災意識は高まっていたと思っております。でも、やはり年々々々風化してしまうんですね。その風化をいかに防ぐかということで、やはり子供さんたちを中心に動いていただく、先ほどの防災士の生徒さんもそうなんですけれども、生徒さん、学生さん、それで児童、そういった方たち小さいお子さんたちが主体に大人たちを巻き込んでやってくれればいいかなと思うんですけども、そういったことで子供たちの、例えば学校で防災のカリキュラムを増やすであるとか、そういうコンクールに参加させるであるとか、そういうことをするご予定はあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

現在、そういった取組はしてございませんが、今後関係機関と協議をして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 答弁ありがとうございます。

何事もそうだと思うんですが、意識を変えていかなければいけないと思います。それで、この頃、防災のこと、やっぱり3.11ということで、いろんな番組で災害のことについてやっていますが、その意識が3.11が終わった途端に何かもうなくなっちゃって、何だか分かんないよみたいなことになってほしくないと思うんですね。それは、矢吹も被災、私は本当に全壊となりましたので、町を歩いても、ここは倒れんじやないかなとかも考えてしまうわけですね。海のほうに行けば、津波が来るんじゃないかなとか、そういうのはもう14年たてば、もう風化というふうになってしまうのかなと思うんですけれども、いつどこで誰が被災するか分からない、そういうことを、いかに次の世代に伝えていくかということが大事だと思います。

そこで、最後の質問とさせていただきますが、この防災士の資格を取られた方、その子のその後というんですか、この防災士を取られて、それを活用する場所というのはなかなかないということなんですけれども、その防災士を取られた方、この矢吹町防災士資格取得助成金制度を取られた方、令和5年度に設けて今まで2名の方が取得されましたということなんですけれども、その後、この方たちを活用していただいて、町にその資格を生かしてもらおうと、そういう場はないんでしょうかあるんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁しましたように、まさにそこが課題でありまして、十分その活躍していく場を町側で準備しなくてはいけないというふうには思っておりますが、今はまだ具体的なところを示せませんが、その辺についても、今後、関係各団体等と協議して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 再質問ございませんが、最後に積極的に取り組んでいただきたいということで、私たちも取り組みますので、町側も今までやってくださってありがたいと思います。それ以上に、矢吹町変わったねというふうにモニターさんから言われるような評価をしていただけるように、私たちも頑張りますが、町のほうもしっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。再開は2時20分です。

（午後 2時03分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 2時20分）

◇ 富 永 創 造 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告4番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。

私、今日、一般質問の最後になります。最後まで傍聴いただき誠に感謝申し上げます。

大きい項目で3点、まず町長施政方針で触れられております令和7年度当初予算、それから法人税に関して、それからスポーツ×デジタルという関連の質問をさせていただきます。

まず、最初の項目になりますけれども、さきの12月議会で議員の政務活動費が廃止されたことや、令和5年度の財調、すなわち財政調整基金のことですが、財調や他の基金の残高状況を知った町民の方から、「町の財政は厳しい状況にある、このままだと潰れますよ」と気にかかる言葉をいただいていたと思います。

令和7年度当初予算編成について、施政方針では財政運営は分水嶺に立たされている。令和7年度は、有事から平時へ転換し財政規模の適正化を図っていくが、厳しい行財政運営となることが予想されると語っております。

こうした財政状況の場合、予算編成における心理として、歳入面では少しでもいい、どうか増えてくれ、歳出面では、痛みを伴うが何とか切り詰めて支出を抑えたい。

簡単なことではありませんが、令和7年度は自主財源の確保と歳出の大幅な見直し予算になっていると思います。

令和7年度行財政改革の方向性に立った強固で弾力的な財政基盤の確立を目指す取組が必要であると考えております。

質問、3つほど。

- 1、当初予算編成に対する町長の見解を町民の皆さんに説明する考えはあるか、お聞きいたします。
- 2、有事から平時の転換がなぜ厳しい行財政運営となるのかを、お伺いいたします。
- 3、財政基盤をどのように構築していくのか、お尋ねいたします。

次に、法人町民税についてであります。

質問の目的になりますが、地域づくりのための事業を展開し収益を求めない一般社団法人に対しても町民税が課されます。こうした趣旨の団体への非課税措置等の考えがないかを質問します。

地域づくりに貢献する任意団体から、法人の資格を取った団体は本町や隣接地域にも多く見受けられます。

私が所属する一般社団法人里山創生やぶきも、その一つの団体であります。国に認められた法人として、社会的信用が得られ活動の趣旨が認められれば、日本財団とか、日本トラスト協会といったところからの支援が受けやすくなります。

昨年10月、団体の決算後は忘れずに申告納付をというお願い通知を町から受け取りました。法人として事業活動を行う場合、例え赤字決算でも法人町民税均等割は課せられるとのことでした。

赤字であっても、本町の均等税は年5万円課税される仕組みになっております。所属する団体の設立日は令和4年7月ですから、遡って納付が考えられますので、10万円以上の支払いが生じることになります。

任意団体として地域づくりに貢献し、さらに活動の信頼と充実を願って一般社団法人にしたら、意外なことにこのような状況になっております。

地域づくりに意欲的に貢献し、収益が伴わない法人団体への均等割課税は負担があまりにも大きいです。法人として、持続、維持できるような配慮を求めたいと考えますので質問いたします。

1、利益を求めないで地域貢献に実績を持つ一般社団法人への町税課税の軽減等の見直しはできないかを、お伺いいたします。

最後の大きな項目の質問になります。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてであります。

2年目を迎えているスポーツ×デジタル振興プロジェクトに関する仮称スマートパーク基本計画策定やハード面の整備、ソフト面での業務運営等の進捗がなぜ今になっているのかをただしたいと思います。

重点事業デジタル田園タウン構想事業の一つ、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトが令和5年度からスタートしております。スローガンは「スポーツでつながろう！」であり、ビジョンは、「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として、多くの人が集まり賑わう町へ」を掲げております。

体力・運動能力の向上、ヘルスケア、スポーツを活用した英語教育、タレント発掘事業、ジュニアアスリート活動支援等の多様なプログラムが実施されております。

今後、持続可能な取組に向けた仕組みの構築を、（仮称）矢吹スポーツコミッションが推進事業体になり、この事業を先導していくと聞いております。

様々なプログラムによって、より多くユーザーが生まれ、子供たちから高齢者、障害のある方までのニーズに対してどうメリットのある解決がされるのかが、このクラブハウスやスポーツミッションの役割であり存在価値であると考えます。

大いに期待の持てる夢あるこのプロジェクトが、地域資源を活用したスポーツアクティビティとして持続され多様な交流が生まれると強く願っております。

では、そこで質問を3つほど。

- 1、スポデジを通して、子供たちの体力・運動能力の向上をどのように進めるのかをお伺いいたします。
- 2、クラブハウスなどのハード整備進捗状況からの今後の計画をお伺いいたします。
- 3、子供たちがクラブハウスを利用したくなるイメージ言語、コンセプトを新たに採用する考えはあるかを伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、当初予算編成に対する私の見解を町民へ説明する考えがあるのかとのおただしであります。

まず、令和7年度当初予算は東日本大震災以降大きく膨らんだ本町の財政規模を適正な規模に戻すための、いわば有事から新たな平時へ転換するための予算であると考えております。

これまでは、災害や新型コロナウイルス感染症への対応のため、国からの様々な交付金等を活用し、復旧・復興、感染症対策等に関する各種事業を実施してきましたが、これらの交付金等が縮小されてきたということから、知恵と工夫により歳出を削減し、令和7年度の一般会計の予算規模といたしましては、前年度比で約3.8億円減額し79億5,841万円としたところであります。

本町の財政状況について申し上げますと、その健全化という観点から見ると非常に大きな借金であります。借金については、地方債の残高につきまして、平成28年度の84億円をピークに令和3年度は80億円、令和4年度は77.7億円、令和5年度は74.7億円と、先ほどの平成28年度からすると約7年で10億円の地方債の残高圧縮に努めております。確実に減少しております。その上、国及び全国の自治体が財政の健全性に関する判断指標としております実質赤字比率、次に連結実質赤字比率、そしてその次に実質公債費比率、将来負担比率、この4つの主要な財政指標につきましては、本町はいずれについても健全段階にあると、健全レベルにあると、財政状況が悪いということは全くありません。

また、令和7年度当初予算において、いわば蓄えでありますね、財政調整基金を取り崩さない予算編成を行った、蓄えを崩さなかったと、そういう予算編成を行ったことで、不測の事態がなければ財政調整基金の積み増しができるとも見込んでおります。町民の皆様には安心をしていただきたいと思っております。

予算編成においては、入るを量りていずるを制するという量入制出を基本といたしますが、歳入の根幹である地方税と国からの地方交付税については、景気の回復基調に伴い若干の増加傾向にはあるものの、物価高騰等の社会経済情勢、皆さんよくご存じの食費、燃料費、その他もろもろがとんでもなく上がっております。そういった物価高騰等の社会経済情勢、それから少子高齢化に伴う構造的な変化、こういったものに伴って歳出の増加には追いついていない状況であります。それが、令和7年度の当初予算編成に当たって、事業の見直しにより歳出の抑制に努めましたが、町民の安全・安心を最優先に必要な行政サービスを維持するという内容となっております。

議員おただしの当初予算編成に対する町民への説明につきましては、4月に行われる予定の区長会総会等、機会を捉えて丁寧に説明してまいりたいと考えております。区長会等で説明の要望があれば、私、そしてまた執行部のほうでそれについての説明をきちっとしたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、有事から平時への転換がなぜ厳しい行財政運営となるのかとおただしであります。

確かに有事から平時になるんだったら厳しくならないんじゃないかと思われると思っておりますが、説明をさせていただきます。

まず、自治体における一般財源の標準的な大きさを表す標準財政規模、実際には現在、標準財政規模のとおりをやっている自治体は恐らく大変少なく、様々な有事の、これまでにによって相当膨らんでおります。標準財政規模につきましては、本町の場合ですと約50億円であります。しかし、東日本大震災という未曾有の災害以降、本町の、その後もずっとそういった様々な災害、コロナ等があったために、本町の財政規模は大変大きく膨らみまして歳出額が約2倍の約100億円、標準財政規模から見ると、を超過する年度も複数回あったという、そういう状況でありました。これらの主な要因は、東日本大震災、2度の福島県沖地震、特に矢吹町はこの福島県沖地震において県内でも相当ひどい被害を受けたところであります。東日本台風、いわゆる台風第19号の

大変な災害がありました。新型コロナウイルスの感染症への対応等、いわば有事の連続している中、職員数をそれに応じて増やしまして、国等からの交付金や補助金等を活用し様々な事業を実施してきて、これを乗り切ってきたというところによるものであります。

国では、令和6年度予算から震災や東日本台風、先ほどの台風第19号ですね、コロナ対策で膨張した地方の歳出構造を平時に戻すという基本方針、こういった有事が続いたことで膨らんだ歳出構造を何とかして元に戻し、国からの様々な交付金等を出していくというその構造を、出してつないでいくという構造を何とかしたいということでもありますね。おりますが、コロナ禍による社会変容、しかしコロナ禍というのは病気が収まったから終わっているわけではない、その社会的影響が非常に大きいということもございます。社会変容は、一部元に戻らないまま、社会経済情勢の変化は続き、労務単価の上昇、いわゆる人権費が非常に今、皆さんご存じのように上がってございます。物価高騰の影響等により歳出が年々増加する一方、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、公共施設等の、これまたせんだつての埼玉の八潮市の問題をはじめとして様々な公共施設が老朽化によって、これから長寿命化であるとか、かなりのてこ入れを必要とすると、てこ入れというのはお金がかかって相当大きな額を、お金を使ってやらなくてはいけない大工事になるというものであります。

そういった老朽化対策などの課題も顕在化しており、単に震災前の状態に戻るということではなく、いわば新たな平時というのはそういった課題を大きく抱えながら、しかしこれまでの様々な災害とコロナについては一巡したということでもありますので、本当は平時ではありません。新たな課題を抱えた平時であります、の局面を迎えたものと認識しております。

先ほども申し上げましたとおり、本町の財政状況については国及び全国の自治体が財政の健全性に関する判断指標としている、これはもう国及び県等の全国が共通して判断しようとしているものとして4つあります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率と将来負担比率の4つの財政指標について、本町ではいずれについても健全段階にあります。これは、せんだつて財務局財務事務所のほうで、いわば我々にとつては債権者であります、そういったところが来たときも、そういった判断をしていただいております。

議員おただしの平時への転換がなぜ厳しい行財政運営となるのかとのご質問に対しましては、端的に申し上げます、歳入の根幹である地方税と国からの地方交付税については、景気の回復基調に伴い若干の増加傾向にはあります。しかし、先ほども申し上げましたが、社会経済情勢の変化に伴う、とにかく様々な物価、人件費、その他もろもろが大変高騰しているし、ご存じのように人件費というのは、もういわばここ失われた30年の中でなかなか上がらなかったものが、今、一気に上がってきているという状況もございます。社会経済情勢は大きな変化にさらされていると、その歳出の増加に追いついていない状況であるということは、ぜひ皆様にご認識をいただきたいと思っております。

このような状況下では、経常的な経費が占める割合が多くなり政策的事業に配分できる予算が限られることから、行財政運営のかじ取りが非常に難しくなりますが、矢吹町の将来のため、令和7年度の当初予算編成にあつては、町民の安全・安心を最優先とし選択と集中により未来への投資をしっかりと行いながら、第7次行財政改革大綱に基づく歳入歳出改革をしっかりと行って、新たな平時、先ほど申し上げました新たな平時は単なる平時ではございません。相当な全国共通の大きな課題を抱えながら、これからどうやってそれを切り開いていくかという新たな平時に適応した持続可能な行財政運営の基盤を確立してまいります。先ほどの様々な課

題に、どうやって課題解決をしていくかということが、これから持続可能な行財政への基盤をつくっていきけるかという今が分かれ道だということと理解していただければというふうに思いますが、その確立に向けて努力していくということでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政基盤の構築についてのおただしであります。本町の財政状況に関し町の借金である地方債及び貯金である財政調整基金の状況について申し上げます。

まず、地方債です。これは、いわば借金であります。先ほど財務局の話をしましたが、いわば地方自治体が国から借金をしていると、そういうことでありますが、その借金が令和5年度末の一般会計における地方債残高は74億8,000万であります、74億8,000万、覚えておいていただきたい。そして、地方債は平成28年度をピークにして、この28年度のピークのときが約84億円でございます。着実に残高を減らしてございまして、そこから、今後も計画的に減らしていく考えでおります。ですから、平成28年度から令和5年度までの約6年間の間に約10億円減らしたと、84億円から74億8,000万、10億弱減らしているということでございます。

借金を減らしてございまして、そしてかつ先ほどのように大変な、そういったことでございまして、財政調整基金につきましては、令和6年度当初予算について財政調整基金から一般会計へ4億9,000万を繰り入れる予算編成としたことから、令和6年度末の残高は約3億5,000万まで減る見込みとなっております。借金を大変大きく返しながらかつ片方で様々な事業を行ってきた。そのことが、財政調整基金からこれだけ繰り入れることで、財政を、予算を組み立ててきたということでございます。令和6年度末の残高が約3億5,000万まで減る見込みとなっております。

財政調整基金、これは蓄えでありますけれども、何かしらそういった災害が起こったときに使うための蓄えとさせていただければと思います。財政調整基金につきましては、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときの財源としておりますので、近年自然災害が多発する現状を鑑みますと、行政サービスを維持するためにも、やはり早めに復活させておかななくてはならないと、財政調整基金、蓄えを戻しておかなくちゃいけないと、積み増しが喫緊の課題であると考えております。そのため、第7次矢吹町行財政改革大綱でお示ししたとおり、令和7年度から令和9年度までの3年間で毎年5,000万円を積み増しして、本町の標準財政規模の10%に相当する5億円まで残高を回復させたいというのが基本的な路線でございます。令和7年度当初予算におきましては、先ほど令和6年度ではかなり4億9,000万繰り入れるというようなことをしましたが、今回は、こういった流れの中で、とにかく我慢して財政調整基金は取り崩さないという予算編成を行いました。ですから、不測の事態がなければ財政調整基金の積み増しができるといふふうに見込んでおります。

財政基盤確立のためには、行財政改革の継続的な取組が非常に重要であると考えてございまして、事務事業の見直し、それからふるさと納税等の強化、ふるさと納税は大変貴重な自主財源として入ってきます。そこをどうやって増やしていくかということでございます。今後の公共施設等の維持管理や町民サービスの維持向上を見据えた使用料の見直し等による自主財源の確保、これは先ほどもあるように、様々な施設、それからインフラ等が傷んでくる中で、それをしっかりと町民サービスを維持しながらサービスを提供していけるような施設にするためには、維持管理に係る経費をどうやって賄っていくかというのは大変大きな課題です。そのために、今申し上げているような様々な使用料の見直しであるとか、自主財源の確保というのが大変大事になってまいります。歳出及び歳入の改革を積極的に推進し、強固で弾力的な財政基盤の確立に努めてまいりますので、ご

理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町民税の軽減等についてのおただしであります。

法人町民税とは、法人が町内に事務所や事業所を置く自治体に納める税金でございます。法人の資本金等の額及び従業員数に応じて納める均等割と、法人が国に支払う法人税を基準にして市町村に納める法人税割があり、この2つを合わせたものが法人町民税となります。

法人町民税の納入方法は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に法人自ら均等割額と法人税割額を算出し、市町村に申告しその税額を納める申告納税制度となっており、町のホームページにおいて周知を図っているところであります。

法人町民税の均等割につきましては、地域社会の一員として等しくご負担いただく会費として性格を有する、地域社会に参画している、いわば会費として性格を有しているものであります。法人町民税均等割を減免できる法人は、地方税法第323条及び矢吹町税条例第51条に規定されておりますとおり、公益社団法人及び公益財団法人、そして地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、そして特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人だけであります。いずれも収益事業を実施していないことを前提とする法人であります。ここが肝腎なところであります。収益事業やっていないと、こういったことを前提とする法人であります。収益事業が可能な一般社団法人について、これを町独自の取組、町独自のこととして法人町民税の均等割を減免するという事は、制度上なかなかというか、大変難しい状況でございます。

しかしながら、富永議員おっしゃることは、よく分かることがございます。地域づくりなどの社会貢献活動を行う法人については、地域の活性化の観点からも大変重要な存在であると認識しておりまして、税制以外の方法による支援の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ×デジタル振興プロジェクトによる子供たちの体力・運動能力の向上についてのおただしですが、全国的に屋内で過ごす時間や車での移動の増加など社会的環境の変化により、全世代において運動機会が減少し体力が低下している状況にある中、本町は、元読売巨人軍選手、横浜DeNAベイスターズ監督、日本代表監督である中畑清氏や北京オリンピック陸上女子400メートル走代表で日本記録保持者の千葉麻美氏など傑出したアスリートを輩出し、また、その影響もあり、矢吹町の子供たちは各スポーツ少年団や矢吹スポーツクラブに所属し好きなスポーツや運動に取り組むなどスポーツが盛んな町であることから、スポーツをテーマにスポーツとデジタルを掛け合わせ、官民連携により町のにぎわいを創出することを目的に、令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、スポーツ×デジタル振興プロジェクトを進めてまいりました。

これまでに、体力・運動能力の向上や、スポーツを活用した英語教育、ジュニアアスリートの活動支援など

のソフト事業に取り組むとともに、事業の拠点となるクラブハウスのための用地確保等のハード事業に取り組んできたところであります。中でも、特に子供たちを対象にしたソフト事業につきましては、例えば、中央幼稚園の年長クラスの園児を対象に、幼児期の発達に必要な動きを遊びを通して教えたほか、小学生については、三神小学校において、スマートウォッチを着用して運動を行い心拍数や歩数などのデータを収集し、体力レベルや苦手な運動などの分析を行ったところであります。

また、中学生と光南高校生については、より高度な育成プログラムを提供し、運動能力の向上に取り組むとともに、体成分分析装置を導入し、体水分、タンパク質、ミネラル、体脂肪などを定量的に分析し栄養状態や健康状態について評価する測定を実施いたしました。

インターネットやSNSの普及により屋内で過ごす時間が増えるなど、社会的環境の変化により全国的に子供たちの運動能力や体力が低下傾向にあります。本町の子供たちも、学校保健調査の結果から、肥満傾向にある児童生徒の割合が平成29年度に比べ増加していることが分かっており、子供たちの体力、運動能力の向上に向けた取組を積極的に推進していくことが重要であると認識しております。

一人一人の体力、運動能力をデジタルにより可視化し、一人一人に合った目標を設定した体づくり、健康増進のプログラムを提供するなど運動の楽しさを感じることでできるメニューを検討し、子供たちの体力と運動能力の向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ハード整備の進捗状況と今後の計画についてのおたただしではありますが、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点として、複合施設KOKOTTOの南側、現在、駐車場として使用しております敷地に令和7年度にクラブハウスを整備し、その後、駐車場、芝生広場等を整備する計画としております。

必要とする用地の面積は2,207.3平方メートルであり、土地所有者である2名と旧国道に面した土地については令和6年11月29日に土地売買契約を締結し、その西側の土地については令和6年12月13日に土地賃貸借契約を締結いたしました。これにより必要な用地を確保いたしましたので、今後は利用しやすい施設とするため矢吹スポーツクラブやスポーツ協会などの関係者から意見を聞き、クラブハウスに必要な備品や部屋の大きさ、部屋のつくりなどを検討してまいります。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点として、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ人と町を育む場となるよう、クラブハウスの整備を計画的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供たちが利用したくなるコンセプトの採用についてのおたただしではありますが、クラブハウスの設置に当たっては、子供から高齢者までの全世代にわたる人々の運動能力と体力を高め健康の増進を図るとともに、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町をスポーツを通して育む拠点となる施設を目指し検討を進めております。

議員おただしのコンセプトの採用については、利用される方々、住民の方々に愛される施設となるための有効な手法であることから、町ホームページや広報やぶきによる公募や子供を対象としたワークショップによる意見の集約などにより、決定していきたいと考えております。

これから先の、さらにデジタル化が加速していく世の中において、心も体も健康にたくましく生きていく子供を育てる、そのことは、10年、20年後の矢吹町を支える大人を育てることにつながるものと考えております。

当該プロジェクトを着実に進め、スポーツのまち、健康のまち矢吹を町内外に広めながら交流の場の創出、

関係人口の増加などを見据え事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、最初の質問であります、町民の皆さんに説明するお考えはあるかということに対して、区長会、総会等で機会を捉えて丁寧に説明しますという答弁でありました。要望があったらというのはありましたけれども、ぜひ自ら進んで説明願えればと思っております。この令和7年度の予算編成の予算内容、なかなか町民の皆さんも興味を強く持っておりますので、ぜひ説明のほうをよろしくをお願いいたします。

質問なんですけれども、この予算編成内容に当たって歳入が若干増えているな、しかし歳出面において有事とは違うぞと、平時においても課題はある、そういう内容で歳出面を縮小、それに相当努力した予算内容であったなと私なりに評価しております。この歳出の縮小、これは同時に財政基盤をつくり上げる、構築していくということにもなるわけですけれども、これには影の部分もあるのではないかと見直しに当たって、人員削減、当然、経常費増えています。そういった中で、歳出を縮小するに当たって人件費、それに関わる職員、実は一町民から「—————（議長が取消を命じた発言）—————」、そういう声をいただきました。この見直しに当たって、財政基盤をつくるに当たって見直しをしなければならぬ、この状況にあってどのように人件費の削減に対して配慮、対応されたか、この点をお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 富永議員、今、「首切り」という言葉が出ましたけれども、そのところは取消しをしますか。違う言葉で。

○7番（富永創造議員） はい。ちょっとショッキングな言葉を、その声のまま伝えたいつもりで、私なりに、解雇と言ったらいのかな、雇い止めですか、いろいろあると思いますけれども……

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○7番（富永創造議員） そちら辺の言葉は、それなりに業務用語があるかと思っておりますので、それで選択、これから続けたいという方に対しての選択があった、そういう場があったとも聞いております。そういった対応に対して、どのように考慮されたのか、それをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 今の再質問に答弁はしていただきますが、そこで出てきた「首切り」という言葉は取消しをしますか。

○7番（富永創造議員） いいです、取り消しいたします。

○議長（藤井源喜議長） じゃ、取消しをさせていただきます。

○7番（富永創造議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今ほどのご質問は、会計年度任用職員に対する人件費というふうに捉えさせていただいてご説明させていた

だきます。

現在、会計年度任用職員は様々な分野で活躍いただいております。全体で、行政職、労務職、技術職、教育部局等々を合わせまして100名を超える会計年度任用職員さんがおります。いずれも、任期につきましては、名称のとおり会計年度、一会計年度内ということで公務員として任用しているものでございます。このうち、職員の補助業務、職員の業務の補助を行う職である事務補助員につきましては、東日本大震災以降からコロナ禍、そして現在に至るまで職員をサポートしていただいております。今回、首か雇い止めというお話もありましたが、そういった意味で任期が1年以内と定められているこの職につきましては、任期満了という言い方が正確でございます。

今回、職の見直しを行ったわけですが、そういった有事の期間、東日本大震災以降コロナ禍の間までを、いわゆる有事ということで多くの会計年度任用職員さん、事務補助員さんにお手伝いいただいておりますが、やはり有事が明けて新たな平時の局面、そこに体制を変えるに当たっては組織自体も見直しを行わなければならないということで、職員もぜいたくはできないというところでございます。やはり、手伝いがなくてもしっかりと任期の定めのない職員、いわゆる正職員で簡素で効率的な組織を目指していくという本来の目的に向かって、組織の見直しを図ったところでございます。そこで、24の職、対象としては27名にご説明はしましたが、実際、24の事務補助員という職がありまして、そこを廃止することにいたしました。

それに至って、どういった配慮があったかというご質問だったかと思いますが、まず、これまでは毎年毎年意向確認を行って、本人が職を確認して毎年職の存在を確認した上で、現在、現職でいらっしゃる方に意向確認を行い、さらには人材育成考課、結果を用いて厳正なる審査の上、再度の任用ということでこれまで毎年再度の任用という形でいらっしゃる方もおります。ですので、できるだけ早く来年度の方向性をお伝えして、職が失うことがないようにという意味合いで、昨年12月に対象者に対して説明会を開催させていただきました。そこで、申し上げたのは、これまで長い間お勤めいただいたけれども、そういったことで体制を見直すに当たって来年度は再度の任用はございませんということをお伝えし、できるだけ、今、有効求人倍率が1.27から郡山のほうですと1.4ぐらいということで、せんだって報道ありましたので、1.7ですか、機会としてはこれまで一緒に働いていただいていた我々の仲間ですから職を失うことがないようにということで、今の機会が最もベストではないかということで、そういったお話をさせていただきました。

その後、令和7年度といたしましては、ちょうど、そうはいつでも欠員であったり、育児休業であったりという欠員補充が出てまいりますので、その部分については改めて募集をかけますのでということもそこで周知をさせていただきながら、説明会を行ったところであります。実際、その周知に伴ってハローワーク、広報やぶき、あとホームページのほうで、その職を公募を行ったところ24名中18名応募されました。そして、新規の方でも12名の方が応募がありまして合計30名の面接選考試験を実施し、先週、3月7日に可否の通知をさせていただいたところであります。

そのようなことで、これまで一緒にお勤めいただいた会計年度任用職員の事務補助員でございますけれども、そちらの方々には今年度いっぱいでの任期満了ということでお知らせをして、就職の機会を公平に提供するとともに、これを機会に、今、人手不足ですので、ぜひ残念だったという方については新たな職を見つけていただくということで、そちらのほうも配慮しながら説明をしたところであります。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（冨永創造議員） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

配慮をされているということで、やはりこういう、本当に今まで仕事をされている方が去らなければならないと、そういう選択の中にあつた場合どう配慮するか、やっぱりこれは大切なこととなります。どうしても、予算を組むに当たって縮小とか、そういうふうになった場合、そういった影の部分も出てくる。それに対して、しっかり対応していただければと思っております。

次の質問ですけれども、じゃ、法人町民税に移らせていただきます。

税制以外の方法による支援の可能性について検討してまいりますという答弁をいただいております。本当にうれしい限りであります。これを質問したのは、私たちが10万円出すのが嫌でそれで質問しているわけではありません。もう既に、今、質問して、はい、そうですねというふうになったとしても、やはり10万、このシステムの中で支払うものは支払わなければならない、そういうふうに私自身、自覚しております。まず、そのことを確認させていただいて。

一般社団法人というのは幅があるんです。我々の任意団体であつたものが、何とか信用を得たいと、社会の信用を得たい、そして大きな事業団体からその信用を担保として大きな支援を得ることができる、そうすると、その団体の趣旨に沿つた大きな事業も展開できる、そういうふうなシステムでもあるわけです。だから、そういった一般社団法人に、この町の中の地域の中で積極的に、このまちづくりをこんなふうな形でしたい、そう考えている人たちもいると思うんです。

昔、有名な言葉、上杉鷹山という方がこんなこと言っております。当然、みんなご存じです。「為せば成る、為さねば成らぬ、何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」、自分でやりなさい、こうしてほしいというなら、まずやれ、そう私には聞こえております。この言葉を受けて、ケネディも似たようなことを言われている。

「国家が国民に何をしてくれるか欲するだけではなく、国民が国家に対して何ができるか考えて実行することのほうが重要です」、こういった内容のことは、ケネディは、この上杉鷹山を参考にしてこの演説を行ったとも聞いております。つまり、町単位で言えば、町に依存するのではなく自分が自発的に町に貢献できることを考える。これで私たちの団体、最初は、こうすっぺ西側でしたけれども、平成13年始まりました呼びかけに議員の中に三、四人おられました。私は、それにつられて参加し今に至っております。

大切なことは、任意団体、町に貢献する、いわゆる公益活動です、これを続けてきて、なおかつ大きく充実した内容の活動をしたんだ、そういう意味で一般社団法人というのは、身近に設置しやすい団体、法人だ、そこで令和4年7月に設置にありついたわけです。ところが、税関係は全く、通知をもらって初めて知つたという。県のほうから、たとえ赤字でも均等割2万2,000円、1年間。であれば矢吹は、もっと低いだろとうそう期待していたんですけれども年5万円。今まで、本当の会費、年間1,000円だけのこの団体、利益を生まない事業をずっと続けてやってきた団体に対して、赤字であろうが何であろうがシステムでありますから、これは従いますよ、従いますよ、従います。しかし、それに対して何らかの、最初から言っているんですけれども、見直し、それを考えられないか、検討できないかという、そういう質問であります。ここで熱弁を振るってし

まいりましたので、もう一度伺います。検討をお願いできませんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛課長登壇〕

○税務課長（小磯 剛課長） 7番、富永議員の再質問にお答えします。

こちら町長の答弁と重複しますが、減免の規定につきましては公益性と収益性の観点から難しいものと考えておりまして、税制以外の方法による支援の可能性について検討してまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 確かに、行政とすればそれが正しい答弁、私はそう思っております。しかし、最初の答弁にありましたように、支援等を含めて検討をすとおっしゃっている、ありがとうございます。その方向で何とか支援等を考えていただければと思っております。公益法人というものもあるわけです。例えば、身近なのでNPO、これは県の認可が必要なんです。それから、会計がなかなか複雑でありまして……

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○7番（富永創造議員） そんなところで法人税の一つでありますけれども、NPOも、ともかくそういうことで、やっぱり一般社団法人であることが任意団体から法人になるにはなりやすいと、そういうことで走ってまいりました。でも、くじけずに前に進み、そしてなぜここで質問したかということ、こういうシステムになっていると同時に、多くの、このまちづくりに貢献したいと、地域づくりをしたいんだという人にもぜひ考えて積極的に参加していただければという願いであります。付け加えるならば、例えばふるさと納税、あれは企業の公益活動の一つだと私は思っております。

続きまして、スポーツ×デジタル振興プロジェクトに関してであります。

これで、冊子ですか……

○議長（藤井源喜議長） 続けてください。

○7番（富永創造議員） ありがとうございます。

それ関係で、こういった「スポーツでつなごう」という冊子ができておりまして、とても分かりやすいなど、これからやるのが分かってきます。とても夢のあるそういう事業だなど、プロジェクトだなど私自身の感想であります。

ただ、何かこういうのが先行していて、実際、これから基本構想というか基本計画がつくられるということでもありますけれども、今回の質問に照らして、子供たちをまずメインにという参加していただくと、運動機会とか体力低下している状況であるからということも含めて、実証されたことだと思うんですけれども、三神小学校においてもスマートウォッチを着用して運動を行いデータを収集すると、まさしく見える化をしようとする、ちょっと今は見えないんですけれども、見える化に向かってこのプロジェクトを進めようということでもあります。

これは、呼びかけていくことで、小学生の子供たちとか、または中学校、光南高校生とか、呼びかけることによって測定等もデータとして収集できたということだったと思うんですけども、この後、どのような形で呼びかけて参加していただけるのか、旧道歩いている奥州街道を歩いているちっちゃな子供が来て、はい、参加しますと言ってデータを収集していくのか、いろいろ考え方あると思うんですけども、ちょっとそこら辺心配なものですから、こういった形で参加を呼びかけるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 7番、富永議員さんの再質問にお答えいたします。

どのような形でデータを取り集め声かけをして集めるのかというふうな質問であったかと思いますが、私ども持っている広報やぶきだったり、SNSを使いながら学校を通して、さらにはスポーツクラブの会員さんを通してなりで情報を収集して、それを生かしていければなと思っております。

以上で、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） そういった人を集めて、恐らくこれからいろいろなアイデアがあると思うんです。ぜひ多くのデータ収集が必要だと思いますので、そして楽しくなるスポーツ×デジタルプロジェクトになっていただければと思っております。

最後なんですけれども、コンセプトに関してです。

私、昔、KOKOTTOを造る際には、オブジェ、今、ハート型のなかなか面白い形のもの、オブジェ作ってほしいということを一問で伺っておりました。なかなか、今思っても写真写りがいいなと感じております。

今回は、コンセプトに関してであります。矢吹町でも、実はもう既にこの頂いている資料でコンセプトというのが出ております。読みます。「スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場」ということで渡された、こういったものでしたけれども、中に入っております、令和5年にこれはつくられていると思います。ただ、これ町としてのコンセプトではないかなと。このプロジェクトはこうなんですよと、こういう価値を持ったプロジェクトですよというふうなことであります。私が求めるコンセプトは何か、このプロジェクトの中身、皆さん参加する方のニーズ、課題に応える施設ですよ、応えるスポーツのコミッションですよ、そういう言葉ですね。それが欲しいと私は思っております。

例えばディズニーランド、「魔法の国」、これ一言で、ああ、と思いますね、分かってくると。ほかにもあるんですけども、ちょっと、そんなところで、そのコンセプトに関して新たなコンセプト、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

教育長と答弁については重複いたしますが、コンセプトの採用につきましては、利用される方々、住民の方々に愛される施設となるため、有効な手段であることから、ホームページや広報やぶきによる公募や子供を対象としたワークショップによる意見の集約により決定してまいりたいと思います。目指す矢吹の姿については、誰もがそれぞれの形でスポーツや運動を楽しめる場所として、多くの人が集まれるよう愛される施設になれるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 質問ではありませんが、最後に一言また、先ほどのコンセプトに関して、コンセプトの例としてカーブスというのがありますよね。女性が、運動、エクササイズするところです、フランチャイズ店かな。そのコンセプトは「女性だけの30分健康体操教室」、短いですね、何やっているか分かりますよね、時間も分かります。こういうふうには、つまりこのプロジェクトの存在意義、ミッションですね。これが、社会貢献ビジョンまで貫いている価値、それを表したものが真のコンセプトになるということです。私、こういうコンセプトづくりは苦手です。行政の皆さん、どうかと思います。そういったものを含めて分かりやすいコンセプト、よろしく願いいたします。

ご答弁ありがとうございました。

以上となります。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時29分）

令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日）

（第 3 号）

令和7年第447回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年3月11日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・
第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号
・第21号・第22号
陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅 宮 美 和 子	2番	小 島 紀 子
3番	芳 賀 慎 也	4番	関 根 貴 将
5番	高 久 美 秋	6番	鈴 木 浩 一
7番	富 永 創 造	8番	三 村 正 一
9番	鈴 木 隆 司	10番	青 山 英 樹
11番	熊 田 宏	12番	角 田 秀 明
13番	堀 井 成 人	14番	藤 井 源 喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭	副 町 長	鈴 木 一 史
教 育 長	大 杉 和 規	総 務 課 長	正 木 孝 也
企画・デジタル 推進課長	国 井 淳 一	まちづくり 推進課長	神 山 義 久

会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤 浩彦	税務課長	小磯 剛
保健福祉課長	山野辺 幸徳	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木 辰美
商工観光課長	柏村 秀一	都市整備課長	有松 泰史
上下水道課長	西山 貴夫	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部 正人
教育次長兼 教育振興課長	佐藤 豊	生涯学習課長	渡辺 憲二
子育て支援 課長	小椋 勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家 康孝	次長	鈴木 直人
--------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇堀井成人副議長

○議長（藤井源喜議長） 通告5番、13番、堀井成人議員の一般質問を許します。

13番。

〔13番 堀井成人副議長登壇〕

○13番（堀井成人副議長） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴に来られた皆さん、ありがとうございます。

今日は3月11日、14年前、2時46分に大震災がありました。そんな中で今日、私、一般質問ということで、いろいろと災害の話とかもありますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、通告により一般質問をさせていただきます。

議題として、大きく3つあります。

まず1つ目は、当初予算編成と行財政改革の方向性についてでございます。

質問の目的としては、安定的な財政基盤確立に向けた町の取組の確認をするためです。

コロナ禍が明け、社会経済情勢が大きく変化しております。原油高をはじめとした物価高騰、最低賃金引上げによる人件費の増などが工事費や委託費に転嫁される状況の中で、従前どおりの予算編成では歳出が増加するのは明白であります。

県内の自治体は、東日本大震災以降コロナ禍までの有事期間から新たな平時へと大転換が求められていますが、本町の当初予算編成においては、財政調整基金からの繰入れは行わず、歳入に合わせた歳出の抑制を図ったとお伺いいたしましたが、財政規模を縮小したのは相当な苦労があったと察しますが、町民の安全・安心やこれまでの行政サービスの質を維持できるのか、町の考えをお伺いいたします。

質問事項として2つあります。

①として、知恵と工夫による予算編成はどのようなものであったのかをお伺いいたします。

②として、昨年、第7次矢吹町行財政改革大綱が示されましたが、安定的な財政基盤確立のために、今後どのような方向性により、また組織体制により、行財政改革を進めていくのかをお伺いいたします。

次に、項目2番として、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況についてお伺いいたします。

質問の目的としては、国で進めているプロジェクトの一環である遊水地群整備事業に関して、地域住民が求める安全・安心を守る上での兼ね合いなどを確認するための質問であります。

2月20日付で公表されましたメディアの報道内容に、阿武隈川流域緊急治水対策プロジェクトで整備を予定する遊水地群の利活用に関する第2回検討会が行われたと記載がありました。当日の検討会では、これまで行ってきた作業部会や福島河川国道事務所で実施した住民や企業へのアンケートを基に、治水とともに地域振興も考え、公園や農地利用等実現可能な利活用の方向性が検討されたと報道されております。

一方、私自身、これまで作業部会に4回参加しております。地域の代表の方々と様々な意見交換を行い、国営公園の整備や学習センターの整備といったアイデアが出された利活用案を考えてきた経過があります。国のイメージと作業部会での意見とは少しギャップがあるように見受けられました。さらに、報道後、住民の方々から、報道された利活用案に関する質問を受けることもあります。誤解を受けるのではないかと考えております。このほか、検討会の前に3町村長から、国に対して整備後の維持管理等に必要な支援が要望されたとの記載もありました。

以上から、遊水地群の整備に係る進捗を踏まえ、地域の住民に対し安全で安心な生活を守るためにどのような課題があり、町としてどう対応をしていく考えなのかを確認させていただくため、質問いたします。

質問事項として、①今回、第2回利活用検討会後で報道されたイメージ図は、作業部会の議論の反映された内容となっているのか、町としての考えをお伺いいたします。

②として、遊水地群整備は令和10年度の完成を目指すということでもあります。今後も利活用に関する検討会が継続されるものと聞いております。そこで、町として今後どのような姿勢で検討会に臨む予定なのか、町長考えをお伺いいたします。

最後に、項目3番ですが、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてお伺いいたします。

目的としては、スポーツ×デジタル振興プロジェクトは、2年目を迎えております。

当該プロジェクトの事業立ち上げの経過と今後の計画、運営方法、今後の展望、さらには、解決しなければならない課題など確認したいためです。

私は、現在、矢吹町スポーツクラブの副会長を任されております。このスポーツクラブの立ち上げからずっと関わっております。このスポーツクラブは平成29年から事業が開始され、今年度で8年目を迎えます。立ち上げ当初は、会員の募集はもちろんのこと、スポーツクラブ参加者の募集にも大変苦労した記憶があります。

こうした取組もあり、矢吹町は、市町村対抗駅伝大会、軟式野球大会、ソフトボール大会等に上位入賞の常連となり、スポーツの盛んな町として認識されていると思います。

そのような中、社会環境の変化により室内で過ごす時間が増加し、運動する機会が減少し、さらにはコロナ禍により、今の子供たちの肥満傾向が進んでいると聞いております。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトのソフト部門であるスポーツコミッションには、本町における子供から高齢者までの健康増進はもちろんのこと、質の高い運動プログラムを提供できるような組織体制を構築することが大切であります。矢吹町スポーツクラブが協力できるのではないかと考えております。

本町のスポーツのさらなる発展のため、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてお尋ねいたします。

①として、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについて、これまでの取組状況と今後の計画をお伺いいたします。

②として、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの意義や効果、将来の展望についてお伺いいたします。

③として、スポーツコミッションの設立に向けた課題と今後の取組内容、計画についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。

堀井議員からもお話がありましたが、東日本大震災から今日で14年、未曾有の被害と犠牲者を出したことに改めて思いを致すとともに、防災、復興、そして、地方創生への誓いを新たにしたいと思います。

それでは、13番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、知恵と工夫による予算編成についてのおただしであります。令和7年度の当初予算の編成作業については、物価高騰等の影響により厳しい作業となることが予想されたことから、例年よりも期間を早めて着手したところであります。

まず、10月に職員説明会を開催し、第7次矢吹町行政改革大綱及び町の財政状況等について説明を行い、その上で、歳出予算の削減の必要性について全職員で共通認識を図ったところであります。

次に、各課からの予算要求に当たっては、令和6年度の当初予算額をベースに要求可能な上限額を課ごとに示すことで、扶助費等の義務的経費についても根拠となる数量や単価を精査し、適正な金額を見積もるよう指示を出し、歳出の抑制に努めてまいりました。

さらに、これまで実施してきた既存事業につきましても、事業の必要性や費用対効果等について再度検討することを指示するとともに、必要な事業についても規模の縮小や事業の統合等の可能性があるか、これらを検討し、限られた予算の中で、できる限り事業の継続を模索してきたところであります。

本町では、これまで東日本大震災に係る復興財源や新型コロナウイルス感染症対策の交付金など、有事に対応するため、国や福島県の有利な財源を活用して様々な事業を実施してきたことから、このことにより大きく膨らんだ歳出予算の削減に大変苦慮したところであります。

関係各課と何度も協議を重ねまして、様々な角度から今後の町の発展や町政運営に与える影響を考慮するなど、非常に困難な作業でありました。

しかしながら、私をはじめとした職員一人一人が知恵と工夫を出し合うことで、町民の安全・安心を最優先に、必要な行政サービスは守りながらも、これまで長く続いた有事から脱却して、新たな平時に対応するための予算案とすることができたというふうに考えております。

具体的には、例えば、小島議員への答弁でも申し上げました、やぶき太鼓まつりの延期を踏まえたフロンティア祭りで工夫や、業務委託をしていた土日祝日の役場の警備業務を役場の職員が交代で実施するなど、従来の事業の見直しを図ることで様々な経費の抑制を図ったところであります。

こうした取組により、令和7年度は財政調整基金からの繰出は一切行わない、財政調整基金から繰り出すことで充てるということは一切しないという予算編成を実行したところであります。

なお、財政調整基金、いわゆる貯えであります。これにつきましては、今年度に策定した第7次矢吹町行財政改革大綱でお示ししたとおり、令和6年度末の残高は、約3億5,000万円まで減少する見込みですが、令和7年度当初予算において財政調整基金を取り崩さない予算編成を行ったということで、不測の事態、災害、大きな災害等、こういったことがなければ財政調整基金の積み増しができると見込んでおります。引き続き、矢吹町の将来のため、財政基盤の強化にしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行財政改革についてのおたしであります。

東日本大震災以降、度重なる災害やコロナ等の対策のため、本町の財政は、長年にわたり財政規模が大きく膨らんでいたところであります。一方で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化の必要性を判断するために定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの主要な財政指標について、本町の指標の値は、災害やコロナ対策等に多くの予算を費やしてきましたが、その上でも、いずれにおいても健全段階にありまして、財政状況や財政構造が悪いということは全くないと考えております。

災害等の対策を重点的に行っていた有事の期間が終わり、国等からの交付金が年々縮小傾向にある中、これまでどおりの歳入を見込むことは難しい状況であり、新たな平時の財政規模に戻していくと、将来に備えて戻していくということをしなければ、まさに矢吹町の将来、健全な財政状況を維持することが難しくなる。ひいては、安定的に必要な住民サービスを提供していく、維持していく、これをしっかりと保持していくことができなくなってしまうというリスクがあるということを私は憂慮しております。

こうしたことから、第7次矢吹町行財政改革大綱の基本理念であります質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営、これを実現するため、ふるさと納税等の強化や、各種施設、その他サービスの使用料の見直し等による自主財源の確保や、行政評価による事務事業の見直しなど、歳入、歳出の改革を実施していかなければならないと考えております。これも将来のためであります。

そのため、令和7年度に組織強化を図り、行財政改革を加速させていく考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第2回阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会で国から出されたイメージ図についてのおたしであります。

遊水地内の平常時に係る持続可能な利活用の方向性等を検討することを目的に、国は、阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会を令和6年、昨年1月30日に設置するとともに、地域の意見を幅広く反映させるため、有識者や地域住民、各種団体の代表者と国、福島県、3町村を構成メンバーとして、町村ごとに作業部会も、その下に作業部会も同時に設立したところであります。

これまで令和6年3月25日、8月27日、10月7日、12月4日の合計4回にわたり作業部会が開催されまして、利活用策として、各種イベントやスポーツ大会を開催できる多目的広場や多目的グラウンド、住民の憩いの広場となる国営公園、防災を学ぶことができる学習センターの整備など、様々なアイデアが出され、活発な意見

が交わされたところであります。

こうした作業部会の意見を基にしまして、本年2月19日に開催された第2回阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会では、国で実施した住民、企業への利活用に関する意向調査、アンケートの結果や、3町村の作業部会のアイデアを確認しながら意見交換を行いました。利活用検討会では、国から、議論を進めやすくするためとして、検討材料として、3町村が共に太陽光発電設備の設置、多目的グラウンドの整備、農地として利活用を行うという内容のイメージ図が示されました。議員おただしの国から示されたイメージ図につきましては、作業部会での意見が十分に反映されたものではないと考えておりまして、公表されたことで、イメージ図が独り歩きしてしまうのではないかと心配しているところであります。

また、3町村が昨年の初めから再三要望しております、土地、すなわち国有地、今、買収がどんどん進んでおりますが土地は国有地になります、国有地の土地の占用条件、あまり耳慣れない言葉であります、すなわち国有地となった買収された土地を借りて使う条件、使用料であるとか、制限であるとか、義務等、こういったものが、営農に関する、農業を営む場合の様々な条件、必要となる財源、あるいはヒト・モノ・カネなど、利活用策を具体的に検討する上での不可欠な情報がいまだに示されていない、もう1年経っております、中で利活用検討会での議論が行われたことを3町村、これは3町村共に、玉川、鏡石、矢吹町共に非常に残念に思っております。

利活用検討会につきましては、利活用検討会の翌日の新聞報道等で大きく取り上げられたところであり、阿武隈川流域の自治体住民に対し、積極的な面としては、遊水地整備事業への一定の理解醸成、それから注目を集める機会となったと、新聞に、福島民報の1面で大きく出ておりました、機会とすることができたという、こういった積極的な一面はあります。ただ、他方、その一方で、イメージ図のとおり事業が進捗している、あるいは、事業が順調に進んでいるとの誤解を招いたのではないかと懸念し考えております。

先ほども申し上げたとおり、利活用検討の前提となる重要な情報が国から十分に提供されないままでは、利活用検討会、作業部会での検討は深まっていけないことから、町といたしましては、これは3町村共になんですが、今後も地域の皆様方の意向を十分に踏まえ、ヒト・モノ・カネといった財政及び人的な支援や、土地の占用、先ほどの国有地となった土地をどういう条件で使わせてもらえるのかという大事な条件ですね、あるいは、営農に関する、これまた大事な条件を早期に、具体的に示していただくことを引き続き国へ強く求めるとともに、地域住民の安全・安心のため、国、県、3町村、さらには地元の三城目地区遊水地対策協議会と連携し、特に持続可能な、これが大事なことでありますが、持続可能な利活用、そして維持管理、これが将来にわたり実現できるように取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の利活用検討会に町としてどのような姿勢で臨むのかについてのおただしであります、本年2月19日に開催された利活用検討会では、各委員から作業部会で出されたアイデアや意見がどのように実現できるのか、将来を見据えて皆が納得する活用を考えていきたい等、様々な意見が出されたところであります。

私は以前より、遊水地内の利活用を検討している町民や企業の皆様に大きなリスクを負わせるわけにはいかないという思いから、平常時の利活用における土地の占用条件、先ほどからお話ししております国有地ですが、それを利用するときの様々な条件ですが、これ、示されておりません。それから、営農に関する条件、これについてもまだ示されておりませんし、営農がうまくいくかについても非常に、様々な課題があります。これら

の利活用の検討をする上で不可欠な情報の早期説明を3町村共に、何度も言いますが、これは矢吹町だけじゃありません、鏡石、玉川らと共に3町村で何度も国へ要望してまいりました。

利活用検討会で示された、企業の利活用に関する意向調査、アンケートですね、これらの取りまとめ結果の中には、自治体が基盤整備や維持管理に対応してくれる場合には参入を考える等の企業側からの、言わば条件づけがあります、回答があります。皆様、ご存じか、古くから矢吹町では基盤整備等については、大変長い年月と多額の費用をかけて、古くは自民党の有名な伊東正義先生やら、渡部恒三先生やら、あるいは野党の先生方も含めて、大変多くの努力と費用をかけて基盤整備をやってまいりました。これらをこの3町村でやってくれというのは、あまりに無体なお話であります。そのために、その基盤整備や維持管理に対応してくれる場合には、参入を考えると企業の回答があったところではありますが、じゃ、そういう条件で本当にできるのかということ、多額の財政負担を伴うと、この多額というのは桁が違います、何千億円とか、そういう世界です。財政負担を伴うことから、国、県等のサポートがない3町村の自治体単独での対応は困難であると、これは、くどいですが、3町村共に考えておりますし、これについては県も理解していただいております。

このように、利活用の諸条件はもちろんのこと、利活用に当たり、必要となるヒト・モノ・カネを誰が負担するのかなどの課題が明確にならなければ、作業部会からせっかくいただいた貴重なご意見も、アイデアはいい、いろんなアイデア、日産スタジアムのようにスタジアムを造ってくれとか、それから、すばらしい運動公園を造ってくれと、こういうのはいいです。ただ、それを、ヒト・モノ・カネを誰が負担するのかなどが全然示されていない。逆に、国は負担、下手するとしないうという状況が、今、大きな課題であります。それらを実現性のある利活用案の議論に反映できないものであるということで、その利活用の議論にきちんと反映できるような中身にしていくということ、3町村共に心を砕いて考えております。

そのため、町といたしましては、引き続き、鏡石町、玉川村と連携を密にし、利活用検討に必要な諸条件の早期の提示と、財政支援、人的支援等について国に強く働きかけを行うとともに、これまで様々の検討がなされた貴重なご意見、これから検討されるアイデアを含め、利活用検討会において持続可能な利活用、維持管理について検討し、地元住民に寄り添った遊水地群整備事業、これが本当に実現できるよう推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上で、13番、堀井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴においでの皆様、本当にありがとうございます。

それでは、13番、堀井議員への質問にお答えしたいと思います。

初めに、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの取組状況と今後の計画についてのおただしですが、全国的に、屋内で過ごす時間や車での移動の増加など社会的環境の変化により、全年代において運動機会が減少し、体力が低下している状況にある中、本町では、福島県市町村対抗の駅伝、軟式野球、ソフトボール、ゴルフなどの各種競技及びスポーツ少年団の活躍など、スポーツに熱心に取り組んでいる方が多くいらっしゃる

ます。

また、元野球日本代表監督である中畑清氏や、北京オリンピック陸上女子400メートル走の代表で日本記録保持者である千葉麻美氏を輩出するなど、スポーツが盛んな町であることから、令和5年度より、スポーツ×デジタル振興プロジェクトとして、スポーツをテーマにスポーツとデジタルを掛け合わせ、官民連携により、町のにぎわいを創出することを目的に、複合施設KOKOTTOを地域の活性化と観光、交流の拠点と位置づけ、周辺の既存の公共施設を生かしながら、町民サービスの向上と関係・交流・流入人口の増加に向けた取組を行っております。

これまでの取組といたしましては、幼稚園児や小学生を対象に子供の走る力、投げる力、握力などを高める体力、運動能力向上事業、小学生を対象にスポーツを通して体力運動能力低下の課題を解決するとともに、英語のアウトプット能力の向上を目指す英語教育事業、中学生や高校生を対象に、プロアスリートやトップアスリートを指導するトレーナーの指導により競技力の向上を目指すタレント発掘事業とジュニアアスリート活動支援事業、成人以上を対象に体の機能を改善するプログラムを実施し、生活に必要な動きを取り戻すことで心も体も健康にし、町全体の医療費削減にも寄与することを目的としたヘルスケア事業など、幼稚園児から高齢者に至るまで全世代に向けたソフト事業を行ってまいりました。

例えば、体力、運動能力向上事業では、町内の小学2年生を対象にスマートウォッチを装着し運動を行い、得られた心拍数や歩数のデータから体力レベルを分類化し、個別の目標設定を試みるなど、スポーツとデジタルの可能性を探ることに重点を置いた取組を行ってまいりました。

また、これらの事業と並行して、スポーツの機運醸成やにぎわいづくりを目的に、ボンズカップやストリート陸上といったスポーツイベントの開催、仮称スマートパークの整備に向けた用地の買収、当該プロジェクトの運営を担うスポーツコミッションの設立に向けた関係団体との協議等も行ってまいりました。

当該プロジェクトの最終年度に当たる令和7年度は、子供から高齢者までの全世代にわたり運動能力、体力等の向上並びに健康増進を図るとともに、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場として、事業の拠点となるクラブハウスの整備を行うなど、スポーツ×デジタルで町のにぎわいを創出するための取組を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの意義や効果、将来の展望についてのおただしであります。当該プロジェクトは、1つ目に、全世代への一人一人に最適な健康増進プログラムの提供、2つ目に、スポーツを軸にした町全体の運動コミュニティづくり、3つ目に、子供たちの基礎体力づくり、部活動へのデータ活用の3つを柱に掲げ、各種事業に取り組む考えであります。

1つ目の全世代、一人一人に最適な健康増進プログラムの提供については、健康診断の結果や運動データを活用し、町民一人一人の健康状態に併せた運動メニューや食事メニューの作成など、精度の高いプログラムを提供してまいりたいと考えております。

2つ目のスポーツを軸にした町全体の運動コミュニティづくりについては、仮称スマートパークに集い、運動に親しむ方々が知り合う仲となり、自然発生的に小さなコミュニティをつくり、そのコミュニティの輪が広がることで、町全体のコミュニティへと広げてまいりたいと考えております。

3つ目の子供たちの基礎体力づくり、部活動へのデータ活用については、小中高等学校の児童生徒に対し実

施するアスリート向けのプログラムや練習メニューの効果などを分析し、開発したメニューを、体育の授業や部活動などにおいて基礎体力の向上や技術力の向上を目的として提供し、未来に羽ばたくアスリートの育成環境を整備してまいりたいと考えております。

このような活動を通し、当該プロジェクトのビジョンである、「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として多くの人が集まり賑わう町」の実現を目指し、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、スポーツコミッションの設立に向けた課題と今後の取組内容、計画についてのおたがしであります。スポーツコミッションとは、スポーツによるまちづくりの取組を促進、支援するための組織であり、スポーツと本町の地域資源をつなぎ、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業、大学などと連携を図りながら幅広くスポーツによる地域振興を進めていく役割を担っております。

現段階では、当該プロジェクトの運営主体として、矢吹スポーツクラブを核とするスポーツコミッションの設立に向け、具体的な協議を進めております。

矢吹スポーツクラブは、平成28年の設立以来、令和5年度実績で総会員数は198名、教室回数は310回、参加者は延べ3,420名であり、幼児から高齢者まで全世代にわたる事業を行っております。

さらに、令和6年度から三鷹市スポーツクラブスカイリミットとの交流会を行うなど、本町のスポーツ振興に尽力していただいている団体であります。

このように、これまで矢吹スポーツクラブが培ってきた、会員、指導者の方々及び近隣市町村の公的スポーツクラブとのネットワークは、当該プロジェクトを進める上で大きな強みになると考えております。

一方で、現在の運営は管理と指導の両方を1名が兼任しており、人材不足が否めない状況です。また、主要な財源として活用していたスポーツ振興くじの助成が終了したため、財源についても課題があります。

これらの課題に対し、人材面については、地域おこし協力隊制度を活用し人材を確保するとともに、財政面については、スポーツコミッションを支援するスポーツ庁の補助事業であるスポーツによる地域活性化、まちづくり担い手育成総合支援事業など、積極的に交付金を活用し対応してまいりたいと考えております。

引き続き、スポーツコミッションの運営面について矢吹スポーツクラブと協議を深めるとともに、スポーツイベントの開催や企業等への出前講座の実施、ヘルスアップ教室などの町事業との連携などを検討してまいります。

当該プロジェクトのビジョンである「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として多くの人が集まり賑わう町」の実現を目指し、矢吹スポーツクラブの知見や取組を生かしながら、当該プロジェクトをしっかりと推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、堀井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

13番。

○13番（堀井成人副議長） きめ細やかな答弁をありがとうございました。

それでは、項目1番の中身ですけれども、土曜日、日曜日、祭日に、役場職員が、役場の広場ですけれども、いるということで、有給とか、その職員のその辺の状況は、もう了解を得ているというか、その辺のちょっと

細かいことを知りたいんですけども。よろしくをお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 13番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

知恵と工夫というところで、土日祝日の役場の警備業務を職員が交代で実施するというようにしておりますが、その休みの対応とか、その超勤対応なのかというご質問かと察しますが、予定では、年間1人当たり2回程度担当する予定でございますが、休日を返上しますので、そこは超過勤務手当の対応ではなくて、体をしっかり休めるよう平日を休日と振り替えます振替休日での対応を予定しております。

以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

13番。

○13番（堀井成人副議長） ありがとうございます。

職員のやっぱり管理もしなきゃしょうがないので、しっかりと、本当にご苦労さんです。

それでは、遊水地関係ですが、本当に職員さんもいつも参加してもらって、私も一応、3丁目遊水地協議会の会長とういことで、その立場もありますけれども、本当に町ぐるみで、本当に矢吹町の核となる、地元、矢吹でも三神のほうですけども、あれだけの面積がなくなるということで、本当に町の協力なしではできません。

そんな中で、議員ということで、地元議員14名います。地元の議員さんにも協力して、利活用のアイデアとか、そんなのをできればと思います。そんなところで、2番目は終わりたいと思います。

大きい項目で3番目なんですけれども、デジタルですか、その中で、スポーツ庁の補助事業ということで、スポーツによる地域活性化、まちづくり担い手総合支援事業ということで、その細かい内容をちょっと知りたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 13番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

スポーツによる地域活性化、まちづくり担い手総合支援事業についての目的でございますが、地方自治体が実施するスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助する、スポーツによる地域活性化を推進する目的としてございます。

こちらの補助対象事業でございますが、地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿、キャンプ誘致、スポーツアクティビティ創出等によるまちづくり、地域活性化の取組になっております。

以上で、13番、堀井議員の再質問の答弁といたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

13番。

○13番（堀井成人副議長） 説明ありがとうございます。

その中で、交付金とあるんですけれども、私もスポーツクラブの今、副会長ということで、本当に厳しい予算の中で経営しております。

その中で、交付金は、どの辺まで使い道、使えるのかなとちょっと聞きたいんですけれども、よろしく願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 13番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

補助対象経費についてのおたただしだと思います。

こちらにつきましては、諸謝金、諸謝金としましては、講演会や研修会、協力者謝礼金、交通費等になっております。

さらに、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、諸借料及び損料、雑務費、雑務費につきましては、臨時的に雇い入れたアルバイト代とか、あと、派遣労働者の派遣料となっております。それとあと、会議費、人件費となっております。

以上で、13番、堀井議員の再質問の答弁といたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

13番。

○13番（堀井成人副議長） ありがとうございます。

本当に、矢吹町はスポーツのまちということで、スポーツクラブとしても本当に町でスポーツクラブと合体方向ということで、スポーツクラブでまだ決まったわけじゃないんですけれども、本当に前向きで、スポーツクラブも考えたと思います。

そんなところで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、13番、堀井成人議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時です。

（午前10時46分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 高久美秋 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告6番、5番、高久美秋議員の一般質問を許します。

5番。

〔5番 高久美秋議員登壇〕

○5番（高久美秋議員） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

現在、矢吹町における汚水処理は、県中流域公共下水道及び大和内、本村、三城目、寺内、松倉地区に整備されている農業集落排水施設による集合処理が行われています。それ以外の公共下水道、農業集落排水処理区域外の地域では、各家庭において合併浄化槽により汚水の処理を行っている状況です。

近年、大和内処理区域においては、公共下水道区域との処理区域が近接していることから、統合の動きが進んでいることを確認しています。また、遊水池計画により鏡石町成田地区の農業集落排水機能が失われるため、三城目地区と成田地区を県中流域公共下水道へ接合する計画があると伺っています。

下水道事業は公営事業として運営され、受益者負担による維持管理が基本原則であると考えます。三城目処理区では、令和2年に処理場の機器類を更新し、長寿命化を図ったと聞いております。しかしながら、機械設備には耐用年数があり、いずれ再び老朽化し、更新が必要となります。

町の財政状況は中長期的に厳しさを増しており、限られた財源を有効に活用するためには、選択と集中による財政運営が求められます。公共下水道と農業集落排水では利用料金の算出方法に違いがあり、統合する場合には莫大な費用負担や償還金が発生し、町財政にさらなる負担をもたらす可能性があります。また、三城目地区の住民だけでなく、全町民の税金が投入されることになるため、税の公平性に基づいた行政サービスの提供が求められます。

人口減少の進む中、矢吹町が持続可能な自治体として存続するためには、町の将来を見据えた慎重な判断が必要です。町政運営においては、地域住民の意見を十分に反映させ、「住んでよかった」、「移住・定住したい」と思えるまちづくりを推進することが重要であると考えます。

以上の観点から、以下の点について質問します。

1つ目として、矢吹町の汚水処理に関する今後の計画について伺います。

現在、成田地区の農業集落排水機能が失われることに伴い、三城目処理区と成田地区を県中流域公共下水道に接合する計画があると聞いていますが、その工事にかかる総コストはどの程度を見込んでいるのか、具体的な試算をお示してください。

2つ目として、成田地区との県中流域公共下水道接合に伴う工事コストと、三城目処理場の2回目の機器類更新にかかる費用を比較した場合、どちらの負担がより大きいと考えられるか、町の見解を伺います。

3つ目として、公共下水道と農業集落排水では利用料金の算出方法が異なると聞いていますが、統合した場合、料金体系はどのように変更されるのか伺います。

大項目の2つ目として、中畑小学校及び善郷小学校の維持管理についてです。

現在、中畑小学校及び善郷小学校の老朽化が進み、教育環境や安全面での課題が顕著になっています。中畑小学校の北校舎は築54年、南校舎は築41年が経過し、既に耐用年数が超過しています。善郷小学校も築45年が経過し、3年後には耐用年数を迎える状況です。

両校では、外壁のひび割れや劣化、ベランダの手すりのさび、黒板や床の劣化が進んでおり、特に床についてはワックスがけをしても乗らない状態になっています。また、洗い場の汚れも目立ち、衛生面にも課題があります。中畑小学校では、雨漏りが深刻な状況となっており、廊下が水浸しになることがあるため、児童の安

全確保が急務となっています。さらに、新たに確認された問題として、階段の滑り止めが劣化し、至る所でガムテープによる補修が行われている状況です。しかし、ガムテープでは滑りやすく、児童の転倒事故を招く危険性が極めて高く、安全面で重大な問題となっています。

町では、学校教育施設長寿命化計画に基づき、校舎の耐用年数を延ばす方針を掲げていますが、現状のままでは児童の学習環境や安全の確保が難しい状況です。また、学校規模適正化検討委員会において統廃合の議論が進められていますが、結論が出るまでには時間を要する見込みで、その間、児童や教職員は老朽化した環境で学び、働かざるを得ないため、町としての具体的な対応が求められます。

そこで、質問1つ目として、中畑小学校では、雨漏りが深刻で廊下が水浸しになることがあります。校舎の老朽化に対する補修計画について伺います。外壁のひび割れや劣化、ベランダの手すりのさび、黒板や床の劣化などの問題のある中、緊急性や優先順位等により町としてどのような補修計画を立てているのか、具体的な改善策をお聞かせください。

2つ目として、矢吹町では、学校教育施設長寿命化計画に基づき、学校施設の耐用年数を延ばす方針を示していますが、学校等規模適正化検討委員会において小学校の統廃合についての議論が進められていますが、結論が出るまでには時間がかかる見込みです。その間、現行の校舎を安全に維持するために、町としてどのような方針で維持管理を行うのか伺います。

3つ目として、中畑小学校および善郷小学校の維持管理や補修、修繕に必要な予算の確保について、その財源の確保や補助金の活用をどのように検討されているのか伺います。

以上になります。答弁よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、5番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、三城目農業集落排水処理区の公共下水道編入に係る工事費についてのおただしであります。

農業集落排水事業は全国的に、区域内人口の減少による使用料の減収、施設の老朽化に伴う更新費用及び維持管理費の増大などにより、事業運営が厳しくなることが想定されており、国では施設の統廃合や農業集落排水を公共下水道へ編入するなどの広域化、共同化の取組を推進しております。

本町では、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる阿武隈川上流遊水地群整備に伴い、三城目農業集落排水処理区の処理施設の再構築について検討を進め、農業集落排水の枠にとらわれず、さらには自治体の枠を超えた広域化、共同化に取り組む好機、チャンスと捉え、公共下水道への接続について関係機関等と協議、検討を重ねてまいりました。

令和6年9月議会定例会には、議案として福島県と矢吹町との阿武隈川上流流域下水道県中処理区内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についてを上程しまして、可決を経て整備に向けた協議を進めております。

議員おただしの整備試算額につきましては、鏡石町との2町で公共下水道へ接続する場合の費用として、福島県や鏡石町と協議を行い、過去の事業費や近隣自治体の類似事業の事業費を参考に算出し、約6億8,000万

円を見込んでおります。

なお、整備費の内訳といたしましては、工事費が約6億1,000万円、測量設計費が約7,000万円となっております。

また、福島県の代行工事による整備費は、鏡石町との2町で負担するため、本町の負担額を約3億1,000万円と見込んでおりました。財源内訳といたしましては、国の交付金を約50%の1億5,500万円、企業債を約45%の1億3,950万円、下水道事業会計留保資金を約5%の1,550万円に対応する考えであり、一般会計からの負担を求めずに整備を進めてまいります。

今回、鏡石町と共同で公共下水道に編入することは、またとない機会であり、整備費が大幅に軽減され、経費の節減や施設の簡素化につながるものと捉えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三城目農業集落排水処理区の公共下水道編入に係る工事コストと処理場を継続使用した場合の費用の比較についてのおただしであります。

費用の算定に当たっては、25年後の令和31年度までの期間の事業費を試算しておりまして、先ほども申し上げましたとおり、本町の公共下水道編入に係る整備負担額は約3億1,000万円であります。整備後の本町の維持管理費用としては約9,000万円を見込んでおりました。合計費用として約4億円を想定しております。

整備後の維持管理費の内訳といたしましては、マンホールポンプなどの維持管理費として約6,000万円、マンホールポンプの更新費として約3,000万円を想定しております。維持管理費用の算出方法につきましても、過去の事業費や近隣自治体の類似事業の事業費を参考に、社会変動に伴う物価上昇を加味して算定しております。

同様の算出方法により、現在の処理場を継続使用した場合の改築更新費は約6億8,000万円、維持管理費が約3億3,000万円を見込んでおり、合計費用として約10億1,000万円を想定しております。

改築更新費の内訳につきましては、処理場改築費として約5億円として、機器類の更新費として約1億5,000万円、測量設計費として約3,000万円と試算しております。

維持管理費の内訳につきましては、処理場維持管理費として約2億4,000万円、処理場建屋や計装機器などの軽微な修繕費として約9,000万円と試算しております。

このことから、鏡石町との2町で公共下水道へ接続する場合と、現在の処理場を継続使用した場合では、概算費用ではあるものの、鏡石町との2町で公共下水道へ接続する場合のほうが約6億1,000万円という大変大幅な削減効果が見込まれまして、将来にわたって持続可能な本町の下水道事業を運営していく上では、大きなメリットをもたらすものと考えております。

今後も、国や福島県が推進している広域化、共同化について計画的に取り組み、将来的には全ての農業集落排水処理区を公共下水道へ編入することを視野に入れまして、持続可能な事業運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、編入後の料金体系についてのおただしであります。

現在の農業集落排水処理区の料金体系は、基本料金と各世帯の人数に応じた人員割により、使用料金を算定しております。

一方、公共下水道区域における料金体系は、2つの算定方法があり、1つは、水道水の使用水量に応じて下

水道使用料金が算定される従量制であり、もう一つは、井戸水を使用している公共下水道使用者に対して採用している人員割があります。

議員おただしの三城目農業集落排水処理区を公共下水道に編入した後の料金体系につきましては、公共下水道区域の料金体系に変更する予定で業務を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、三城目農業集落排水処理区の一般的な世帯である3人世帯で水道水を40立方メートル使用した場合の下水道使用料金を2か月分に換算して比較しますと、農業集落排水使用料金は7,348円、水道水を使用している世帯を公共下水道使用料金に置き換えた場合は5,984円となり、1,364円安くなる、安価になる見込みであります。同様に、井戸水を使用している世帯を公共下水道使用料金に置き換えた場合は6,644円となり、704円安くなる、安価になる見込みであります。

しかしながら、多くの世帯が人員割から従量割に移行されると想定しており、これまでの定額制から各家庭の水道水の使用状況に応じた料金の変動制になりますので、公共下水道への編入に合わせて、三城目農業集落排水処理区の下水道利用者へ引き続き丁寧な周知、説明を図ってまいります。

また、令和6年2月26日、27日に開催いたしました三城目農業集落排水処理区の公共下水道編入についての住民説明会におきまして、料金体系変更などについて、地区住民の方から、おおむねご理解をいただいたと認識しております。

今後も下水道利用者に対しまして使用料金への理解と浸透を深める対策を講じ、健全な経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 5番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、中畑小学校校舎の老朽化に対する補修計画についてのおただしではありますが、学校施設の修繕につきましては、平成30年3月に策定しました矢吹町学校教育施設長寿命化計画に基づき、学校と協議をしながら優先順位、緊急度の高いものから順次、取り組んでおります。

これまでの主な取組といたしましては、令和2年度に北校舎の屋上防水改修工事、令和3年度にトイレ改修工事、令和5年度に体育館屋根塗装工事等を実施してまいりました。

議員おただしの水浸しになるほどの雨漏りについて、中畑小学校に改めて確認したところ、雨天時の風が強い場合に限り、階段の踊り場で雨漏りする箇所はありますが、廊下が水浸しになるような状況ではないとの報告を受けております。

また、経年劣化による建物の損耗や機能低下に対しては、必要に応じた部分的な修繕等を行い、学校施設の適切な維持管理に努めております。

なお、矢吹町学校教育施設長寿命化計画の策定時に現地調査を行い、構造躯体の老朽化状況を確認しましたが、緊急での耐震補強は必要ないとの判断が示されております。

その一方で、躯体以外の改修の優先順位については、他の学校施設に比べ、中畑小学校が高い状況にありま

すので、今後も学校と連携、協議しながら、子どもたちの安全面を最優先に考え、適切な修繕による施設の維持管理を進め、よりよい教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校施設の維持管理方針についてのおただしであります。平成25年度に矢吹中学校の改築が竣工し、平成26年度から平成28年度にかけ、矢吹小学校の大規模改修工事を実施したところであります。善郷小学校、中畑小学校、三神小学校の3校については大規模改修工事を行っていないため、建物や設備等の老朽化に伴い修繕箇所が増加している状況にあります。

学校は児童生徒が1日の大半を過ごす施設であり、施設の老朽化対策は重要な課題であると認識しておりますが、その一方で、少子化による各小学校の小規模化の進行もあり、現在、矢吹町学校規模適正化委員会において、町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方について調査検討を行っております。

今年度は、アンケート調査や地区懇談会の意見を基に審議した、町立小学校の適正な1学級当たりの児童数及び1学年当たりの学級数、再配置の必要性、魅力ある学校・教育環境について、中間報告として整理し、令和7年度には基本方針を策定する予定であります。

まだまだ議論すべき点は多くありますが、検討委員の皆様には、真剣に、活発な議論をしていただいております。

また、教育委員からは、町予算に限られる中で、学校施設の維持管理について、PTAや地域の方々、児童も一緒になってペンキを塗ったり、高圧洗浄で外壁を洗浄したりなどの活動も考えられるのではないかと提案もいただき、大変ありがたく感じております。

こうした状況を踏まえますと、善郷小、中畑小、三神小の3小学校については、不具合箇所を早期に把握し、児童の安全面に十分留意した維持管理を行っていくことが重要であると考えております。

そのため、各学校では、月に1度、安全点検を行うとともに、不具合が見つかった際には、すぐに報告を受け、迅速な対応に努めております。また、突発的な故障など、より迅速に対応しなければならないものについて、より優先して対応しております。

これまでも、機会をつくり各小学校に足を運び、現場を実際に確認しながら、校長、教頭、教職員や関係者と意見交換を行っており、引き続き、こうした取組を通じ各学校の安全管理及び適正な維持管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中畑小学校及び善郷小学校の維持管理等に係る予算の確保についてのおただしであります。学校施設の維持管理等に対する国の補助金は、新增築や改築、トイレ改修や空調設置等の大規模な改修を除き、軽微な補修等は対象とはなりませんので、起債と町の一般財源により対応していく必要があります。

そのため、補修や修繕等の維持管理については、各学校及びPTAの要望等を基に優先順位を定めるとともに、複数年に分けて実施する計画を立てるなど、必要となる費用を十分に精査し、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、予算確保に努めてまいります。

今後も引き続き、児童の安全や学習環境の向上を最優先に考え、効率的かつ計画的に予算を確保してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、集落排水のほうの質問をさせていただきます。

まず1つ目として、三城目農業集落排水区の流域関連公共下水道接続工事については、単独区間については矢吹町が負担して、共同区間については経過による案分とありますが、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

単独区間と共同区間、その共同区間の部分についてのご質問だと思いますが、共同区間につきましては能力的な部分について案分をしているものでございます。

実際に、具体的に申しますと、鏡石町単独で持って行った場合の管径だったりポンプの能力に、矢吹町が加わった場合の管径、ポンプの能力がさらに加わることで、鏡石単独で持って行った場合よりも矢吹町が加わることで能力的に向上する部分について、矢吹町が負担をするというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

矢吹町の工事負担割合は6億8,000万円の45%から49%を見込んでいますが、距離からすると当町は3分の1なのに、ほぼ半分近くの工事負担になりますけれども、このことについての説明をお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にも申し上げましたけれども、共同区間の能力的区分について、その一部を矢吹町で負担をするということになりますので、それを県や鏡石と協議した結果、管径やポンプなどの性能の向上部分を矢吹町で換算しますと、約半分程度の負担になるのではないかとということで、算出しておるところでございます。

以上で、5番、高久議員の再質問への回答といたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございます。

今回、公共下水道につないだ場合、県中幹線の手前ですね、維持管理は鏡石町と矢吹町の一体的に公共下水道に編入することで、どのような費用分担になるか伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

当町で見込んでいます維持管理分につきましては約9,000万円、鏡石につきましては1億円の負担ということで、今のところ算出しているところでございます。

なお、今現在は2町での算出になりますが、今後、流域の下水道の構成自治体などとの協議をして、さらなる軽減を図っていけるように、今後取り組んでまいりたいとも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

9月の全協で示された概算費用比較検討資料の中で、農業集落排水を継続する場合の処理場改築更新工事費の6億8,000万、これは令和2年に三城目農業集落排水の長寿命化を既に行っているため、24年後の令和31年の大規模改修を想定したときの改修工事費なので、令和31年までは維持管理の3億3,000万だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年頃に三城目の機能強化ということで、機器類の更新工事を行っております。

この時期につきましては、三城目が共用開始になった時期、三城目処理が完成した時期が平成2年でございまして、大体20年以上経過して更新を行っているということになりますので、今現在から、また20年から25年先、同じようにやはり大規模な更新工事が出てくるという予測を立てられますので、やはりその部分については、概算費用の比較検討の中には計上するということになります。

また、建物につきましても、先ほども申し上げました年度で建設されておりますので、50年以上の経過がたちます。50年以上経過しますと、コンクリート構造物等には何かしらの大きな改修などが必要になってくることも十分に想定されますので、やはりこの部分についても、比較検討しやすいという部分で計上することで、より分かりやすい説明にさせていただいているということで、ご理解いただければと思います。

以上で、5番、高久議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

先のことは、24年後ですか、には大規模改修ということで、分かりやすい説明ということで6億8,000万を計上したということですが、実際にはやはり長寿命化工事が終了しているため、今後、三城目集落排水を24年使い続けた後に、公共下水道か集落排水のどちらを選択するか、24年後に選択するという考えはなかったんで

しょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、今回の鏡石との2町で公共下水道に編入することにつきましては、町単独で整備するよりも2町で整備したほうが工事費、管理費ともに半分程度まで軽減されるというところで、今回の機会を、またとない契機といたしまして、今回整備に進んでいるところでございます。

24年から25年後、改めて整備することになりますと、三城目の整備を成田経由での整備というのは、もう一度、県との協議が必要となってきました、現実的には町内への公共下水道への接続ということになることが十分に想定されます。ですので、現在、成田経由での公共下水道への接続というのは、なかなか困難になってくるのかなというふうに考えていますので、今回このような取組を行っているということになりますので、ご理解、お願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

人口減少が続く中、国土交通省や環境省は、人口密度が高い都市部では公共下水道を接続、人口が減少し維持コストが増大する地域では分散型処理、集落排水や合併処理槽を推進する方針を示しております。

特に近年は、人口減少と財政負担を考慮し、無理に公共下水道を整備せずに、維持管理が簡易な合併処理槽を推進する事業が増えております。

このことを踏まえて、今回の長寿命化工事を終えたばかりの農業集落排水を止めて公共下水道に編入した後に、県中幹線や日和田町、県中浄化槽センターの大規模工事などで料金が上がっていくことを心配しているのですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

今後、人口減少等によって料金の心配というところでのご質問だと思いますが、これは公共下水道、農業集落にかかわらず、やはり、どちらも減少傾向になると十分に想定されるところでございます。

ですので、下水道料金の値上げなどの検討も併せて、農業集落排水のやはり料金値上げも併せて検討するように、その際はなるとお思いますので、一方だけが上がるということは、ちょっと考えにくいのかなと。人口の減少は両方、傾向にあるということからすれば、公共下水道も農業集落排水も両方とも、その際はやはり検討せざるを得なくなってくるのかなということを十分に考えられますので、こちらのほうの県中流域下水道へ接続したから料金が上がるということだけではなくて、農業集落排水も併せて、やはり人口減少は必須な傾向に

ありますので、やはりそちらのほうも、その際にはやはり検討していかざるを得なくなるのかなというふうには考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

下水道料金なんですけれども、今回、三城目住民説明会で、料金体系の比較についての資料ですが、3世帯で2か月間で水道水を40立方メートル使用した場合の比較説明を行っております。

この試算だと、公共下水道のほうが、さっきの答弁でありましたように1,364円安いということですが、これ、しかし、家族が4人、または5人に増えた場合、または、その40立方メートルを超えた場合、農業集落排水のほうが安くなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

50立方メートル、60立方メートルになった場合は、下水のほうが高くなるのではないかとということのご質問だと思いますが、料金は3世帯で60立方メートルを使用した、または50立方メートルを使用したというところでの比較については、今回、説明会では複数のものを提示しますと、住民の方が判断と言いますか、比較するのに困惑してしまうということもありまして、今回はあくまでも三城目の一般的な家庭であります平均的な1世帯3人の世帯で、40立米使用した場合についてをご説明させていただきました。

その際もやはり、そういうご意見等もありましたが、町長答弁にもありましたように、これから固定定額制から水道水の使用料に応じた変動制になりますので、もちろん、3人であっても使う量が少なければ、今よりも安くなる世帯も、もちろんございますし、場合によっては、増える世帯もございますということも併せて説明させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

今の関連なんですけれども、平均的に3人家族という場合はそうなんですけれども、はっきり申しまして4人、5人となった場合は、やはり農業集落排水のほうが、現在の場合を見れば安くなるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

5人世帯、6人世帯になった場合は、どちらが実際は高いのかというところまでのご質問だと思いますが、やはり、その5人世帯、6人世帯がどのぐらいの水道水を使うのかというところで、比較はやはり変わってきてしまうというところになってきますので、ここで安直にどちらが安いとかということにはなりません、仮にですけれども、5人世帯で50立米使った場合で比較した場合でありましても、現段階においては、公共下水道の使用料のほうが安価になる見込みとなっております。

60立米で6人世帯で比較した場合におきましても、やはり公共下水道の料金のほうが安価になるという見込みができるものでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

6人、5人家族で60立方メートルの水というのは、あり得ないので、大体4人家族でも大体60は超えてくるので、そうしますと、実際には、農業集落排水のほうが安いという認識を私は持っているんですよ。

今回、公共下水道のほうにつないだほうがいいという執行部の考えもありますし、その辺、やっぱり住民の方が迷わないように、今回、ぎりぎりの線でそういう答弁をしているんだと思いますけれども、実際には、農業集落排水のほうが安い場合も相当出てくるんだらうなと思っております。

こういうことを、ちゃんと説明していないんじゃないかなんかと思っているんです。だから、これ、公平な説明だったと思いますか。すみません、ちょっと。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員、何が公平な説明だったと思いますかというのは……

○5番（高久美秋議員） 公共下水道と農業集落排水の料金体系に関して、公平な説明だったかということは何っております。すみません。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

料金の算定方法といいますか、比較について公平性があるかどうかということだと思いますが、先ほども申し上げましたとおりでございまして、事例をたくさん出すと、住民の方についても、分かりづらい説明になる可能性があるということと、料金の比較につきましては、やはり公共下水道については、主に水道水の使用料によって変動しますので、1つの家庭、1つの家庭に対してそれぞれに説明することは、住民説明会にはあまりそぐわないというようなこともありますので、一般的な事例はやはり提示せざるを得なかったというところもございます。

なお、先ほども申し上げましたけれども、住民の方へも水道料金、今度は変動するということは、その際も十分に説明はさせていただきますので、使用水量によっては、もちろん今の農業集落排水の使用料よりも高額になる世帯も、場合によってはございますということについても説明させていただいております。

そういうことも踏まえまして、今回のさきの町長答弁にもありました2月26、27日の説明会でも、住民の方

からは、おおむねご理解をいただいたというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

それでは、小学校のほうの質問に入らせていただきます。

中畑小学校ですが、令和2年に北校舎の屋上防水工事が行われたのに対して、現在でも雨天時の風が強い場合に限り雨漏りする箇所がありますが、廊下が浸水するような状況ではないという答弁ですが、このままの状況を維持するのでしょうか。何も手を入れない、このままでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

中畑小の雨漏りについてのおただしでございますが、階段の踊り場にありますがガラスブロックを伝わり、壁面からの水が回っているという状況について、学校からの報告を受けましたので、来年度、ガラスブロックの組み合わせの部分について、シーリング処理、目地詰めなどの対応を図りたいと考えてはおります。

以上で、5番、高久議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

じゃ、来年度には、シーリングのほうをよろしく願います。

〔「 ないですよね」「 だ」と呼ぶ者あり〕

○5番（高久美秋議員） 続きまして、中畑小学校北校舎は築54年を迎えており、壁のひび割れや、階段の滑り止めが剥がれ、ガムテープ補修、天井の劣化など生徒の教育環境に支障を来す状態となっております。

特に、生徒の安全確保と衛生環境の確保は教育の基本であり、放置することは健康と安全に対してよくないと思っておりますが、このような状況をどのような考えか伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

適切な維持管理がなされていないのはとのおただしでございますけれども、学校施設については、安全・安心に十分に留意し、速やかに適切な対応を行っているものと認識しております。

建築基準法による定期点検であったり、学校の点検などにより危険箇所や不具合箇所の把握に努めており、安全性は確保されております。

修繕については、学校と相談しながら、緊急度の高いものから優先順位を定め、取り組んでおりますので、

ご理解、お願いいたします。

以上で、5番、高久議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

中畑小学校北校舎は築54年間、一度も外装の補修をしておらず、外見も著しい劣化と美観の損失があります。ベランダの手すりはさびが進行し、生徒の安産確保の観点からも危険です。令和2年に屋上の雨漏りを修繕したにもかかわらず、現在でも雨漏りがある。廊下や踊り場にはバケツや雑巾が常備されている状態。これは、見に行ったので分かります。そのような状態でした。階段の滑り止めのゴムテープ補修、善郷小学校ではトイレの引き戸がないところもありました。

これは適切な維持管理と言えるでしょうか。お考えをお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご指摘お受けいたしました。学校といろいろ確認はさせていただいております。

その中で、優先順位を定めながら、何が緊急度の高いものなのかというところをお互い確認し合いながら維持管理に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございます。

優先順位をつけてということではありますが、雨漏りが続いていることで、廊下や階段に常備しているバケツや雑巾がある中で、子供たちの転倒リスクも増大します。これらは単なる経年劣化ではなく、生徒の命や安全に直結する問題です。このまま放置する場合、事故が発生した際に責任は自治体が負うことと考えますが、その点について、どのような見解でしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

子供たちの転倒リスクについてのおただしでございますが、学校では廊下や階段は走らないなどの指導は、当然行っております。

ただ、通路の邪魔になるような場所に物を置かないように、改めて教育委員会からも学校に指導させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

よりよい教育環境の充実に努めると述べていますが、築54年の外装は一度も修繕されず、外装は著しく劣化し、ベランダの手すりはさびている状態です。

この状態は、生徒の心理面に悪影響を与え、保護者の信頼も損ねかねません。見た目の美貌も教育環境の一部です。外装修繕を含めた修繕計画を示していただくようなことはできないでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 5番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

高久議員おっしゃるとおり、「環境が人を育てる」ということをよく言われています。

環境というものは物的な環境、そして、人的な環境というものがございますけれども、その物的な環境の部分で、経年劣化により子供たちに安全・安心を担保できない状況ではないかというようなお話ですけれども、先日、私も、年に何回か中畑小学校のほうを訪問させていただいています。

その中で感じるのは、廊下がびかびかになって光っている、そういう状況があったりとか、建物はもちろん古い、でも、子供たち、そして、先生方、そして、用務員さん達は、その古い校舎を丁寧に、きれいに扱おう、そして、次の後輩につないでいこう、そういうふうな思いで学校教育をしてくださっています。

もちろん、古い校舎という部分がありますけれども、そういう中でだからこそ、やっつけ教育というものがあるのではないかと。そしてまた、中畑小学校に限らず、それぞれの町内の小学校においてなされているものというふうに考えております。

ですので、そういった教育環境によって、子供たちの心の教育といったものが悪い方向に行くのではないかと。というようなことはない形で教育のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

もちろん、併せながら修繕もしていくということも本当に大事ですので、その部分については、先ほど来、課長のほうからの申しているとおおり、学校と連絡を密にしながら迅速に進めてまいりたいというふうに、こう考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、5番、高久議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございます。

今、通っている生徒一人一人、一年一年が取り返しのない時間であること、そして、一年一年をよりよい環境で過ごせるよう、これからも尽力していただけるようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、5番、高久美秋議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時15分です。

(午後 零時09分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午後 1時15分)

◇ 三 村 正 一 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告7番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴においでの方皆さん、ありがとうございます。

それでは、一般質問に通告した内容で質問をいたしたいと思っております。

同僚議員からも同様の質問がありますが、私なりの観点から質問をさせていただきます。

質問の1番目でございますが、令和7年度の当初予算についてでございます。

質問の目的として、令和7年度の一般会計当初予算案が79億5,800万円となり、前年度予算と比べてマイナス3億8,300万円、4.6%の減となります。

今までの町民生活に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、削減の目標や削減方針、実施計画、事業選択の優先順位等を明らかにする目的でございます。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、宮城県の涌谷町では、健全化判断比率の実質公債費率10.5%、将来負担比率52%で、財政再建5か年計画の取組を令和元年から始めました。

当町の公債費比率は、令和5年度11.2%、将来負担比率は72.6%と、涌谷町よりも高い比率であります。

そのような中、令和7年度は有事から新たな平時への自治体運営の転換を図り、町の財政運営は分水嶺にあるとの認識で、財政規模の適正化を図るという方針転換は時機を得たものと認識しております。

質問事項でございますが、昨年9月の議会で、行財政改革を行わない場合令和6年度以降赤字となる予想の中、行財政改革大綱の実施計画の具体的な内容等を質問いたしました。

ご答弁は、行財政改革を実施して財政の健全化を図る、実行計画については現在策定中であるが、大綱の基本理念や重点事項を反映させた取組を具体的に記載する、個々の取組については評価指標を示して年度ごとに進捗管理を行うとの内容でありました。

行財政改革の実施計画を示して予算説明を行うべきと考えますが、実施計画は示されておられません。実施計画が策定済みであればお示しをいただき、実施計画が策定されていないとすれば、何を基準に行ったのかを、策定方法をお伺いいたします。

それから2番目でございますが、これは教育長にお尋ねしたいと思っておりますが、スマートパーク事業の設置場所については、現在の計画されている場所は、KOKOTTOの駐車場としての利便性があるので、場所の変

更をしてほしいとの要望がありますが、場所の変更についての考え方と運営、維持管理経費が明確に示されていないので、お伺いをいたします。

3番目でございますが、会計年度任用職員の削減と人件費や指定管理制度等について。会計年度任用職員が削減されますが、その背景、課題等と予算の策定方針、前年度との比較、削減見積額とその効果についてお伺いをいたします。

大きな2つ目の2番でございますが、地域公共交通等の事業についてお伺いをいたします。

質問の目的ですが、地域公共交通等の事業について、行き活きタクシーやコミュニティバスの実証運行、A I デマンドバスの実証運行の町民の皆様の利用、需要の把握等と必要性や事業経費対効果等を明確にすることにより投資効果の最大化を図り、財政健全化と福祉の向上に寄与したいという目的でございます。

背景や経過、課題等でございますが、地域公共交通等の事業については、移動手段を持たない高齢者の方々の買物や外出機会の増加による生活の利便性の向上、将来の運転免許証の返納のような住民の現状を検討し、将来、増加予想される高齢者等の交通弱者対策は重要な課題であります。

町が現在取り組んでいる行き活きタクシーやコミュニティバスの実証運行、A I デマンドバス実証運行は、町民の皆様の利用、需要の把握等と必要性や事業経費対効果による経済効果についての調査等の情報収集により、多様な交通手段の中から矢吹に最適な地域交通網を整備していただきたいと考えております。

このような観点から、町の財政事情の厳しい中、A I デマンドバスの実証事業については、国や県の補助金なしでも事業が継続できる予算ですべきと考えております。身の丈に合った事業にすべきであると考えております。

質問事項でございますが、令和5年度及び令和6年度見込みのコミュニティバスの実証実験、行き活きタクシー、A I デマンドバス実証事業の計画対事業実績と費用対効果についてお伺いをいたします。

②でございますが、群馬県太田市のA I デマンドバスの運行状況を1月30日に研修させていただきました。

70才以上の高齢者を対象にして、令和3年度より7人乗りワゴン車で7台運行しており、1万8,000人を超える利用があり、令和4年度は委託料、受付業務込みで3,600万円、1台当たり510万円、令和5年度は委託料3,500万円、1台当たり500万円、受付、市直営であります。

喜多方市のデマンドバスは、8台運行で年間6,900万円、1台当たり863万円でございます。

当町のデマンドバスは、2台で6,700万円、1台当たり3,393万円の計画であります。

市・町の違いはあるが、どの地域でもバス1台の運行させる費用に3倍の差があります。行財政改革の取組の中、国・県の補助金なしとなったとき、この事業の継続をどのようにしていくのかをお伺いいたします。

3番目では、行き活きタクシー、A I デマンドバス以外の交通手段は検討しているかをお伺いいたします。

大きな3番でございますが、健康センターの決算見込みと7年度の計画についてお尋ねをいたします。

目的でございますが、町民の健康増進と交流の場として設置されている健康センターの運営について、事業が計画どおり実施されているか、決算状況を明らかにして、予算の適正な執行状況を確認することにより、住民の福祉の増進と行財政改革に寄与していきたい目的でございます。

質問しようとする背景や経緯、課題でございますが、健康センターの運営について、洗い場の畳敷きや令和6年4月よりバレルサウナ設置により利用者が大変多くなっております。令和5年度実績で12万1,000人の利

用者となっております。収支状況の把握により、事業の継続と行財政改革に寄与していきたいと思っております。

質問事項でございますが、令和5年度実績決算と6年度の決算見込みについて、あゆみ温泉、温水プールの場所別、費目別の計画と実績、課題を伺います。

②でございますが、令和7年度の運営計画及び予算と指定管理者からの事業運営計画、収支計画について伺いをします。

3番目でございますが、債務負担行為の指定管理料について、令和6年度より3年間で1億7,200万の限度額、年5,700万円でございますが、令和6年度支出見込額が6,900万円と、1,200万円超過支出されておりますが、その経緯を伺うと。

以上でございます。ご答弁よろしく願いをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革の実行計画及び予算編成の基準についてのおたかしであります。

行財政改革の実行計画につきましては、鋭意作成中でありまして、現在お示しできる段階ではありません。

それでは、実行計画が策定されていない中で、どのような基準で令和7年度当初予算を編成したのかのおたかしにつきましては、富永議員や堀井議員への答弁と一部重複いたしますが、令和6年度当初予算では、財政調整基金から一般会計へ4億9,000万円を繰り入れたことで、令和6年度末の残高は3億5,000万円まで減る見込みであったことから、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づき、令和7年度は財政調整基金からの繰入れを行わない当初予算の編成を目指したところであります。

これにより、歳入予算の確保がこれまで以上に難しい見通しであったことから、あらかじめ各課に予算要求可能な上限額を示すことで、経常的経費の削減及び抑制に努めたところであります。

また、事業の見直しに当たっては、事業の必要性や費用対効果等について検討することで、事業の選別を行うとともに、必要と判断した事業についても規模の縮小や事業の統合等の可能性を再度検討するなど、限られた予算の中で、効率的、効果的な事業となるよう工夫したところであります。

その結果、令和7年度につきましては、財政調整基金から一般会計への繰り出しは一切行わない予算編成をしたところであります。

引き続き、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づき財政調整基金の計画的な積み増しを行い、安定的な財政運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、次年度における会計年度任用職員の削減等についてのおたかしであります。

初めに、会計年度任用職員制度につきましては、勤務時間によりその職位が異なり、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分けられます。

パートタイム会計年度任用職員の任用の経過につきましては、平成20年度は6名、平成21年度は9名でありましたが、東日本大震災のあった平成22年度は28名、平成23年度は44名、平成24年度は64名、平成25年度は77名、平成26年度は97名となっており、以後100名前後を推移し、令和5年度は91名、令和6年度は96名の任用

となっております。

平成23年に発生した東日本大震災、令和元年の東日本台風、2度にわたる福島県沖地震による被災対応、令和2年から令和5年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症への対応など、災害の復旧及び復興に関する事業並びに衛生対策事業等における膨大な事務を遂行する職員をサポートするため、会計年度任用職員を任用してまいりました。

本町における会計年度任用職員の課題といたしましては、有事における各種事業が長期にわたることで、業務の効率化の観点から、会計年度任用職員の再任をする機会が増えることで、会計年度任用職員に対する職員の依存度が高くなったということが挙げられます。

議員おただしの会計年度任用職員の削減につきましては、学校支援員等の学校で勤務する会計年度任用職員は削減しておりませんので、事務補助員の任用に関することと推察いたしますが、事務補助員の人件費に関する予算の方針につきましては、原則、職員の育児休業等により欠員となる見込みの部署への補充を想定し、必要とされる人数分の人件費を計上しております。

また、事務量が多く、事務補助員の人件費として補助金などの有利な財源を充当できる事業につきましては、臨時的に予算を計上しております。

令和7年度当初予算の編成におきましては、各種事業の見直しを行っており、一般会計ベースでは、前年度比約4.6%予算額を削減しております。

事業費の減額に伴い業務量が減ることが見込まれることから、事務補助員の令和7年度当初予算計上額につきましては、前年度の任用人数から15名減らし、育児休業等の要因のために9名分の人件費を新たに計上することで、約6,300万円の予算を削減しております。

今後は、有事から新たな平時に対応した組織運営を図るため、事務補助員の任用する人数を減らしたところではありますが、削減により住民サービスが低下しないよう、職員研修の充実、適材適所の人員配置など、引き続き組織体制の強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和5年度及び令和6年度の行き活きタクシー利用料金助成事業、コミュニティバス実証実験運行、A I活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の事業実績、費用対効果についてのおただしであります。

行き活きタクシー利用料金助成事業につきましては、令和5年度は登録者数579名、利用件数5,929件、1日平均16.2件、令和6年度は令和7年1月末現在で登録者数567名、利用件数5,982件、1日平均19.5件となっております。

令和6年度の実績は、令和7年1月現在の数字となりますが、昨年度の利用件数を既に上回る状況となっており、本制度を開始した平成30年度から右肩上がりに増加している状況であります。

一方、昨今では、タクシー運転手の不足により、乗車するまで1時間以上待つことがあるとの利用者の声もあり、需要に供給が追いつかない状況も見受けられます。

次に、コミュニティバス実証実験運行につきましては、昨年12月27日で実証実験運行は終了いたしました。令和5年度は利用者数2,175名、1日平均10.6名、令和6年度は9か月間で利用者数2,142名、1日平均13.7名となっており、運行開始直後の令和4年12月の1日8.6名と比べ増加いたしました。

その一方で、停留所が遠いであるとか、行きたい時間にバスが来ない等の理由から、停留所が近い方など一

部の利用にとどまっている状況も見受けられました。

本実証実験運行につきましては、地域公共交通の構築に向け、本町ではなじみの薄い定時、定路線バスの運行でありましたが、町民の皆様から多くのご意見やご要望をいただいたところであり、公共交通への関心が非常に高いことを改めて感じたところであります。

そして、これまでの各種公共交通に関する取組による実績と成果を踏まえ、議員の皆様をはじめ地域公共交通活性化協議会の皆様、多くの町民の皆様と共に、多くの時間を費やし検討を重ね実施されることとなったのが、本年1月15日にスタートしたA I活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」であります。

本事業の実績につきましては、先月末時点の登録者数は288名、利用件数354名、1日平均11.4名となっております。乗車料金を有料とした中でも、多い日には28名の方が利用されるなど、行き活きタクシーやコミュニティバスの利用者を超える状況となりつつあり、玄関先から目的地までドア・ツー・ドアで運行する、これがこの「のるーと矢吹」の非常に大きな特徴でありますけれども、利便性の高さが評価されているものと感じているところであります。

このような評価については、コミュニティバス実証実験運行での課題の解決を図ったという結果でありまして、利用者の皆様からは、「今までは停留所が遠くて利用できなかったが、自宅玄関前から目的地まで移動できるのでありがたい」、「行きたいときに行きたい場所へ行けるというので便利になった」、「徒歩かタクシーで移動していたのだが、料金400円というのは助かる」等のご意見をいただいたほか、定期券や回数券の利用、乗降時の段差を解消する電動ステップの整備など、乗りやすさですね、特にお年寄りの、多くの要望もいただいております。

なお、これらの費用対効果につきましては、それぞれの事業等を実施する中で、事業ごとの実績や課題、公共交通に対するご意見やご要望を集約することで住民ニーズを的確に把握し、次の施策に発展させることができたことであります。

町といたしましては、少子高齢化や人口減少社会が加速する中、地域の足の確保は大変大きな課題であると認識しておりまして、そのニーズは今後より一層増加していくものと考えております。

今後も、矢吹町地域公共交通計画で掲げる「だれもが移動しやすいまち、やぶき」の実現に向けて、時代の流れや変化に適確に対応できるよう、将来を見据えた施策として事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国や県の補助金がなくなった場合の事業継続についてのおただしであります。

令和6年度A I活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の事業費につきましては、システム導入業務1,830万円、バス運行业務561万円、電話受付業務173万2,000円、広報資材等作成業務192万5,000円、合計2,756万7,000円を見込んでおりまして、バス1台当たりの運行経費は、2か月半の運行期間ではありますが、1台当たり280万5,000円となります。

本事業の財源につきましては、今年度は補助率2分の1であるデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け事業を推進しており、契約に当たっては公募型プロポーザル方式で広く事業者を募るなど、適切な事業の推進をしてきたところであります。

議員おただしのバス運行経費につきましては、国から補助事業経費として認められた金額であり、国が示す

標準経常費用との比較や他市町村等の事例も参考に、安全安心な運行の確保として適正な金額であると認識しております。

また、来年度以降の財源につきましては、国では地域公共交通確保維持改善事業補助金を用意しております。令和7年度から令和9年度までの3年間を交通空白解消・集中対策期間として対策を強化することと国のほうでもしております。こうした国や県等の補助金を最大限に活用するとともに、運行体制のさらなる効率化を図ることで財源の確保及び費用の圧縮に努め、持続可能な公共交通の構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行き活きタクシー、A I活用型オンデマンドバス以外の交通手段の検討についてのおただしであります。本町における公共交通につきましては、今年度導入いたしましたA I活用型オンデマンドバス「のーと矢吹」を、本町の公共交通の基盤として今後も十分に検証を行い充実させることで、町民誰もが便利で快適に移動できる体制の構築を目指し、事業を推進してまいりたいと考えております。

そのため、来年度以降も本事業を中心に住民ニーズを十分に把握しながら事業を推進してまいりますが、技術の進歩に伴う新たな交通手段、例えば自動運転バス等についても、ドライバーの不足等がある時期ですので、当然、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和5年度実績と6年度の決算見込みについて、あゆり温泉、温水プールの場所別、費目別の計画と実績及び課題についてのおただしであります。

指定管理者による令和5年度収支決算報告書及び令和6年度決算見込みに基づき答弁いたします。

初めに、令和5年度の決算額につきましては、収入総額が7,943万8,000円、そのうち町からの指定管理料が5,701万5,000円、支出総額が7,995万6,000円、そのうち人件費が3,910万6,000円であり、収支は51万7,364円の赤字であります。

施設ごとの内訳といたしましては、あゆり温泉につきましては、収入額は、施設使用料が1,601万6,000円、その他自動販売機設置使用料等が64万9,000円となり、収入の合計は1,666万5,000円であります。

支出額は、需用費が1,649万5,000円、役務費が78万4,000円、委託料が210万8,000円、使用料及び賃借料が279万3,000円、公課費が308万3,000円となり、支出の合計は2,526万3,000円であります。

次に、温水プールにつきましては、収入額は、施設使用料が533万5,000円、その他自動販売機設置使用料等が33万9,000円となり、収入の合計は567万4,000円であります。

支出額は、需用費が1,150万6,000円、役務費が84万1,000円、委託料が229万円、使用料及び賃借料が41万2,000円となり、支出の合計は1,504万9,000円であります。

次に、ゲートボール場につきましては、収入額は、施設利用料が1,000円、暖房及び電気使用料が8万3,000円となり、収入の合計は8万4,000円であります。

支出額は、需用費が51万6,000円、委託料が2万2,000円となり、支出の合計は53万6,000円であります。

次に、令和6年度の決算見込額であります。収入総額が8,329万8,000円、そのうち町からの指定管理料が5,628万8,000円、支出総額が8,757万円、そのうち人件費が4,290万4,000円であります。

施設ごとの内訳といたしましては、あゆり温泉につきましては、収入額は、施設使用料として2,032万5,000円を見込んでおります。

支出額は、需用費が1,973万1,000円、役務費が89万4,000円、委託料が263万7,000円、使用料及び賃借料が299万7,000円、公課費が91万円となり、支出の合計が2,716万9,000円であります。

次に、温水プールにつきましては、収入額は、施設使用料として664万2,000円を見込んでおります。

支出額は、需用費が1,348万5,000円、役務費が107万9,000円、委託料が247万6,000円、使用料及び賃借料が30万5,000円となり、支出の合計は1,734万5,000円であります。

次に、屋内ゲートボール場につきましては、収入額は、施設使用料として4万3,000円を見込んでおります。

支出額は、需用費が13万9,000円、委託料が1万3,000円となり、支出の合計は15万2,000円であります。

最後に、健康センターの課題といたしましては、あゆり温泉敷地内の擁壁改修工事や建物の老朽化対策のほか、今般の社会情勢の変化に伴う電気、燃料費等の高騰や最低賃金の増額による人件費、委託費の増加などによる維持管理費全体の増加に対して、不足する経費分を補填する形で指定管理料を支出してきたことで、年々、指定管理料が増加していること等が挙げられます。

引き続き、指定管理者と連携しながら、健康センターを適正に運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度の指定管理者からの業務運営計画及び収支計画についてのおたただしであります。令和7年度の事業計画といたしまして、指定管理者は来館者が「また行きたい」、「行ってよかった」と思える幸福感を高める施設として、地域貢献型コミュニティ施設を目指しておりまして、新たな取組として子供及び高齢者をターゲットとした事業を計画しております。

まず、あゆり温泉では、小学生無料デーを設け小学生以下の入館料を無料とし、併せて保護者等の同伴者の休憩料を無料とすることで、家族でも利用しやすい居場所を提供し、来館者の増加を図ってまいります。

次に、温水プールでは、体脂肪率に加え全身の筋肉量を測定することができるマルチ周波数体組成計を設置し、現在の体の状態を数値で見える化する、健康の維持増進につながる取組を行ってまいります。

また、幼児と小学生を対象に不定期開催していた子供スイミングスクールを通年の開催としまして、子供たちに水泳の楽しさを学んでもらい、体力の向上を図ってまいります。

次に、収支計画についてであります。収入総額は8,127万4,000円であり、内訳といたしましては、指定管理料が5,288万円、施設使用料が2,739万4,000円であります。その他諸収入が100万円であります。

また、支出総額は8,127万4,000円であり、内訳といたしましては、あゆり温泉が2,317万4,000円、温水プールが1,576万5,000円、ゲートボール場が26万5,000円、人件費が4,207万円と見込んでおります。

今後も町民の健康増進に加えまして、魅力ある施設となるよう事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、債務負担行為の指定管理料の限度額超過についてのおたただしであります。

令和7年度当初予算説明書において、債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書中、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園指定管理料について、前年度末までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額の訂正をさせていただきました。

内容といたしましては、前年度末までの支出見込額6,895万7,000円を5,628万8,000円、当該年度以降の支出

予定額1億330万5,000円を1億1,597万4,000円と訂正させていただきました。

引き続き、指定管理者と連携を図りながら、健康センターの適正な運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

仮称スマートパークの設置場所の変更の考えと運営、維持管理経費についてのおたただしではありますが、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点施設であるクラブハウスの建設場所につきましては、複合施設KOKOTTOの駐車場に建設する考えであり、建設後の残地を複合施設KOKOTTOと仮称スマートパークの共用駐車場として、それぞれの施設における利用状況やイベントの開催状況に応じて、最適な運用を図ってまいります。

また、当該プロジェクトの運営体制につきましては、矢吹スポーツクラブを核に、スポーツコミッションの設立に向け、具体的な協議を進めております。

平成28年の設立以来、矢吹スポーツクラブは、令和5年度実績で総会員数は198名おり、子供から高齢者まで幅広く多様なニーズに応える運動プログラムを展開し、地域住民の健康促進と子供たちの健全育成を通し、世代を越えた交流の場を創出しており、町のスポーツ振興に大きく貢献しております。

こうしたことから、矢吹スポーツクラブのこれまでの運営体制とノウハウは、スポーツコミッションの円滑な立ち上げとその運営につながるものと考えております。

また、スポーツコミッションの運営には、矢吹町スポーツ協会、企業、研究機関なども参画し、デジタルを活用した健康サービスの実証事業に取り組むほか、スポーツ科学とデジタル技術を活用した運動プログラムの開発にも取り組んでまいりたいと考えております。

そのほか、組織運営体制の強化として、地域おこし協力隊2名の募集を行っており、地域おこし協力隊が運営に加わることで、地域の特性をより生かしたスポーツイベントやプログラムを企画、実施することが可能となり、地域住民の参加の促進、地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。

議員おただしの維持管理経費につきましては、現在、仮称スマートパーク基本計画の策定を進めており、今月中にパブリックコメントを予定しております。基本計画の策定、実施設計を進め、具体的な維持管理費等をお示ししてまいりたいと考えております。

なお、維持管理費につきましては、会費や施設利用料、自主事業及びイベントの委託を受けるなどにより自主財源を確保するほか、地域スポーツコミッション向けの補助金等も活用するなど、多角的な財源確保を進めることで町民の皆様の負担を軽減するとともに、持続可能な運営の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

行財政改革の実施計画の策定の必要性については、9月の議会でそのように認識しているながら、いまだ作成されていないというようなことで、鋭意作成中ということですが、これについて何か問題か障害があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

行財政改革実施計画につきましては、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づくアクションプランでございますが、策定できていない障害という部分といたしましては、言い訳になりますけれども、業務がちょっと回っていない部分もございます。

ただし、なぜ時間をかけているのかと申しますと、真に実効性のある計画としたいということで、これまでの実施計画は業務の進捗管理程度でとどまっています、実際にその中身の、厳しく実績を上げたかどうか、目標値に達しているかどうかというところもやっていなかったわけではないんですけれども、やや職員の負担にならないように形骸化とは言わないんですが、しっかりと管理はできていた部分とできていなかった部分とがあったということで、第7次の行革大綱を進めていくに当たっては、実際に実効性のある計画ということでさらに内容を吟味しております、時間を要しているというのが理由でございます。

ご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 精度の高い計画を組んで取り組んでいくというようなご答弁でございましたが、やはり新しいものに向かっていくときには、ある程度計画を直しながら進んでいくということも大切なのかなと思いますので、私たちが議員として、示されたそういった中からどうなっているんだというような疑問点を質問させていただいて、町民のお役に立ちたいと思って質問するわけでございますので、精度がそれほど高くなくてもお示しいただいて説明いただければ理解できると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予算額が3億8,300万減額となりましたが、これの主なものというのは、大きなものではどんなものがあったのかということでお尋ねしたいと思います。1,000万以上とか大きい金額で結構です、細かいところじゃなくて。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

3億8,000万削減になった主なものということですが、具体的に大きいところ、全てちょっと申し上げるこ

とはなかなか難しいので、ちょっと抜粋して申し上げます。

内容としては、例えば事業の圧縮であったり、大きな事業の見直しで実施時期の先送り、あとは統合等による予算削減というのはほかの答弁で申し上げているところではございますが、例えば健康センター指定管理運営事業、こちらは前年度比で1,300万円ほど減額しております。こちら指定管理料、先ほどの答弁にもありましたように、令和6年度と比較しまして、約二百何十万円が削減になっています。プラス工事費が落ちておりますので、約1,300万というところで減額になっております。

あとは、前年度比で落ちているとすれば、工事が令和6年度で終わっているというものも含まれてございますので、その辺は大きなところでございます。

例えば、商工観光課でありますコミュニティプラザの維持管理費等でございますけれども、駅の改修工事で3,700万円ほど下がっております。

あとは、生涯学習課所管の公民館管理運営事業等も、三神公民館の改修工事が完了しておりますので、約1億減額となっております。

あと、自分たちでできるところは自分たちでという方針で予算編成を行っている部分もございますので、小さいところでは、庁舎管理のほうを職員で行うというのは先ほども申し上げていたところですが、そちらではもう微々たるものですが100万円ほどの減額、あと大きいのは、会計年度任用職員、事務補助員の24の職というところを新しい平時に向けての組織体制の見直しというところで、24の職を廃止しておりますので、そこが先ほどの町長答弁にもありましたように6,000何がしというところは削減になっております。

代表的なところでございますが、以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 突然の質問で、ありがとうございました。細かいところまで説明いただきました。

ご答弁の中では、目標は財政調整基金を積み増していくところが目標だというようなところでご答弁いただいて、3億5,000万だったものを5億円まで持っていくんだというふうな、そういった方針の中で今回の7年度の予算が組まれたというふうに理解しておりますが、これで問題となるのは、私、一番気にしているのは、町民の皆さんが役場に来た際に、混乱を来すような、支障を来すようなことが出てこないのかどうかというのが一番心配な点でございます。

そういったことで、事業については太鼓まつりとフロンティア祭りの見直しとかやったわけなんですけど、ふだんの一般の手続の関係で役場に来ると何か支障が出るような問題があるのかなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 予算に関係したところで。

○8番（三村正一議員） そうです。予算削減して人がいなくなったので、住民の人が来て、今度混乱するようなことがないのかということの質問です。そこまで考えて削減したのかということをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 分かりました。

答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当初予算編成において予算が削減されている中で、住民にサービスの低下を招かないかというご心配だと思いますが、住民サービスの低下につながらないように配慮しながら、安全安心を最優先に予算を編成いたしましたので、ご心配のようなことはないものと、また、事務手続上変更になるという部分もございませんので、ご安心いただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 平時、新たな平時になるわけなんです、平時に当然行うべき住民サービスまで削減しているのではないのかなというふうに思って質問いたしますが、例えば、ことぶき大学の年1回の分科会の日帰りの研修旅行、これは今まで町バスを利用していたんですが、町バスが利用できなくなりました。

多くの利用者の皆さん、困っていますが、町バスの費用等の削減というのは、利用者からいうとそんなに大きな効果はないんじゃないのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

予算の所管としましては教育委員会部局になりますが、予算を総括しています立場としてお答えさせていただきます。

ことぶき大学の文化部の館外研修に係る予算についてのことと思われませんが、確認いたしましたところ、文化部としての研修は行わず、全体の研修旅行に一本化する方針で話し合われたということ伺っております。その際の移動には町バスを利用する予定であるということございました。

文化部として、それぞれの文化部で町バスを使って移動するということはないのかもしれませんが、一本化して全体と一緒に町バスで研修旅行を行うということ伺っておりますので、詳細につきましては、担当課のほうで伺っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ありがとうございました。

それでは、会計年度任用職員の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

会計年度任用職員の関係では、職員は事業遂行のために必要な人員を配置することになっておりますけれども、事業の廃止等で27名の会計年度任用職員が削減されますが、残された人員サービスの低下の中で、どのような業務の方を、事務補助ということだったんですが、事務補助以外にも私の聞いたところでは、今、矢吹町で力を入れている子育て支援センターとかそういったところの会計年度任用職員の方も5年経ったから終わり

だというような形になっているような状況をちょっと耳にしたのですが、その辺についてのところまで今回の見直しで削減したのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず事業の廃止や削減見直しがない中というお話でしたが、先ほど来申し上げておりますとおり、新たな平時に向けて組織体制の見直しを行ったところであります。

24の事務補助員の職がございます。その子育て支援課も入っております。そこも含めて24の職があって、その必要な職について人を充てるというのが人事でございます。

ですので、事務補助である、平時に当たっては事務の補助、職員の補助は予算削減して事業を抑えていますので、補助は要らないというところで、自分たちでできるところは自分たちでやっていくという方針の下でございまして、その職を廃止いたしました。

そして、廃止しましたが、単にそれは切り捨てたということではなくて、このタイミングというところでは、12月に説明会を行って、しっかりと今年度いっぱいをもってこういった事務補助の職はなくなりますので、これまでのような再度の任用という考えはありませんということをお伝えしまして、ハローワーク等で就職活動ができるように、これまで十年も、十年以上も一緒に働いてきた仲間でございますので、その仲間が職を失わないように、そういった形で3か月前に説明会を行ったところであります。

聞くところによると、早い方では既に職を決められている方もいらっしゃいますし、昨日も申し上げましたが、今の有効求人倍率は福島県平均で1.27、郡山地区では1.74ということで、非常に売手市場のタイミング、ここはやはり今しかないんじゃないかなということで、そういったタイミングでもお知らせさせていただいたところであります。

先ほど5年で終わりということを議員おっしゃいましたけれども、そういったルールというのはございません。必要な職があれば、5年だろうが10年だろうがというところではあります。ただし、それは継続をしているのではなくて、毎年毎年一会計年度以内の任期でございますので、雇い止めでもなければ、首、いわゆる解雇でもございません。地方公務員は解雇できませんので、任期途中に辞めていただくのは、地方公務員法に基づく懲戒免職か分限免職といういずれかでしかございませんので、そこはご理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 99名の事務補助関係の職、会計年度任用職員がいる中で27名雇い止めになったということですが、残りの72名の方がおりますが、これもやはり業務の見直しとかそういったものをやりながら、来年度以降も、8年度以降も、そういったことを検討しながら取り組んでいくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

その他の会計年度任用職員の数というところで、今、議員さんのほうからございましたが、まず、会計年度任用職員につきましては、今現在、今99名とおっしゃいましたけれども、プラス、パートタイムが96名でフルタイムが10名でございます。

細かい数字言うといろいろ、外国人英語指導助手とかもそういう身分なので、それも入れてしまうとややこしくなるのでそこは省かせていただきますが、今回、組織の見直しで説明会の対象とさせていただいたその24の職というのは、行政職の事務補助でございます。

それ以外に学校の関係でも、事務補助ではない身分のパートタイム会計年度任用職員さんたちが多数いらっしゃいます。学校の支援員さんであったり、図書館司書であったり、幼稚園の支援員といいますか、加配関係の支援員の方等々多数いらっしゃいまして、その方たちも含めてパートタイム会計年度任用職員は96名と、そのうちの今回対象としたのは24名でございます。

次年度以降、そういった方々にもそういった削減というのがあるのかというご質問だと思いますが、基本的に学校のほうは今の支援員さんの要望、非常にPTA等からも多いですし、学校の適正な教育のためにはそういった方のお力も必要だということは理解しておりますので、削減というのではなくて何か工夫をする形はできないかというのは検討いたしますが、今の段階で皆様方に削減するような考えはございません。

なお、先ほど三村議員、雇い止めとおっしゃいましたけれども、今回の雇い止めでもないというところはご理解いただきたい。任期満了ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 人件費で通告しておりますので質問したいと思いますが、定年再雇用者、お見受けしますと全員監理官とかいろんな待遇で雇用されているとお見受けしますが、この制度の内容についてお伺いをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 通告の中にありますか。

○8番（三村正一議員） いや、人件費に入っていないければ結構です。

○議長（藤井源喜議長） 通告の中から外れますので、別の質問にしてください。

○8番（三村正一議員） 人件費で通告したからオーケーかなと思って質問させていただきました。

それでは、通告がないということ、答弁いただければ答弁いただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井源喜議長） 通告にないので、質問としては認められないので、別の質問をお願いします。

○8番（三村正一議員） 分かりました。

次に、スマートパークの建設関係でお尋ねしたいと思います。

大体、スマートパークすばらしいことだなと思ってはおります。こういったことでいろんな事業がされるこ

とはすばらしいことだなと思っていましたが、一番は、駐車場が狭いんじゃないか、もっと広い土地が必要なんじゃないかということです。

複合施設のKOKOTTOの向かい側の真ん中にこの施設を建てることによって建物とグラウンドができれば、今現在でもコミュニティセンターの利用者、KOKOTTOの利用者が駐車場が狭いというような状況になっておりますので、その辺について、もし今後皆さんの意見の中で変更してもらえればというふうに考えておりますが、答弁ではここで進むというようなご答弁でございました。

ぜひとも、そういう声もあるということ踏まえて、今後進めていただきたいなと思います。

石破大臣も医療費の問題で2回も3回も変更して、とうとう8月の医療費の限度額を凍結したというようなこともございますので、ぜひ熟慮の上、進めてもらえればなというふうに思っております。そういう意見があるということを申し述べておきたいと思います。

それともう一つは、スポーツコミッションって一体何なのかということを知りたいと思います。どういう法人なのか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

スポーツコミッションとはどういう組織だというふうな質問でございますが、堀井議員の答弁に一部重複いたしますが、スポーツコミッションにつきましては、スポーツによるまちづくりの取組を推進する、支援するための団体、組織でございます。スポーツ団体、民間企業、大学などと連携を図りながら、幅広くスポーツによる地域振興を進めていく役割を担っております。

このようなスポーツコミッションの立ち上げに向けて、今、進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

8番、三村議員の再質問に、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） スポーツコミッション、協議会で立ち上げるのか、それとも法人化するのか、その辺のところはどのような検討をなさっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二課長登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

スポーツコミッションについては、矢吹スポーツクラブを中心にして今後協議を深めて、スポーツコミッションになっていただけるような内容の協議も進めているところでございますので、今後、運営面、さらにスポーツクラブと協議を深めて連携を図り、スポーツコミッションの立ち上げを行ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

〔「法人か」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（渡辺憲二課長） 大変失礼しました。法人化についてであります。今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 令和7年度、この事業の最終年度になります。なるべく早くそういった方針をきちんと決めていただかないと、いろんな支障が出て、町民の利用者に対する支障とかそういったものが出てくるんじゃないかなと思うので、早めにそういったものを決定していただきたいと思ひますとともに、もう一つは、これの維持管理費の検討はどのようになさっているのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

維持管理経費のご質問でございますが、これまで町では、先進自治体で同様の事業を行っている団体等の視察を行ったりとか、あとはその運営関係の資料の収集等を行っております。

そのほか、収支構造案等も今現在作成しているところでございまして、運営であつたり維持管理の見通しを立ててきている状況でございます。

なお、施設の実施設計を行わないと、なかなか詳細な、維持管理経費については積算が難しい状況にございます。こういった理由から、複合施設候補等についても、実施設計を策定した後に運営計画を策定している経過がございます。

こちら、クラブハウスにつきましても、同じような形でまずは実施設計を行って、それをベースにして詳細な維持管理経費を計算してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 詳細でなくても概略で結構ですので、なるべく早い時期にお示しいただけるようお願いしたいと思ひます。

続きまして、地域公共交通等の事業についてお尋ねしたいと思ひます。

コミュニティバスの実証実験が12月末で終了しましたが、この事業の成果と課題、費用と財源についてお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

成果でございますが、先ほども町長答弁ございました町民の求めているニーズ、それが町民はこういったコミュニティバス、路線型ではなくてやはり自分の行きたいときに行ける、自分の玄関先から行きたいところまで行く、そういったものを求めているのがより実践して分かったというところが、これまでの町にとっての成果であろう、事業成果だというところで考えております。

費用と財源について、一括でいいですかね。令和4年度は全く町単費で515万2,642円でございます。

令和5年度であります。令和5年度は12か月実施しておりますので、1,451万8,240円でございます。こちらのほうは県の地域交通活性化事業補助金290万5,000円、これが歳入として充てております。

令和6年度でございます。こちらのほうは12月までの実施ということで9か月実施しておりますが、1,411万668円でございます。同じく歳入でございますが、先ほどと同じ県の地域公共交通活性化事業補助金285万。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） コミュニティバスが終わっているいろいろな成果が出て、今回デマンドバスになったというようにことごと説明をいただきました。

それで、2つ目の公共交通、行き活きタクシーについては、利用者から、「大変助かっています」と、「今後も続けて運行してほしい」との要望が出ております。そういった中で、タクシーが運転手不足でなかなか来ないよというようなこととお話ございました。

私も、矢吹町にはタクシーが非常に少ないんじゃないかというふうに思っております。夜になると9時過ぎるともう2時間ぐらい待ちだよというような状況でありまして、町のタクシーの台数非常に少ないということで、町のほうからタクシー会社にタクシーの増車、またはほかのタクシー会社からの乗り入れ等の要請をする考えはできないでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、タクシー増台数の呼びかけについては、ちょっと民間企業のことでもありますので、行政側で何かということはございません。

また、ほかのタクシー事業者さん、前回は答弁させていただきましたが、これまで白河から郡山まで我々のほうでこのA I デマンドバスについての参入について協議、要請をしまいましたが、実際のところ、ちょっと参入されてくるところがございませんでしたが、タクシー需要、本当に高まっていることは十分分かっておりますので、今後いろいろな面で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） AI デマンドバスが1月15日から運行になりましたが、矢吹タクシーへの影響というのはどのくらいあるのか、タクシー側の、運行事業者がタクシーですので、その辺の声が聞こえているかどうかお尋ねしたいと思います。

私の心配は、AI デマンドすごく便利なバスでございます。ドア・ツー・ドアでタクシーと同じような行為やっていますので、タクシー事業者が困っていると、やっぱり非常に夜の部のタクシーもいなくなったら非常に困るなというようなこともございますので、その辺からの質問でございますので、よろしくお願いたします。聞いてなければ聞いてないで。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

何らその辺の話は伺っておりません。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 以前、館社長と話したときに、一番心配なのはタクシーがどのくらい影響を受けるかというようなことを、主観の中ではそういうお話がありましたので、お聞きをいたしました。

それで、1月からの利用状況を見ますと、コミュニティバスの実験の状況もありますが、2台でなくても1台でも十分サービスが可能じゃないかというふうに思われるんですが、後から増車ということもできると思うんですが、その辺についての検討はなされたのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これまでコミュニティバスであったり行き活きタクシーのほうで課題となってきました、特に、呼んでもなかなかタクシーが来ないであったり、やはり行きたいときにすぐに移動ができるというところを解決するために、そのためにAI デマンドバス2台用意しております。

具体的には、例えばですけれども、町の東方面、三神であったり中畑方面の予約と、西側になります旧矢吹、柿之内であったり田内のほう、そういったところでの要請があった場合に、1台だと回し切れない部分が考えられると。実証的にもその利便性であったり、利用者の声を伺うときに、ちょっとそういった時間的に相当ニーズに合わないようなことをしてしまうと、必要ないとかそういったアンケートだけになってしまうおそれもありますので、できればいいですか、やはり2台以上で実証のほうを実施していきたいというふうな考えであります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 別な公共交通等の事業についてということで質問させていただきました。

私は別な交通事業ということで、AI活用型のデマンドバスを否定するわけじゃありませんけれども、検討する材料として、群馬県太田市で公共交通事業について研修した際に、公用車を使って優良ボランティアドライバーによる住民の福祉サービスを行っておりました。

また、タクシー会社に運賃助成をする方法、当町と同じような行き活きタクシーと同じような方法で、このデマンドバスを行っているような町村もごございます。

そういった意味で、いろいろなところを検討して、最適な、この矢吹町に合った交通網を整備いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今のところ、AIバスが最適だと我々は思っておりますが、今後様々な地域公共交通については、町民のニーズを伺いながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） もう一点あったんですが、補助金なしで運行できるのかというような質問に対して、補助金なしの場合のご答弁がございましたので、機会があれば後でお聞かせをいただきたいと思います。今回の場合は、補助金がなくなったときのことではなくて、補助金を得ることに努力をするというようなご答弁でございましたので、私の認識としては答弁がなかったなというふうに思います。

続きまして、健康センターのほうで質問したいと思っております。

健康センターの関係で、令和6年6月議会で、5年度の決算見込みを質問したところ、700万の剰余が出ていると、減額補正したというような答弁がありました。

この剰余の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、700万円の減額のお話でございますが、全体としまして、指定管理業務の決算であって、指定管理料の増減はないということをまずご理解いただきたいと思います。

それで、数字的なものを申し上げますが、まず、指定管理者による予算額、令和5年度の予算額は8,694万円でございます。

こちらが指定管理者による決算額は、歳入7,943万8,846円、歳出は7,995万6,210円で、51万7,364円の赤字

ということで、まず歳入、施設使用料の減の理由でございます。

主な理由ですが、施設使用料の温泉では、コロナウィズ的生活様式が定着し、休憩せず入浴のみが主流となったところだったり、令和4年度の地震被災によります長期休館、あるいはプールでのろ過器更新工事によります2か月半の休館などが歳入の減の理由でございます。

歳出については…。

○議長（藤井源喜議長） すみません、今日は東日本大震災の黙禱になっております。

三村議員の質問の持ち時間、まだ1分弱ですが、あります。ですから、現在の答弁はこれで一旦中断して黙禱をしたいというふうに思います。

この場で、ここで、東日本大震災で犠牲になられた方に対し、哀悼の意を表すため黙禱を行いますので、暫時休議いたします。

（午後 2時44分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 2時47分）

○議長（藤井源喜議長） 先ほどの三村議員の再質問に対する答弁の途中になりましたので、そちらのほうから進めていきたいと思っております。

答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、700万円の減額ということでございます。

まず、収入の施設使用料が減額になってございます。理由としましては、令和4年の地震被災によります長期休館、それとプールろ過器の更新工事によります2か月半の休館でございます。

そして、支出ですが、需用費でございます。需用費、主なものとして電気料の高騰が見込まれておりましたが、国の補助金が継続されたということと、あと全国の市場調査しまして有利な企業と契約したということで、予算額と決算額についての差額が700万円の減額になったという状況でございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上、三村議員の答弁といたします。

○議長（藤井源喜議長） 残り1分弱です。再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 健康センターの課題ということで、指定管理料が増加しているということがございました。

先日、宮城県の涌谷町の温泉施設を視察研修してまいりました。指定管理者のプロポーザルで指定管理料についても事業者から提案を受けて、1,000万以上削減を行ったというか、1,000万円以上安い価格で応募した方

に決定したということでございます。入場者数についても、駐車場が不足するような混みようでした。民間事業者のノウハウが発揮されておりました。

現在の矢吹の健康センターの指定管理者制度では、管理支出が多く、従業員の確保が容易でないので、民間事業者の算入が厳しい状況でありますので、あゆり温泉とプールを分けて指定管理することにより経費削減を図ることを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） では……

〔「例外は認めちゃだめだと思います」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一議員） いや、質問は終わったんだ。

〔「俺と青山さんは切られてますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 前回切った経過があるので、基本的にはそこで打ち切りますと言ってありますので、以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

○8番（三村正一議員） 議事録にだけ残してください。

○議長（藤井源喜議長） 残ります。

○8番（三村正一議員） ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） ここで、暫時休議します。

再開は午後3時10分です。

(午後 2時51分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午後 3時10分)

◎会議時間の延長

○議長（藤井源喜議長） ここで、お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 青山英樹議員

○議長（藤井源喜議長） 通告8番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴にお越しいただいた傍聴者の皆様におきましては、午前中から午後も来られる方もおきまして、心から敬意を表しますとともに、お礼のほうを申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点ほどでございます。主に、令和7年度矢吹町当初予算案についてと、あとは財政一般についてお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目でございます令和7年度矢吹町当初予算案につきまして、中長期的な財政シミュレーションというものが、いまだ示されていない中におきまして、令和7年度当初予算案がどのような考え方で組み立てられたのかを検証する目的で質問をいたします。

およそ1年前に、第7次矢吹町まちづくり総合計画、第7次矢吹町行財政改革大綱が策定されました。その中では、中長期の財政シミュレーションは示されておらず、行財政改革大綱の実行計画において示すとの答弁をいただいておりますけれども、いまだ示されることはなく、ほごにされている状況にあります。

そのような中で、令和7年度当初予算がどのような方針で編成されたのかを検証する必要があると考えます。特に、昨年10月以降、令和7年度の予算編成に向けた取組は、例年より早期に着手した傾向があり、例年よりも厳しい予算編成となったように思われます。予算編成の過程では、およそ8億円の資金不足による削減を余儀なくされるとの話も聞かれました。

結果として、各課からのヒアリングや査定を経て、令和7年度矢吹町当初予算案が編成されましたが、財政が厳しい中でどのような内容となったのか質問をいたします。

質問事項3点でございます。

まず1点目、令和7年度矢吹町当初予算案において、収入の確保に関しては、資産の有効活用等をはじめどのような具体策を講じ、効果額をどのように見込んだのかお尋ねいたします。

2点目、令和7年度矢吹町当初予算案の支出部門では、公営企業特別会計などや一部事務組合等に対する補助費等操出金の増加への対応、また経費の見直しなど、具体的な歳出削減をどのように行ったのか伺います。

3点目となります。

財政が厳しい中、およそ6,000万円にも及ぶ健康センター指定管理料をはじめとする各種委託料などがかさむことも課題ではありますが、令和7年度は、A I型オンデマンドバスの運行やスマートパークの設置等といった大型事業が進められていく予定されております。これらの事業を行うことでの財政の硬直化等の影響をどう見ているのか、また、事業自体の見直しを財政運営の観点から行うべきとの町民からの意見もあるがどう捉えているのか、お尋ねいたします。

2点目としまして、財政等についてお尋ねいたします。

矢吹町の財政の健全性をどう明確化すべきであるのか、また、財政に係る人件費の縮減による職員数の減少と負担増にどう対応するのか検証する目的で質問をいたします。

財政規律に関しては、前回の12月定例会において、実質公債費比率の25%、将来負担比率350%という財政健全化指標を基準とする意向を伺いました。

しかし、全国1,788ある地方自治体の中でこの財政健全化指標に該当する自治体は1自治体のみであり、この財政健全化指標に触れなくても財政非常事態宣言を発令する自治体は多くあります。特に、財政調整基金の低水準が、財政非常事態宣言発令の根拠となって発令する自治体が多くあります。

このたび、議会運営委員会では、当町の類似団体である町の視察研修を行いました。5年前に財政非常事態

宣言を発令した町ですが、その町が所属する県の総務部市町村課参事職の県職員さんは、財政調整基金は、標準財政規模に対して一定の割合で積み立てておくべきと言われており、その割合は10%から20%という数字があるけれども、都道府県と比べて規模が小さい市町村においては20%以上積み立てておくべきと主張しております。

ちなみに、矢吹町の類似団体は全国で31団体ありますが、類似団体平均の財政調整基金の残高は、標準財政規模比34%になっております。矢吹町は、約7%程度と低水準であり、加えて、実質公債費比率にも言及しており、この視察研修を行った財政非常事態宣言を発令したこの類似団体の実質公債費比率10.5%に対しても、その所属する県のワースト3であったことから、公債費の負担を減らしていくことを考慮し、また、財政の柔軟性を損ねて硬直化につながる懸念もあることから、さらなる低率となるよう指摘されておりました。当町の実質公債費比率は、令和5年度、今までで最高の評価されたよい数値となっても11.2%であります。

なお、視察研修を行った当町との類似団体であるこの町は、財政調整基金の残高が約6億3,000万円で非常事態宣言を発令しております。当町のこの3月議会終了後の財政調整基金の残高の見込額は約3億6,000万円です。産業様態が同じく、標準財政規模も同程度の類似団体との比較を行いました。当町の財政はどういう状況にあるのか検証されるべきとの考えの下にお尋ねしたいと思います。

また、今後の財政運営にあっても厳しい財政運営が求められていると考えております。財政縮減に伴う人件費等経常経費の縮減が及ぼす職員への影響も見逃せない事案であり、仕事量が大きく、煩雑な職務での職員の負担が増えることへの危惧から質問を行う次第であります。

①前定例会において、財政の危機的な状況の判断には、今はまだあまりにも時期が早いと思うとの答弁でありました。今現在でも同様の認識でしょうか。令和7年度予算編成を終えて、改めて財政非常事態を発令する際の基準等を改めてお伺いいたします。

2点目、令和7年度の当初予算からは、会計年度任用職員の大幅な任期満了による雇用が打ち切られるということが起きております。様々なイベント事業の縮減等が見て取れる予算でもございますが、町民の間からは、これらを鑑みるに、とても財政が健全であるとの思いには至らないとの声が聞かれました。健全であれば、ここまでの人件費削減はしないのではないかと意見がある一方、職員の負担増につながり、疲弊して長期休暇を取らざるを得ない状態が今まで以上に増えるのではないかと危惧する町民もいます。

財政の健全とは、何をもって健全とするのか。単に、過去のワースト3から逃れたことで健全としているのかお尋ねを申し上げます。

3点目、最後になります。

会計年度任用職員の大幅な縮減を行った令和7年度にあっても、性質別歳出における人件費の歳出構成比は19.0%であり、令和6年度の構成比18.6%より多い状況であります。

類似団体における人口1,000人当たりの一般職員数は、当町は7.02人に対し、類似団体平均は9.45人であり、当町の職員数はかなり少ないと言えます。

建設事業のために投資的経費を多く充てるには、人件費を中心に経常経費を抑える方法が考えられることから、職員の削減は、業務量の大きさ、煩雑さからも、多くの負担を職員に与えることとなるのではないかと。職務上のミスや、あるいは体調不良が多発し、長期休暇を取らざるを得ない職員が生じてくることも考えられ

ます。対応策はどのように講じるのかお伺いいたします。

以上、答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和7年度当初予算案における収入の確保についてのおただしであります。

令和7年度一般会計当初予算案では、歳入総額を対前年度比で約3億8,300万円減の約79億5,800万円と見積もっております。このうち、自主財源で大きな割合を占める町税につきましては、最低賃金の引上げに伴う給与所得の伸び等の状況から、個人町民税を対前年度比で約1億2,700万円の増とし、約25億7,400万円を見込んでおります。

また、寄附金につきましては、今年度と比較しまして約1億1,000万円の増を見込んでおりますが、このうち、ふるさと納税が約1億円であります。今年度から商工観光課内にふるさと納税係を新設し、ふるさと納税の強化に努めた結果、今年度は2月末時点で令和5年度を大きく上回る約5,700万円の寄附金を確保できたことから、令和7年度につきましても、引き続き、ふるさと納税の強化に組織的に取り組み、さらなる歳入の確保を行ってまいりたいと考えております。

なお、繰入金につきましては、今年度は財政調整基金から4億9,000万円の繰入れを行ったところでありますが、令和7年度、来年度につきましては、歳出総額を前年度比で約3億8,300万円減額したということで、財政調整基金からの繰入れを行わずに予算編成を行うことができ、財政調整基金残高の確保を図ったということとあります。

議員おただしの資産の有効活用等につきましても、歳入の確保を検討する上では必要不可欠なものと認識しておりまして、善郷内仮設住宅跡地の町有財産の売却収入として2,800万円を見込んでおります。

さらなる歳入歳出の見直しにつきましては、令和7年度に、行財政改革推進に特化した組織強化を図る予定でおります。新たに設置する組織を中心に職員一丸となって検討し、歳入の確保、歳出の削減に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、歳出削減についてのおただしですが、まず、一般会計からの公営企業会計への負担金につきましては、総務省から毎年通知される繰出基準以外の負担について見直しを行い、令和6年度当初予算と比較し、約1億円の減額に努めたところであります。

また、白河地方広域市町村圏整備組合への分担金につきましては、ごみ処理施設の修繕等により約2,000万円の増となっております。

次に、特別会計への繰出金につきましては、各法律に基づく公費負担分と人件費負担分の繰出しを基本とし、必要最小限度の繰出しに努めた結果、前年度比で、国民健康保険特別会計は約600万円の減、介護保険特別会計は約1,400万円の増、後期高齢者医療特別会計は約40万円の減となっております。

その他の経費につきましては、堀井議員への答弁と一部重複いたしますが、既存事業については、事業の必要性や費用対効果等について再度検討し、必要な事業については、規模の縮小や事業の統合等の可能性がある

かを検討し、扶助費等の義務的経費においても、根拠となる数量や単価を精査し、適正な金額を見積もるなど歳出の抑制に努めたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I 活用型オンデマンドバスの運行や仮称スマートパークの設置等による財政への影響等についてのおただしであります。A I 活用型オンデマンドバスの運行や仮称スマートパークの設置に係る事業につきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画の4年間で重点的に取り組むべき事業に位置づけられており、本町が将来を見据えたまちづくりを实践する上で非常に重要な取組であります。

これらの事業は、公共交通の効率化や利便性の向上並びに子供の体力、運動能力の向上や、高齢者の健康増進等、住民生活の質の向上を目的としておりまして、また、現在の取組が、町の近い将来に向けて地域の活性化や社会保障費の削減にもつながるものと考えていることから、着実に継続していく必要があるものであります。

議員おただしの財政の硬直化についてであります。ふるさと納税や各種使用料、そして手数料の見直しによる歳入の確保の努力や、事業評価に基づく事業の統廃合による歳出の削減をバランスよく行うことで、財政の硬直化リスクをよい方向へ導くことができるものと考えております。

富永議員や堀井議員への答弁でも申し上げましたが、社会経済情勢の変化に伴い「有事」から「新たな平時」へと体制を変えていかなければならない中において、限られた財源を必要な未来への投資へしっかりと振り向けながら町の持続可能な財政運営のかじ取りを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政非常事態宣言の発令についてのおただしであります。令和6年12月議会定例会の答弁や過去の答弁と一部重複いたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」この4つの財政指標が定められておりますが、本町ではこれらの財政指標のいずれにおいても健全段階にあります。

実質公債費比率は、平成17年度から導入され、公債費による財政負担の度合いを示す指標であり、早期健全化基準は25%以上とされております。要するに、これ以上になったら危険水域ということです。

本町では、導入当初の平成17年度決算時の値が24.3%、平成7年度決算時24.3%と基準に大変迫る数値であったということから厳しい状況だったと。平成19年度から平成21年度までを計画期間として、そのために、矢吹町財政再建3か年計画に取り組みまして、平成21年度決算では19.6%まで数値を回復させたということがあります。その後も財政健全化に努めたことで、着実に数値は下がり続け、令和5年度決算時点では、先ほど25%が危険水域、それ以上ですが、11.2%と大きく改善している状況であります。

議員おただしの視察研修を行った類似団体が、どのような基準により財政非常事態宣言を発令したかは定かではありませんが、本町の令和5年度決算と当該視察先団体が財政非常事態を宣言した平成30年度決算を比較した場合、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、本町が88.6%であるのに対し、視察先団体が94.0%となっており、これは高いほうが硬直化ということです。財政構造の硬直化が本町よりも進んでいたものと分析しております。

本町の財政指標の現在の状況やこれまでの取組を鑑み、財政非常事態宣言を発令する状況にはないものと考えております。むしろ、この状況で非常事態宣言を発令したならば、多くの町民や、本町に進出している企業

さん、本町に関心がある方々、例えば、今かなり多くの方々本町に移住してきたり様々な形で本町に来ていただいている方がおられます。関係人口も含めて。そういう方々に、矢吹町は大丈夫なのかというネガティブなイメージを植えつけることとなります。非常事態宣言の発令は、これまで築き上げてきた本町の信用やブランドイメージを一気に失墜させ、将来の町の発展や地域活性化の可能性を潰してしまいます。

昨年4月に人口戦略会議が公表した、これは実は昨年4月に発表しました、その前に12月にも同様なことが発表されました。要は、将来的にその町が、市町村がやっていけるか、残っているかという非常に衝撃的ものでありましたので、各市町村長が非常な関心を持って見たものであります。

人口戦略会議が公表した将来的に消滅可能性がある自治体は、福島県内に何と33市町村。59市町村中、消滅可能性がある自治体は33市町村が該当するというので、福島民報にも、各新聞社の一面トップで報じられました。大変衝撃を与えました。ここでは名前を言いませんが、近隣の自治体でも、消滅自治体の一番最後尾に報道された自治体は、非常な衝撃を受けていたわけであります。

本町はそれに含まれておらず、その中では、残るほうの自治体の上から3番目か4番目、4月と12月でちょっと違いましたが、いい位置にいるということで若干出来過ぎかもしれません。しかし、そのように報道された、そのように評価された、これは全く外部からの評価でありますので、そういう中で新聞報道等で、消滅可能性該当外として、大玉村、西郷村等とともに紹介されたところであります。皆さんご存じのように、西郷村さんは大変いい状況にあるし、大玉村さんもよくベッドタウンとしての評価が非常に高いですが、非常に評価の高いところであります。そこに並んで紹介されたのは、やや本当に面映ゆいところでありますが、ほかからこういうふうに言っていただけることは大変ありがたいことだし、きっと若い世代とか、若い世代の矢吹町の人、そしてまた、ほかから見て矢吹町に行ってみようかと思っただけということも相当あるのではないかとこのように思っております。

福島県現住人口調査月報に基づく矢吹町の総人口の現状を見ると、転入者と転出者の増減による社会動態について、転入者が転出者を上回る転入超過がここ数年続いている。言わば、移住して移ってきてくれる方が、これから出る方よりも大変多いということであります。

たしか、ちなみに、おとしの12月に発表して、まだ最新のは出ていないと思いますが、転入と転出のプラスが、プラス154人だったと思います。非常に、東西白河郡と石川郡の中では、こういう数字については西郷と、それから矢吹がプラスということで、ほかは非常に厳しい状況ではないかというふうに見ておりますが、そこは、あまり表にほかのところの厳しいなんて言いませんけれども、こういうふうの評価していただいているのは大変ありがたいことだというふうに思っております。転入者が転出者を上回る転入超過がここ数年続いており、20代から30代の若年女性の転入者も多くなっております。

ちょっと解説しますと、先ほども消滅可能性については、特に二十歳から39歳までの言わば出産可能性の女性の将来、今、それから将来にわたって女性がいていただけるということが、入ってきていただけるということが、消滅可能性が少ない、将来も存続するということの根拠の大きな一つになっておりますが、そのように評価されているということであります。

では、この先ほどの非常事態宣言を、わざわざ自らやった場合にどうなるかということも、また考えてみたほうがいいのかと思っております。

もう一つ、また、福島県内自治体の採用試験を受託している福島県町村会によりますと、矢吹町役場は、県内の町村では、例年トップクラスの応募者数であると伺っております。これは、私が聞くところによりますと、この県の町村会でやっておりますので、みんな軒を連ねて、例えば、何々町役場に就職したいと、町村でやっているところで軒を連ねている中で、矢吹町に応募者、それからあとは問合せが非常に多いということで、それは大変県の方々からも、いい意味で驚きの目で見いただいているということでもあります。実際に、令和5年度60人の応募がありました。公務員志願者自体が減っている中において大変喜ばしいことでもあります。幾つかこういったいい例があります。

非常事態宣言は、そのような、この町に期待し、住みたい、住み続けたい、矢吹町で働きたいと考えてくださる町民や転入されるの方々に対して、期待を裏切るようなものではないでしょうか。

非常事態宣言を出した場合に、先ほどの人口流入が増えているところが減り、人口流出が今減っているところが増え、そして人口減少に転じて、そして一番恐ろしいのは、そういった非常事態宣言を出した都市というレッテルを貼られることです。風評被害により企業誘致は絶たれ、そういう非常事態宣言を出したところについては、非常事態宣言とはちょっとレベルは違いますが、夕張等においても人口は一気に半分以下に減りましたし、そしてまた、企業ももう全く来なくなった。いい企業がどんどん出ていってしまったと、そういうことがございます。

ここは、やはり、そういったことについてのしっかりと思いを致しながら対応を考えなくてはいけないと思っております。また、非常事態宣言を出すような状況では、私はないと思っています。

企業での雇用の機会も失われ、その結果、歳入の根幹である個人住民税、法人住民税は減少し、国からの交付税も減額となり、そして本当の、しかも真に深刻な財政難がやってくるでしょう。なぜかという、企業がなくなる、そして稼いでくれるといいますか、一生懸命税金を納めて稼いでくれる若い人たちが逃げていってしまう。それは根本的な財政難に、そしてまた、恐らく回復は非常に難しいことになるでしょう。

議員が視察研修を行った類似団体の人口推移を見ますと、これは決してその市を誹謗中傷しているわけではありません。事実として、こういうことがあると言っているだけです。非常事態宣言を発令する平成31年以前の人口減少者数は100人台から200人台でありましたが、非常事態宣言をした後は、一気に300人から500人が流出するということになりました。減少数が増えております。その結果、宣言前の平成30年の人口総数は1万6,485人から令和6年ですから6年から7年の間に1万4,265人と、2,220人が人口流出で減ったわけです。これは、私、名前を出しておりませんし、やはり、先ほどのようなお話やご質問がございましたので、事実関係としてこういったことを参考までにお知らせするということでもあります。

一度失われた信用を取り戻し、悪いうわさを取り除くためには、多くの時間と労力が必要になります。非常事態宣言をして貯金を増やしても、人口減少、企業撤退、そして、それがもたらす税収の大幅減ということで収入が絶たれば、町の活気は失われ、貯えを取り崩すだけの自治体になるリスクの重大性に思いを致すべきではないでしょうか。私は、矢吹をそういう町には断じてしたくありません。

重ねて申し上げますが、令和7年度当初予算編成につきましては、財政状況が悪いために歳出削減に取り組んだわけではなく、将来を見据え、「有事」から「新しい平時」、その新しい平時も皆様ご存じのように、少子高齢化とか物価上昇から、それから様々なインフラも非常に古くなって相当お金が要る。そういう「新しい

平時」の中で非常にお金が必要。その中でも、町民サービス、そして町民に対する様々なことをやっていくには、どうしても財政基盤をもっと確固としたものにしないといけないということでやっているわけでありませう。そういった財政運営を確立していくために行ったものでありますので、ご理解とご協力をお願いします。

くれぐれも申し上げますが、今回のこの比較として出したものはご質問として出たので、それに対してお話をしているだけで、決して、その町を誹謗しているわけでも、また、その町に対して、私は財政再建をされたことは大変立派だと思っておりますので、ただ、状況が違う、条件が違うということをお願いしたいということでもあります。

次に、財政の健全についてのおただしであります。堀井議員への答弁でも申し上げましたが、東日本大震災以降、度重なる災害やコロナ等の対策のため、本町の財政は、長年にわたり財政規模が大きく膨らんでいたところではありますが、災害等の対策が終わり、言わば一巡したと、終わりを迎えたことで、国からの交付金等が年々縮小傾向にあることから、本町としては、これまでの「有事」の財政規模と内容から「新たな平時」の財政規模と内容に戻すことを最優先に、令和7年度当初予算案を編成したところであります。

本町と同様、財政調整基金の減少に直面する自治体が福島県内でも複数報じられるなど、ここ数年で地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているものと認識しております。今後の自治体運営においては、これらの変化に合わせた財政健全化への取組が不可欠となってくるものと考えております。

先ほども答弁いたしました。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための4つの財政指標について、いずれにおいても健全段階にあります。財政状況が悪いということは全くないというふうに考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが、時代は今、大きな転換期を迎えております。東日本大震災以降からコロナ禍までの間、地方財政は大きく膨張し、矢吹の場合ですと、東日本大震災前の倍に膨らんでいるという試算もあります。ようやく新型コロナウイルス感染症が収束して戻ってきたのは、かつてと同じ平時ではない。それで、「新たな平時」と言っているわけです。かつてと同じ平時ではない。

労務単価の上昇や物価高騰の影響による経常経費の増加や、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加、そして大変衝撃的な埼玉八潮市の下水道のああいって大変大きな問題が露見してまいりました。今、高度成長期に造った、あるいはそれ以降に造った公共施設インフラが、大体コンクリートですと50年超えると、RCコンクリートで鉄骨等もさびて非常に劣化も進みます。それまでの手入れの仕方によって50年から80年の間に、どういうふうに対応するかというのが課題でありますけれども、様々なインフラが、これからそういった対応をしなくてはならないということがあります。大変なお金がかかります。

そういった様々な課題が顕在化してございまして、言わば「新たな平時」というのはそういうことであります。「新たな課題を持った平時」との局面を迎えたものと認識しております。このまま、これまでと同じように自治体運営を行っていけば財政指標の悪化を招く恐れもあります。早急に手を打ち、令和7年度から「新たな平時」に対応するための予算案を編成したところであります。

本町の財政が健全であることは、国や県も認める財政指標を見れば明らかであり、今後も健全な財政運営を継続していくため、まずは、第7次矢吹町行財政改革大綱でお示ししているとおおり行財政改革を推進し、財政調整基金の計画的な積み増し、これは言わば、一時的に減ってしまった蓄えを増やしていく。これは借金も相当返しましたし、1つの家計でも同じだと思いますが、借金も相当返した。そして、先ほどのように様々な経

費も膨らんできた中で、どうしても蓄えを切り崩した。しかし、切り崩したままにしておいては将来がない。だから、大変な道でありますけれども、とにかく、やはり何とかして財政を健全化するというのをやり始めたわけであります。将来のためです。

最後に、会計年度任用職員の縮減に伴う業務負担についてのおただしであります。会計年度任用職員につきましては、三村議員への答弁でも申し上げましたが、令和7年度当初予算案の編成において、「有事」から「新たな平時」に対応した予算規模とするため、各種事業の内容及びその経費の見直し、DXによる業務効率化等を進めたことで、当初予算の削減を図ったところであり、これにより、前年度に比べ業務量の低減も見込まれたことから、令和7年度は、業務内容や業務量に応じ、会計年度任用職員も含め、適材適所により職員を配置し、組織運営を図ってまいります。

パートタイム会計年度任用職員である事務補助員については、人数及び事業内容を吟味した上で削減したところであります。その一方で、パートタイム会計年度任用職員である事務補助員とは別に、事務分掌における業務を担当し、職員に準ずる職責のフルタイム会計年度任用職員を今年度は10名任用しておりますが、当該職員については、令和7年度も同数の任用を予定しております。

なお、青山議員のおたなしのとおり、マンパワー不足により職員がメンタル不調や体調不良に陥らないよう、職員管理の徹底及び職員育成のための研修の実施が重要であると考えております。

具体的には、職員管理の徹底として、部下職員の超過勤務状況及び休暇取得状況の把握や、働き方改革として取り組んでいる「ノー残業デー」、「夏季期間におけるノー残業ウィーク」、「ゆう活制度による時差出勤」に引き続き取り組んでまいります。

また、職員育成のための研修として、メンタルヘルス研修会、マネージャー研修及び管理、監督職研修などを実施し、メンタルヘルスに関する知識の習得及び管理職員、監督職員のマネジメント能力の向上に取り組んでまいります。

事務補助員が削減された部署を中心に、職員の超過勤務状況、メンタル不調、体調不良の状況などを定期的に把握し、必要に応じて人員及び業務量を調整するなど組織マネジメントの徹底に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございました。

答弁の中で、ちょっとお聞きしたいことが何点かございます。

まず、最初の質問にありました中での答弁で、行財政改革推進に特化した組織強化を図るということで、通常であれば、通常といいますか、手法はいろいろあるんですけども、いわゆる財政非常事態宣言を発令することもありますし、あるいは組織として、矢吹でも野崎町政のときありましたが、財政3か年計画とかそういうのもありました。行財政改革推進ということでの本部とか、そういったこともあろうかと思いますが、そういう行財政改革推進に特化した組織強化を図るところでは具体的にどのようなことをされるのか、お示し願いたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

行財政改革に特化した組織でございますが、本町では、これまでも行財政改革に取り組み財政の健全化努めてまいりましたが、令和7年度につきましては組織強化を図りまして、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく行財政改革を集中的に実施管理する考えでおります。

具体的には、まず、歳出の改革といたしまして、委託事業の見直し、直営との比較検討。2つ目にエビデンスに基づく行政評価の結果、それらのエビデンスに基づく施策事業の見直し。3つ目としまして、DXの推進による行政事務の効率化などを、歳出改革として行っていく予定でございます。

歳入改革としましては、1つ目に町有財産の有効活用としての普通財産の売却。2つ目は公共施設の適正な維持管理と町民サービスの維持向上のための使用料・手数料の見直し。3つ目は実績ございますが、ふるさと納税、商工観光課の所管でありますけれども、こちらとの連携。4つ目が本町では農業関連事業で実績ございますけれども、ガバメントクラウドファンディングによる資金の調達。最後、ネーミングライツです、公共施設等の命名権の販売なんかに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

これら様々な取組を積極的に行っている考えでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ありがとうございます。

今まで、かんかんがくがくとやってきたことが具体的に出てくるのかな。特に、委託業務の見直しですよ。やっぱり経常経費比重と一般財源でもって、物件費、補助費、そこが膨らんできて、そこを抑えないことには、これ何ともしようがないので、やっと話が通じたかなと思ってうれしく思っております。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、ちなみに、行財政改革大綱による財政シミュレーションというのは、まだ出していないのか。もう1年たつんですけども。それがないと方向性が見えない、どうも羅針盤のない船に乗っているような不安をちょっと覚えるものですから、いかがなのをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

実行計画における中長期財政シミュレーションということなんですが、12月議会で私答弁していますのは、財政計画における中長期財政シミュレーションだったかなというふうに記憶しているんですけども、どちらにしても財政シミュレーションだと思うんです。

それにつきましては、財政計画、今策定中でありまして、その中でお示しできればなというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいまの答弁の中での財政シミュレーション等についてですけれども、中長期的なその規模というのはどれぐらいを目安としてやっていくのか。当然、抱えている公共施設等の老朽化に対する問題とか、統廃合とか、そういったものも絡んでくるわけですから、どれぐらいの期間をめどとして財政シミュレーション等を策定しておられるのかということを一応確認したいと思いますので、お答えください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どのぐらいの期間かということなのですが、総合計画の周期に合わせたぐらいで検討はしております。あまり長過ぎても、これだけの社会経済情勢の変化がございますので、あまり参考にならないかなというふうにも思っていますので、その辺はバランスを見て時期のほうを調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 答えていただきありがとうございます。

参考までに、会津美里町、これは以前にも資料を出したと思いますけれども、事例としては、会津美里町あたりを参考にされたシミュレーション等を、できるのであればお願いしたいということで申し上げたいと思います。

次に、令和7年度矢吹町当初予算についての支出部門なのですが、一般会計から公営企業会計への負担金です。繰り出し等もなんですけれども、繰り出し基準によって繰り出すものもあり、繰り出し基準外で出すものがございますけれども、今回、上下水道のほうは減っております、国保は減ですね、やはり。そして介護保険は増えているということかと思うんです。トータル的には760万円の増加ということなんです、これは何か企業会計、上下水道のほうについては結構減ってきているかなと思うんですけれども、この数字というのはどれぐらいなのでしょう。どれぐらいの金額を減額されたのか、令和6年度と比較してちょっとそれを教えていただけませんか。

○議長（藤井源喜議長） 携帯電話切ってくださいようお願いします。

答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

一般会計からの企業会計への負担金約1億円の内訳でございますが、水道の企業会計につきましては約

1,200万程度、正確には1,192万円、公共下水道及び農業集落排水合わせた下水道会計の負担金につきましては9,252万8,000円。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 特別会計のほうでのこの9,000万という数字が、かなり大きいというふうに思うんですけども、これは、実際に特別会計運営する中で9,000万もの補助等が減るといって、繰入れが減ることですから、これ普通、支障とかとかそういったもの出るんじゃないですかね。それだけ削れるものがあったということですか、今までと比べて。どういったもので、それでそんな9,000万円ものお金が繰入れとして削れたのかなというのが不思議なんですけれども、ご説明ください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

下水道会計の負担金の削減の内容でございますが、まず1点目が、今までは特別会計でございました。そこから企業会計になったのが令和4年でございます。

企業会計になった時点で、どのぐらいの財政的な状況かというところで、やはり何ですか、財政状況が把握し切れていないというか、企業会計になったことで財政状況が、特別会計と企業会計では経理の仕方がまるっきり違ってきますので、その補填をある程度見越した上での負担金をいただいていたのが令和4年だったり、令和5年、本年も含めましてでございます。

それで、ある程度の利益剰余金が見込めるような財政状況だということが明らかになってきましたので、負担金を、まずは減らすことでの対応も可能であるという判断で、今回は負担金を減らしたのが1点でございます。

もう一点が、資本金平準化債というものがございます。こちらの借入基準がちょっと見直されまして、その見直しされた内容で借入額を少し大めに借り入れることが可能になったことで、一般会計への負担が削減することができたというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいまの繰入れに関してですけれども、これは結局、減額されたのは約1億ということでございます。

公共下水道、農業集落でもって9,000何がしのお金が削られたということですが、これは、そもそもの目的というのは、いわゆるその資本としての繰出しだったのか、あるいは運営としての繰出しだったのかというのは、それは繰出金明細というのはどういうものだったのかお尋ねしたいんです。いわゆる起債に対して充てるのか、そうでなくて運営上として充てるのか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫課長登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問についてお答えいたします。

今回の令和7年度の負担金ということによろしいですか。

令和7年度の負担金についての主なものにつきましては、収益的収支のほうに充てるものが大きい金額になります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 西山課長、大分お疲れのような感じが見受けられましたけれども。

次に、扶助費等の義務的経費においても根拠となる数量や単価を精査したということですが、ちょっと細かいところですが、具体的に、この扶助費等の義務的経費、扶助費です。この辺も、かなり根拠となる数量や単価を精査したということですが、これは住民サービスの低下等につながらないかというちょっと不安があるんですが、その扶助費については、どの辺の部分についてどういうふうに削ったのかをちょっとお尋ねをしたいなと思います。

ちょっと違うことではあるかもしれませんが、敬老会の費用がかなり削られていまして、今まで、去年だと797万あった敬老祝い金が200万円減らされて590万になり、記念品もこれはちょっと令和6年から7年に増えましたが、長寿祝い金も200万円ほど減額されていると。非常にお年寄りの方々頑張って来年もと思っていた人もおられるかと思うんですが、こういったところも経費削減というのはこれは適正なところだったのか、あるいはそこまでも削らなくちゃいけなかったのかというところでは、一般町民としては関心のあるところなんです。ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

扶助費の例として、今お話ございました敬老会の祝い金であったり、敬老会の事業費ですね。これについては、行財政改革云々と言う前に、私も保健福祉課長時代、令和4年度でしたけれども、その頃から課題として捉えておったところがございます。といいますのは、条例に、祝い品または祝い金を贈呈するということで定められておるんですが、本町の場合は、高齢者の方にもっともっと頑張ってということで、祝い品、祝い金両方を差し上げていたり、要するに周辺市町村と比較しましても、かなり手厚くそちらに皆さんの税金の原資を、頂いた原資をそちらに振り向けていたということで、課題としては捉えておりました。

今回、こういったことで予算編成に当たって様々な事業の見直しを行う中で、このタイミングでご理解を賜りながら、敬老の祝い事業はしっかりとやります。規模は縮小するかもしれませんが、予算規模は縮小されていますが、皆さんの、質を落とさず、敬老会という祝いはしっかりとやって、その祝い金、祝い品につき

ましては、適正と思われる、周辺市町村との比較において適正と思われる中で、条例の改正を今般させていただいておりますので、ご理解とご協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

その他扶助費につきましては、ちょっと細かいことですので、事務的なことですので、この場での答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 財政と令和7年度の当初予算の編成で、かなり厳しい状況だったということで質問させていただいていますが、A I型活用型オンデマンドバスという部分に関しては、端的にお尋ねしたいと思うんですけども、バス1台当たり1日27万ほど経費がかかっていまして、利用者が11.4人ということで、単純にこれ経費かかり過ぎじゃないのという町民の皆さんからの声は多いんですよね。もっとちょっと違う、同僚議員もありましたけれども、違うやり方もあるんじゃないかというようなところがあるんですよ。

前、課長さんのほうと話したらば、これ以外は考えていないというような話もあったんですけども、やはり、地方自治法でも第2条14項でもって最少の経費で最大の効果ということを考えたときには、やはりコスト面というのはやっぱり考えていかなくちゃいけないだろうと。

特に、私どもが今回、産業民生常任委員会で行った太田市というのは、市長さん自体が、清水市長さんですけども、無駄なことはしないと。本当に幼稚園でも保育園でも、きちんとやってもらったら土地ただでくれてやるというぐらいの、そういうところでのコスト感覚を持って運営していますよというお話だったんですね。

ですから、このところでもって1日に27万円かかって11.4人とすれば、400円取っても4,400円、4,800円という収入の中で27万という費用は、さすがにこれはかけ過ぎなんじゃないですかということもあります。しかもコミュニティバス、実証実験を行ってきた中でも、そんなに極端に人数が増えてオンデマンドになって増えているというわけでもございませんので、そこは感覚的に町民の皆様にもどのようにご説明されるのか、参考までにお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、10番、青山議員の追加質問にお答えします。

A I型オンデマンドバスについてのコストからすると、コストパフォーマンス悪いんじゃないかというお話がありますけれども、これはまずやってみて、しかし、コストパフォーマンスが悪いままであれば、これはちょっと考えることがあるかもしれませんが、やはり、本当は生き活きタクシーでタクシーの台数が十分に確保できれば、あれ、なかなかよかったです。よく三村議員もおっしゃいますけれども。ところが、とにかくタクシーがない。幾ら呼んでも来ない、待たされるということもあって、やっぱりある程度大量に運べる基幹交通が必要だということでコミュニティバスの、要するに、定時、定路線のものをやってみたけれども、何せお年寄りはコロナで皆さん足が悪くなっちゃって、とにかく停留所まで、よくアメリカではラストワンマイルという

けれども、ワンマイルどころかラスト50メートルなんです。50メートル先でも大変だというぐらいの状況なので、結局、定時で回っていても、そこに行くのが私の周りのお年寄りも、コロナで本当に家に籠ってしまいました。そしてまた、足が動かなくなってきました。もう悪循環で、それで、ことぶき大学でも、様々ないきいきサロン、その他もろもろの地域の事業でも、なかなかお年寄りが出られない。だから庭先まで行くと。

庭先まで行くということで、そして目的地まで行ってもらって、乗車数も今のところ8人ですか、10人乗るところを8人で、ちょっと余裕を見て、タクシーよりは足です。足をとにかく確保して、お年寄りが、よくずっと説明していますけれども、このままだと完全にどんどん弱ってしまう、フレイル化すると。要支援、要介護になった場合に、大変に、本人も、家族も、そして地域も、そして町としても、非常に大変様々な困難を伴うことがあるので、まずはとにかく足を提供する。

それは最初のうちは、これは何でもそうですが、事業をやる際は初期不良であります。あるいは初期費用があります。だから今やって、それで皆さんに乗っていただき、最初の登録者数は今288だっけ、300近く、非常に短期間の間に登録者数増えているし、議員の中にも使っていただいて、大変これはいいと言っていたりしていますので、これからしっかりと見ていって、コストパフォーマンスについてはしっかりと吟味していきたい。

ただし、太田市のように、皆さんご存じのように、矢吹には事実上1業者しかいない。太田市には9業者いる。たしか私聞くところによると。それで、かつ規模も人口からしても矢吹の10倍ぐらいいるんだっけかな。二十何万だっけ。じゃ10倍以上ですね。その規模があって、それで業者も幾つもある。だから競争がきちんできる。ところが、ご存じのように、矢吹の場合は業者さん1つだけで、その競争というのがなかなか効かないというものもある。様々なんです。

先ほど、ちょっと財政の関係のことでも比較したけれども、やはり、それぞれの自治体に長所もあれば弱点もある。それで規模、あるいは性格の違いもある。だからその中で、だけれども今考えてみた限りは、もう生き生きタクシーはタクシーがない。とにかくドライバーもタクシーもない。であれば、とにかくコミュニティバスやってみた。しかし、それはお年寄りにとっては停留所まで行けない。それで今は、一番今の決定版としてやってみたけれども、それがコストパフォーマンスが悪いというのであれば、そのお年寄りのフレイル化を避けるとか、ほかに健康を守るとか、それからこの後、生徒さんとかいろんなことに広がっていきますが、私が答弁しているんなとに広がります。その広がり具合と、それからパフォーマンスとコストと、しっかりと見た上で考えていくことがあるんだろうと思います。そこはちょっと見ていただきたいなというふうに思っています。

まずは、足を確保しないと、本当にお年寄り駄目になっちゃいます。その先に学童、それから皆さんの、皆さん免許あるからいいですよ。免許返納した後、どうやって動く。そのことをよく考えていただいて、これはコストパフォーマンスだけではないと思っています。ただし、あまりにもコストパフォーマンスが悪い場合は、それはもう当然、皆さんと考えながらやっていくということだと思います。とにかくどんどん使っていただく、改善していく、そのことが大事だと思っています。

大分長くなりましたが以上です。

10番、青山議員の追加質問にお答えしました。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 私が申し上げたのは、今事例として、事案として介護を要する方とかがございました。

確かに、そのとおりです。介護タクシーもあれば、また、これでなければならないという考え方だけは、ちょっと変えてもらってもいいんじゃないかと。つまり多種多様な方法が、もしも生まれたときには、やっぱり引き換えていくということが必要じゃないかと。これでこれしか考えていないと言われた場合には、もうこのままのコストでいくのかといたら、これはちょっとむちゃがあるんじゃないかなというふうに思ったものですから、その辺は柔軟にお考えいただきたいなというふうに思います。

そして、次に、当然、財政的な問題でふるさと納税はやっぱり魅力的なものであり、私が研修に行ったところでも、ふるさと納税を多くしていくということがございます。歳入を多くする手法としては、非常に有効かと思えます。

ただ、このふるさと納税に関しまして、ふるさと納税産品を送ったりするのに、やっぱり業務委託等もかかってくるかと思うんですけれども、今それってどれくらいかかっているのか。

ふるさと納税額に対して、どれぐらいの経費及びその費用というのがかかっているのかということ、この予算の中でも出ているのかなというふうに思うんですけれども、ちょっと分からなかったものですから、寄附金とその業務委託料について中身を、この二、三年のデータがあれば、お示しいただきたいと思えます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の経費についてのご質問かと思えます。

先ほど町長答弁の中で、今年度は2月末で寄附金として5,800万円ほど寄附を頂いております。

ふるさと納税については3割ルールと5割ルールというものがございまして、返礼品については寄附額の3割、経費については返礼品を含めて5割以内にするというルールがございまして、その中で運用をしております。

ちなみに、昨年度の寄附額については約1,000万でございますので、今年度約6倍ほど寄附額が増えているという、そういう状況でございます。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） まず、財政の中身について令和7年度をお聞きしておりますが、特に、ふるさと納税今聞きましたが、そのほかに、これは本丸になってくるのかなと思えますけれども、使用料・手数料の見直しによる歳入の確保の努力というものをしていくということですが、この使用料・手数料の見直しというのはいつ行うのでしょうか。

これは、私も以前に健康センターに関しての数字を出しながら申し上げた経緯もございまして、その辺は町

長さんはじめ、やっぱりやらなくちゃいけないんだろうなというところがあったんじゃないかと、よく言ってくれたというようなこともあったものですから、これについては令和7年度、8年度なのか、いつやられるんでしょうか。このまま待っていてもしょうがないので、やっぱり早く手をつけて、少しでもいい方向に持っていかなきゃいけないということがありますので、使用料・手数料の見直しに関してはいつやるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

使用料・手数料の見直しについてでございますが、使用料・手数料につきましては条例の改正が必要になってまいります。

それともう一つ、全庁的に統一した視点で、単独で駐車場料金とかそういったものは、特段、公益性とか、民間代替性とかという視点は必要ないかとは思いますが、そういった視点で、例えば健康センターの料金であるとか、民間代替性、公益性等々の視点で、一定の同じ目線で、全ての公共施設等の利用料金というのを見直しをかける必要があることから、令和7年度できるだけ早い段階で全庁的に見直しを行う予定であります。

その基準についても策定しておりますので、それを踏まえて見直しをかけ、できるだけ早い段階で議会のほうにお示しし、条例改正の運び、周知期間が必要になりますので、その期間も十分取って行ってまいりたいというふうに思っております。

今現在、いつまでということは申し上げませんが、できるだけ早い段階で改正をすれば、それだけ歳入が見込めますので、そのようなことで進めてまいりたい。歳入改革を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） それから、財政のその規律等についての、やっぱりちょっと何度も何度も申し上げているんですけども、いわゆる実質公債費比率と将来負担比率、それからあとの健全化判断比率、2つありますけれども、そこに赤字比率等には抵触することは、まずないわけなんですけれども、実質公債比率等、実質公債比率ですね絞れば。

それに関して、25%っていないから健全であるという、そういう認識でありますけれども、例えば、これ11.2%と8%といたら一体何が違うんだか、そこの認識をお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

健全化判断比率の中で、11.2%と8%、何が違うかということでございました。

それにつきましては、特段、本町が11.2%で、他の自治体が8%であるから、それをもって財政がどうこうというのは判断材料にはならないと考えております。大事なのは、その傾向、傾向といいますか歴年の経過です、ね、推移というところが大事なのではないかなと思っております。

青山議員さんがおっしゃる実質収支比率であったり、そういったところもいろいろな切り口、単年度収支、実質単年度収支につきましても、やはりその切り口で、それだから赤だから悪いとか、黒だからいいではなくて、やはりその傾向、推移を見ながら、その数値から見えてくるその背景、その辺を分析することが、各自自治体、自治体で、そこは異なってくるんだらうというふうに思っています。

本町は、その4つの指標のうち2つはないわけでありましてけれども、健全段階にありますので、そこは間違いないところでございます。

ただし、決算状況を見ますと、実質収支が黒字ですけれども、これは黒字という判断でいいんだと思いがすが、ただ、単年度収支と実質単年度収支が赤が連続したというところでは、やはり我々も緊張感を持って行政改革に取り組んでまいらなければならない。なので財調には手をつけないと。令和7年度決算には黒字にするぞという意味合いで、そういった数値、判断指標を活用させていただいているというところでございます。

青山議員さんの質問の答えになっているかどうかはあれですが、各自自治体でその捉え方は違うのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 実質公債費比率25%には程遠く11.2%ということですから、程遠い状況であり健全化そのものと思われま。ほかの自治体もたくさんございます。

しかしながら、この値が、実質公債比率が高ければ高いほど財政の柔軟性を損ねるとするのは、県の市町村課長さんあたりの判断があるんですね。だからやっぱり、何でこれでもって、じゃ県内の中で何位なんだとかということがよく報じられるわけですよ。やっぱり矢吹町、今11.2ですけれども、令和5年度、これは県内ではワーストという言葉使いたくないですね、13位です。悪いほうから、高いほうからというか、13位です。

やっぱりそれだけ、それが8%とかそういったところだと財政的な柔軟性がある。つまり公債費なんかを、何かあったときに借金を返済する公債費、借金返済するのにお金がないときに、やっぱりこの数値が低ければ低いほど柔軟性があって出せるということになるんですね。

ですから、やっぱりこれも、ただ単に25%の枠にあるからではなくて、やはり極力高い数値を目指していったほうがいいのか、県のほうの判断でもあります。

次に、私がやっぱり財政的にチェックしたのは、財政調整基金なんです。

矢吹町の令和5年度、これは年収500万円の家庭に家計になぞらえると、財政調整基金、蓄えは20万4,800円しかないんですよ。だから実質公債費比率とかそういったものがこれはもう程遠い。1,788ある団体で1つしか引かかってこないような基準ですから、やっぱり何かあったときに困るのが財政調整基金なので、早めに積立てをしていただきたいと思うんです。

これ前に、年間5,000万積み立てるという計画が何か出していたいただいたと思ったんですが、なんか予算書の

ほうを見ると、基金費の中での積立が5,000万というのがないんですけれども、結局は、結果論としての実質収支でもっての2分の1以上積むというところで5,000万。ということは、実質収支でもって1億残さなきゃいけないという、そういう方向性が、令和7年度なのかどうか確認をいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

歳出予算の中に5,000万円の積立が含まれていないということですが、そのとおりでございます。

〔「入っている」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（正木孝也課長） いいえ、入っていません。おっしゃるとおりです。

繰越しとして1億円を繰り越すことで、その2分の1以上である5,000万円を財調に積み立てるということで、なぜ歳出に組んでいないかと申しますと、もちろん繰越しを出して財調に積む努力、それはしてまいります。

ただ、その歳出に5,000万円を積むことによって、その5,000万円は町民に対するサービスに使える。それを初めから当初予算で歳出に組んでおくことは、その分何かしらのサービス、または様々なものを削減しなければ5,000万を歳出に組むことはできないということで、財調は貯めることが目的ではなくて、青山議員さんおっしゃるように、災害があったときとか突発的なことがあったときの蓄えとして、やはり十分な額は積んでおきたいというふうには考えておりますが、貯めることだけで、サービスの提供という一番行政として大事なところ、そこを忘れないようにしてまいりたいという意味の予算編成でございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 私の頭が固いのか、やっぱり予算書ですから、計画を立てるのであれば、計画を立ててきちんと数値を上げていただきたいと思っているわけなんです。

隣の泉崎村に関しましても、病院の建て替え、あるいは東口のものに関しても計画的に積立ををしていくということでやっておられて、やはり目に見えて、そういうことで計画を町はしているんだと見えれば安心ですよ。それは結果としてやってみて、1億円貯めたから5,000万入れるんだみたいな、表現はちょっと違いますけれども、そう取られてもしょうがないようなところがある。

積立金、今ありましたけれども、やっぱりその財調に関しても低水準であるということと債務償還能力、借金を返したりあるいはその資金繰りのときに、非常に留意すべき状況なんです、残高が低水位というのは。積立金が低水準であるということは、収入不足が発生したときに資金繰りの余裕がないということで、収支が低水準であるということは、借金の返済に回せる資金が少ないというような状況になるわけです。

ですから、やっぱりそこは明確に数字を上げて頑張っていたいただきたいなというふうには、議員の立場としてはそう思って応援していきたいと思っております。

その辺については、今後、積立金に対して計画的に積んでいこうということで示していただけるということ

は可能なのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、計画的に財政調整基金に積むというところで、まず、地方財政法の中で余剰金の2分の1以上を基金に積み立てると、ご承知のとおりでございますが、それ自体が本町にとってはルールでございます。

これまでも本町の過去においても、歳出にその積む分を計上した経過というのはございません。経年で見ますと、令和元年以降、直近でございますが、財調の積立金としまして、令和元年は2億円、令和2年については1億4,600万円、令和3年についても2億超、令和4年についても1億、令和5年については8,800万でございますが、いずれも5,000万円以上積み立てておりますので、そのようなことで令和7年度も頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

一部訂正させていただきます。

今、積立てを歳出に組んだことはないということで、言葉足らずで申し訳ございません。

当初予算の歳出に組んだ経過がないということでございました。失礼いたしました。

○議長（藤井源喜議長） 残りは58秒です。

再質問ありますか。

○10番（青山英樹議員） ありません。終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

そのままお待ちください。

（午後 4時40分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 4時41分）

◎発言の訂正

○議長（藤井源喜議長） ここで、町長から、昨日行いました梅宮議員、富永議員への一般質問の答弁において一部答弁に誤りがあったので訂正したい旨の申出がありましたので、その説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 大変いい形で気持ちよく終わったところで、こんな話を申し上げて大変恐縮でございます。

3月7日から開会いたしました定例会におきまして、議員の皆様には町政進展のため多くのご質問をいただ

き心より感謝を申し上げます。

第447回矢吹町議会定例会第4日目の梅宮議員及び富永議員の一般質問において答弁申し上げました内容につきまして一部誤りがありました。次の日程に入る前に発言の機会をいただき感謝申し上げます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

1つ目、まず通告1番、梅宮議員の訂正箇所につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の法解釈に誤りがあり、別紙正誤表のとおり、発言の訂正を求めるものであります。

次であります、2つあります。

通告4番、富永議員の訂正箇所につきましては、本町の地方債の残高についてであります。

令和5年度末の一般会計における地方債の残高74億8,000万円と答弁いたしました、これが、これは端数の切上げあるいは四捨五入、こういったものの違いによる答弁の内容でございまして、令和5年度末の一般会計における地方債の残高は74億7,000万と、発言の訂正をお願いするのであります。統一性を取ること、片方は70億8,000万、70億7,000万と書いてあります。これは四捨五入と、それから切捨ての関係で、それを違うふうにやってしまったということで、違う書き方になってしまった、そういう話です。

なお、今後も簡潔で明瞭な答弁に努めてまいります。

議員の皆様には、引き続きのご支援とご教示を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、あわせて正誤票が、A4横のこれがお配りしてあるかと思いますが、この中身でございまして、

今お話ししましたように、梅宮美和子議員の一般質問の答弁で、空き家対策についての質問事項②中に、この理由としては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の解釈に誤りがあったということとあります。

内容的には、1、訂正前「地方公共団体に対して空き家対策の実施に努めなければならないとする責務の強化を図り」と書いてありましたが、訂正後は「所有者」。そもそもこの法律においてこの責務を負うのは地方公共団体じゃなくて所有者ですということがありまして、対して、「空き家対策の実施に努めなければならないとする責務の強化を図り」は「地方公共団体」ではなく「所有者」であります。

ということで、あとはちょっと見ていただければお分かりになるかと思うんですが、これをちょっとご一読いただければと思います。

それでは、大変最後に失礼をいたしました、皆さんよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） 町長の説明のとおり、答弁を訂正することにいたします。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第13号、第14号、第15号、第16号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第447回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、2月26日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

（午後 4時49分）

令和 7 年 3 月 1 8 日（火曜日）

（第 4 号）

令和7年第447回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年3月18日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第2号・第3号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第4号・第5号・第9号・第10号・第11号
陳情第1号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第13号・第14号・第15号・第16号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第12号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭	副 町 長 鈴 木 一 史
教 育 長 大 杉 和 規	総 務 課 長 正 木 孝 也
企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一	まちづくり推進課長 神 山 義 久
会計管理者兼総合窓口課長 佐 藤 浩 彦	税 務 課 長 小 磯 剛
保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳	農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴 木 辰 美
商工観光課長 柏 村 秀 一	都市整備課長 有 松 泰 史
上下水道課長 西 山 貴 夫	行政管理監兼危機管理監兼政策管理監 阿 部 正 人
教育次長兼教育振興課長 佐 藤 豊	生涯学習課長 渡 辺 憲 二
子育て支援課長 小 椋 勲	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜議長） それでは、去る3月11日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第2号、第3号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、これより議案第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しくださいました皆様、ありがとうございます。

それでは、第447回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第2号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、善郷小学校において、令和7年度の放課後児童クラブの利用申込者が定員を大きく上回ることから、児童クラブ専用施設内に新たな育成室を確保し、定員を160人から200人に増員することで待機児童の解消を図るものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、児童扶養手当法施行令等の改正に伴い、条例中で引用する条項について改める等、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の公布により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑として統一されることに伴い、関係する9件の条例について一括して改正するものであります。

なお、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、令和7年6月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する4件の条例について一括して改正するものであります。

改正の内容は、法律において、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要なカード代替電磁的記録について規定が追加されたことに伴い、条例中で引用する条項について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、関係する2件の条例において、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第4号、第5号、第9号、第10号、第11号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより議案第4号、第5号、第9号、第10号、第11号及び陳情第1号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、第447回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第5号、第9号、第10号、第11号及び陳情第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第4号 矢吹町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例。

本案は、高齢化の一層の進展に伴い、事業費の増加が見込まれる敬老祝金等について、支給金額及び支給対象者の見直しを行い、高齢者福祉の持続可能な支援体制の整備について取り組むものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

本案は、本町へのより一層の企業進出を促すため、奨励措置の対象となる事業施設等の業種に農業を追加し、農業版企業誘致を推進するため、新たに農業版企業立地奨励金を創設するとともに、実績のなかった進出準備奨励金について廃止するものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 権利の放棄について。

本案は、令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金返還金の債権について、債務者は住所不定で本町以外でも複数の詐欺行為を行い、令和5年7月に逮捕され、現在、刑事事件の裁判が行われており、また、財産を差し押さえることが困難なことから、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 権利の放棄について。

本案は、矢吹町営住宅等条例に基づく家賃債権について、債務者の所在が不明で債権の消滅時効期間を経過している等のことから、債権回収が著しく困難であり、今後の徴収が見込めないため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 権利の放棄について。

本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金債権について、債務者の所在が不明であり債権の消滅時効期間が経過していることや債務者が破産していることから、債権回収が著しく困難であり、今後の徴収が見

込まれないため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、福島県の最低賃金の引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番。

○9番（鈴木隆司議員） 質問します。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について質問いたします。

最近の物価高の社会情勢により、賃金の引上げということについては理解を示すものでありますが、中小企業、特に地方の中小零細企業は、コロナ、それから近年のこの物価高によって大変消費が低迷しているのが現状でございます。こうした引上げに対して、中小企業支援ということに対して、委員会の中でどのような意見、どのような議論がされたかをお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について質問がございました。

どのような中小企業に対する助成措置等の議論があったかというような質問でございましたが、そのような質問はございませんでした。

○議長（藤井源喜議長） ほかに質疑はありますか。

○9番（鈴木隆司議員） ありません。大変残念です。

○議長（藤井源喜議長） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第13号、第14号、第15号、第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案第13号、第14号、第15号及び第16号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議場並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

それでは、報告させていただきます。

第447回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、一読をお願いし、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第14号、第15号、第16号の審査結果は、次のとおりです。

議案第13号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ79万3,000円を追加し、総額を17億431万5,000円とするものであります。

歳入予算の内容は、保険料10万円、国庫支出金34万6,000円、繰入金34万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容は、総務費69万3,000円、諸支出金10万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的収入につきましては、既定の額に335万5,000円増額し、総額を4億3,887万8,000円とするものであり、内容は、営業収益を335万5,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に123万7,000円増額し、支出予算総額4億4,853万円とするものであり、内容は、営業費用を123万7,000円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額に136万7,000円を増額し、総額を4億4,370万円とするものであり、内容は、営業外収益を136万7,000円増額するものであります。

収益的支出については、公共下水道事業については、既定の額に783万2,000円を増額し、総額を4億4,517万9,000円とするものであり、内容は、営業費用を783万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に20万3,000円を増額し、総額1億7,317万円とするものであり、内容は、営業外費用を20万3,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額に370万円を増額し、総額2億1,403万2,000円とするものであり、内容は、補助金を370万円増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,266万5,000円を1億8,896万5,000円に、当年

度分損益勘定留保資金 1 億7,877万3,000円を 1 億5,546万3,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1,541万9,000円、繰越利益剰余金処分額419万1,000円を補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号 令和7年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,841万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して4.6%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終了いたします。

これより議案第13号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和7年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより議案第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、10番、青山英樹議員。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、第二予算特別委員会の審議内容についてご報告を申し上げます。

第447回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の審査結果は、次のとおりです。

議案第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,230万円を追加し、総額を93億2,475万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億941万1,000円、寄附金1億30万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,778万1,000円、財産収入3,262万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を減債基金への積立金により2,193万2,000円の増額、農林水産業費を農地中間管理機構関連農地整備事業負担金等により1,125万7,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減等により2,295万3,000円の減額、教育費を公有財産購入費の減等により764万4,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容については、新たに農地整備事業債を1,480万円追加するとともに、緊急浚渫推進事業債（農業施設）を580万円増額、緊急自然災害防止対策事業債（ため池）を580万円減額、一般補助施設整備事業債を160万円増額、社会教育施設整備事業債を1,380万円減額するものであります。

討論に入り、三村委員から、複合施設正面の駐車場を使ってスマートパークの整備事業が進められようとしています。複合施設の駐車場が不足している状況が見受けられるため、当該場所で事業を進めることに賛成

できないことから、反対する意見がありました。

また、鈴木浩一委員から、スマートパークを整備することで複合施設正面の駐車場が使えなくなってしまうと4号線側の駐車場まで行かなければならず、特に高齢者の方にとって不便になってしまうということを町民の方から聞いているため、反対する意見がありました。

一方、関根委員からは、スマートパークに関して、場所については議論の余地はあるにしても、補助金を考慮すると町の支出を少なくできるということから、賛成する意見がありました。

また、角田委員から、複合施設を整備した当時も駐車場が狭いという意見がありましたが、町の取組が評価されてスポーツ庁長官表彰を受賞し、スポーツ・デジタル関連の補助金を活用してスマートパークを整備できることから、賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,769万6,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して1.4%の減となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億446万4,000円、県支出金11億1,977万9,000円、繰入金1億6,022万3,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,497万円、保険給付費11億1,020万5,000円、国民健康保険事業費納付金3億9,453万9,000円、保険事業費3,965万2,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和7年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであります。令和6年度当初予算と比較して同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,739万2,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して1.5%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億4,300万円、国庫支出金3億6,418万8,000円、支払基金交付金4億2,337万1,000円、県支出金2億3,701万8,000円、繰入金2億7,975万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,989万6,000円、保険給付費14億8,517万8,000円、地域支援事業費1億1,676万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,880万1,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和6年度当初予算と比較して4.4%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 1 億6,895万3,000円、繰入金5,928万9,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費851万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億1,973万円、諸支出金55万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和7年度矢吹町水道事業会計予算。

収益的収入につきましては、総額 4 億2,918万9,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益 3 億9,723万5,000円、他会計補助金を主とする営業外収益3,195万2,000円であります。

収益的支出については、総額 4 億4,515万7,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用 4 億1,589万3,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,621万4,000円となっております。

資本的収入については、総額7,230万1,000円を計上し、主な内容は、企業債6,030万円であります。

資本的支出については、総額 1 億3,895万9,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 6,250万円、企業債償還金7,545万9,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,665万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和7年度矢吹町下水道事業会計予算。

本案は、収益的収入については、公共下水道事業について、総額 4 億1,353万9,000円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益 1 億3,803万1,000円、他会計補助金を主とする営業外収益 2 億7,250万8,000円であります。

農業集落排水事業については、総額 1 億6,209万1,000円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料を主とする営業収益2,940万円、他会計補助金を主とする営業外収益 1 億3,269万1,000円であります。

収益的支出については、公共下水道事業について、総額 4 億1,111万7,000円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用 3 億7,708万9,000円、企業債利息を主とする営業外費用3,152万8,000円となります。

農業集落排水事業については、総額 1 億7,281万4,000円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費用 1 億6,235万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用935万8,000円となっております。

資本的収入については、公共下水道事業について、総額 3 億478万7,000円を計上し、主な内容は、企業債 2 億2,810万円であります。

農業集落排水事業については、総額 1 億2,844万円を計上し、主な内容は、企業債 1 億710万円であります。

資本的支出については、公共下水道事業について、総額 3 億8,215万円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 1 億6,150万円、企業債償還金 2 億2,065万円となっております。

農業集落排水事業については、総額 1 億7,091万8,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費2,900万円、企業債償還金 1 億4,191万8,000円となっております。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億1,984

万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和7年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度矢吹町下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時5分から、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午前10時51分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜議長） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会からの報告でございます。

会期中に、町長から提出のありました諮問1件、議案1件、議員から発議1件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和7年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町三城目42番地の佐久間欣一氏であります。

佐久間氏は、昭和55年に農業短期大学校を卒業後、農業協同組合や保険会社に勤務し、令和6年2月に退職されるまで、主に保険業務に携わり、交通事故の相談対応などに当たっておられました。また、地元のスポーツ少年団の指導者として長きにわたり子供たちの健全育成に尽力するなど、子供に関わる活動に積極的に取り組まれており、人格、識見が高く、地域からの信望も厚く、誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。
ここで、同意されました佐久間欣一様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午前11時26分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午前11時27分)

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第6、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和6年10月の福島県人事委員会勧告を踏まえ、多様で有為な人材を確保するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、扶養手当の見直し及び通勤手当の支給限度額の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、給料表の改定などであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第7、これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番(三村正一議員) それでは、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)について説明いたします。

現在の福島県最低賃金は時給955円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,055円には程遠い金額であり、その水準は全国でも低位にあります。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して、記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島県労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望を求めるものであります。

以上で趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(藤井源喜議長) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井源喜議長) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井源喜議長) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井源喜議長) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(藤井源喜議長) 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後1時より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて第447回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 10 日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 熊田 宏

署 名 議 員 角田秀明